

【公開版】

提出年月日	令和2年3月13日 R19
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処理施設における
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第33条 重大事故等対処設備

目次

1 章 基準適合性

1. 基準適合性

1. 1 多様性，位置的分散，悪影響防止等

1. 2 個数及び容量等

1. 3 環境条件等

1. 4 操作性及び試験・検査性

2. 重大事故等対処設備に関する基本方針

2. 1 多様性，位置的分散，悪影響防止等

2. 2 個数及び容量等

2. 3 環境条件等

2. 4 操作性及び試験・検査性

3. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計

3. 1 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針

3. 2 地震力の算定方法

3. 3 荷重の組合せと許容限界

3. 4 可搬型重大事故等対処設備

4. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針

4. 1 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止

4. 2 不燃性又は難燃性材料の使用

4. 3 落雷，地震等の自然現象による火災の発生防止

4. 4 早期の火災感知及び消火

4. 5 早期の火災感知及び消火

4. 6 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮

2 章 補足説明資料

1 章 基準適合性

1. 基準適合性

1. 1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止【第三十三条第1項第六号, 第2項, 第3項第二号, 第四号, 第六号】

第三十三条 重大事故等対処設備は, 次に掲げるものでなければならない。

六 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

2 常設重大事故等対処設備は, 前項に定めるもののほか, 共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 適切な措置を講じたものでなければならない。

3 可搬型重大事故等対処設備に関しては, 第一項に定めるもののほか, 次に掲げるものでなければならない。

二 常設設備と接続するものにあつては, 共通要因によって接続することができなくなることを防止するため, 可搬型重大事故等対処設備(再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。

四 地震, 津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響, 設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

六 共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

(解釈)

- 3 第1項第6号に規定する「他の設備」とは、安全機能を有する施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含むものをいう。
- 4 第2項に規定する「適切な措置を講じたもの」とは、可能な限り多様性及び位置的分散を考慮したものをいう。
- 5 第3項第2号について、複数の機能で一つの接続口を使用する場合は、それぞれの機能に必要な容量（同時に使用する可能性がある場合は、合計の容量）を確保することができるように接続口を設けること。
- 6 第3項第4号について、可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮することとし、例えば、再処理施設の恒設の建物から100m以上隔離を取り、再処理施設と同時に影響を受けないこと又は故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。

- (1) 多様性、位置的分散（第三十三条第2項、第3項第二号、第四号、第六号）

共通要因としては、環境条件、自然現象、敷地又はその周辺において想定する再処理施設の安全性を損なわせる原因と

なるおそれのある事象であって人為によるもの（以下「外部人為事象」という。），溢水，化学薬品漏えい，火災及び「第 28 条 重大事故等の拡大防止」の「3. 設計上定める条件より厳しい条件の設定及び重大事故の想定箇所の特定」に記載する設計基準より厳しい条件の要因となる事象を考慮する。

共通要因のうち環境条件については，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件を考慮する。

共通要因のうち自然現象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風（台風），積雪及び火山の影響を考慮する。

共通要因のうち外部人為事象として，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては，可搬型重大事故等対処設備による対策を講じることとする。

共通要因のうち「第 28 条 重大事故等の拡大防止」の「3. 設計上定める条件より厳しい条件の設定及び重大事故の想定箇所の特定」に記載する設計基準より厳しい条件の要因となる事象については，外的事象として地震，火山の影響（降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等），森林火災，草原火災，干ばつ，積雪及び湖若しくは川の水位降下を考慮する。また，内的事象として動的機器の多重故障，長時間の

全交流動力電源の喪失及び配管の全周破断を考慮する。

主要な重大事故等対処施設である前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，非常用電源建屋，主排気筒管理建屋，第 1 保管庫・貯水所，第 2 保管庫・貯水所，緊急時対策建屋及び洞道（以下「建屋等」という。）については，地震，津波，火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。

a．常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。

環境条件に対して常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については，「1.3 環境条件等」に記載する。

常設重大事故等対処設備は，事業指定基準規則第 30 条に基づく地盤に設置するとともに地震，津波及び火災に対して常設重大事故等対処設備は，「第 31 条 地震による損傷の防止」，事業指定基準規則第 32 条及び「第 29 条 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。外的事象を要因

とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、
「3. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。火災、溢水及び化学薬品漏えいに対して「1.3 環境条件等」に記載する設計とする。地震、津波、溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る。

自然現象及び外部人為事象に対して常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に設置する。ただし、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、竜巻、落雷、火山の影響及び航空機落下に対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図った可搬型重大事故等対処設備により必要な機能を確保する。

落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。直撃雷に対して、当該設備は当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有

する建屋等に設置する。間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。

常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。

設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないようにするため、位置的分散を図った設計とする。
設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないようにするため、可能な限り位置的分散を図る。
設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち長時間の全交流動力電源の喪失については、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備と多様性及び位置的分散を図った可搬型重大事故等対処設備により必要な機能を確保する。

【補足説明資料 2-8】

【補足説明資料 2-20～2-22】

b. 可搬型重大事故等対処設備

可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大

事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。

また，可搬型重大事故等対処設備は，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。

環境条件に対して可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については，「1.3 環境条件等」に記載する。

可搬型重大事故等対処設備は，事業指定基準規則第 30 条に基づく地盤に設置された建屋等に保管するとともに屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，転倒しないことを確認する，又は必要により固縛等の処置をするとともに，「第 31 条 地震による損傷の防止」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり，液状化又は揺すり込みによる不等沈下，傾斜及び浮き上がり，地盤支持力の不足，地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に分散して保管する設計とする。地震に対して可搬型重大事故等対処設備は，必要により当該設備の落下防止，転倒防止，固縛の措置を講ずる。外的事象を要因とする重大事故

等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、「3. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、事業指定基準規則第32条に基づく津波による損傷を防止した設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「4. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。火災、溢水及び化学薬品漏えいに対して「1.3 環境条件等」に記載する設計とする。地震、津波、溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る。

自然現象及び外部人為事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に保管する、若しくは設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所分散して保管する設計とする。

可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。

故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。また、外部保管エリアに保管する可搬型重大事故等対処設備は、当該設備がその機能を代替する設計基準事故に対処するための設備及び常設重大事故等対処設備を設置する建屋等から 100m 以上の離隔距離を確保した上で複数個所に分散して保管する設計とする。

設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれないようにするため、位置的分散を図った設計とする。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれないようにするため、可能な限り位置的分散を図る。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち長時間の全交流動力電源の喪失については、設計基準事故に対処す

るための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるお
それがないよう，設計基準事故に対処するための設備と多
様性及び位置的分散を図った設計とする。

【補足説明資料 2-12，補足説明資料 2-14】

【補足説明資料 2-20～2-22】

【補足説明資料 4-1】

c．可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備
の接続口

建屋等の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大
事故等対処設備と常設設備との接続口は，共通要因によっ
て接続することができなくなることを防止するため，それ
ぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。

環境条件に対して接続口は，想定される重大事故等が発
生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用
条件において，その機能を確実に発揮できる設計とすると
ともに，建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置に複数
箇所設置する。重大事故等時の環境条件における健全性
については，「1.3 環境条件等」に記載する。

接続口は，事業指定基準規則第 30 条に基づく地盤に設置
する建屋等内に複数箇所設置する。地震及び津波に対して
接続口は，「第 31 条 地震による損傷の防止」及び事業指
定基準規則第 32 条に基づく津波による損傷を防止した設計
とする。外的事象を要因とする重大事故等の対処に用いる
接続口は，「3．地震を要因とする重大事故等に対する施

設の耐震設計」に基づく設計とする。火災に対して接続口は、「第 29 条 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。火災，溢水及び化学薬品漏えいに対して「1.3 環境条件等」に記載する設計とする。地震，津波，溢水，化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は，地震，津波，溢水，化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。

自然現象及び外部人為事象に対して接続口は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して，建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置に複数箇所設置する。

接続口は，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を考慮し，これら生物の侵入を防止又は抑制する設計を講じた建屋等に設置する。

設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち地震に対して接続口は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないようにするため，位置的分散を図った設計とする。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち長時間の全交流動力電源の喪失及び配管の全周破断に対して接続口は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にそ

の機能が損なわれないようにするため、位置的分散を図る。

また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。

【補足説明資料 2-10】

【補足説明資料 2-20～2-22】

(2) 悪影響防止（第三十三条第1項第六号）

重大事故等対処設備は、再処理施設内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。

他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）並びに内部発生飛散物による影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。

系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

また、可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

風（台風）及び竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする、又は風荷重を考慮し、必要により当該設備の転倒防止、固縛の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

【補足説明資料 2-6】

1. 2 個数及び容量等【第三十三条第1項第一号】

第三十三条 重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有するものであること。

(解釈)

- 1 第1項第1号に規定する「必要な個数及び容量」については、故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを考慮した上で、第34条「臨界事故の拡大を防止するための設備」、第35条「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」、第36条「放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」、第37条「有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」、第38条「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」及び第39条「放射性物質の漏えいに対処するための設備」の解釈に準ずるものとする。

(1) 常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。

「容量等」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装

設備の計測範囲及び作動信号の設定値とする。

常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量等と同仕様の設計とする。

常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とする。

常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な容量等を有する設計とする。

【補足説明資料 2-1】

(2) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。

「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンベ容量、計測器の計測範囲とする。

可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考

慮し、予備を含めた保有数を確保する。

可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量等を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。

可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数（必要数）に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する。また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋近傍で対処するものについては、複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。

可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、有機溶媒等による火災又は爆発、使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。また、安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。

可搬型重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な容量等を

有する設計とする。

【補足説明資料 2-1】

【補足説明資料 2-15】

1. 3 環境条件等【第三十三条第1項第二号，第七号，第3項第三号，第四号】

第三十三条 重大事故等対処設備は，次に掲げるものでなければならない。

二 想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重その他の使用条件において，重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。

七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう，線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定，設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

3 可搬型重大事故等対処設備に関しては，第一項に定めるもののほか，次に掲げるものでなければならない。

三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け，及び常設設備と接続することができるよう，線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定，設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

四 地震，津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

(解釈)

6 第3項第4号について、可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮することとし、例えば、再処理施設の恒設の建物から100m以上隔離をとり、再処理施設と同時に影響を受けないこと又は故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。

(1) 環境条件（第三十三条 第1項 第二号，第3項 第四号）

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。

重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度（環境温度、使用温度）、放射線、荷重に加えて、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、外部人為事象の影響及び周辺機器等からの悪影響を考慮する。

荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同時又は連鎖して発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による環境温度及び環境圧力の影響を

考慮する。

自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。

外部人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、電磁的障害を選定する。

重大事故等の要因となるおそれとなる「第 28 条 重大事故等の拡大防止」の「3. 設計上定める条件より厳しい条件の設定及び重大事故の想定箇所の特定」に記載する設計基準より厳しい条件の要因となる事象を環境条件として考慮する。具体的には、外的事象として、地震、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下を考慮する。また、内的事象として、動的機器の多重故障、長時間の全交流動力電源の喪失及び配管の全周破断を考慮する。

周辺機器等からの悪影響としては、地震、火災、溢水及び化学薬品漏えいによる波及的影響を考慮する。

a. 常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。放射線分解により発生する水素による爆発発生及びT B P等の錯体による急激な分解反応発生を想定する貯槽等については、瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止に係る対処の重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境条件を考慮した設計とする。同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して常設重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による環境温度及び環境圧力に対して、機能を損なわない設計とする。

重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。

常設重大事故等対処設備の操作は、制御建屋の中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は設置場所で可能な設計とする。

地震に対して常設重大事故等対処設備は、「第31条 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。常設重大事故等対処設備のうち外

的事象を要因とする重大事故等に対する常設重大事故等対処設備は、「3. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。

降水及び凍結に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防水対策及び凍結対策により機能を損なわない設計とする。

自然現象に対して安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設を内的事象による重大事故等の対処に用いる常設重大事故等対処設備とするものについては、当該設備が地震、竜巻、落雷及び火山の影響により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。加えて、上記機能が確保できない場合に備え、再処理工程を停止するための手順を整備する。

電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。

周辺機器等からの悪影響について、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。想定する溢水量に対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない位置への設置、被水防護を行う。火災に対して常設重大事故等対処設備は、「第 29 条 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。また、化学薬品漏えいに対して屋内の常設重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、

化学薬品漏えい量を考慮した位置への設置，被液防護を行う。
ただし，安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用
する常設重大事故等対処設備は，溢水，薬品漏えい及び火災に
対して，これら事象による損傷を考慮して，代替設備により必
要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修復の対
応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより，そ
の機能を確保する。加えて，上記機能が確保できない場合に備
え，再処理工程を停止するための手順を整備する。

設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち，配管の全
周破断に対して常設重大事故等対処設備は，漏えいした放射性
物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により機能を損
なわない設計とする。

b．可搬型重大事故等対処設備

可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生
した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件に
おいて，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使
用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。
使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止に係る対処の重大事
故等対処設備は，重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯
蔵建屋内の環境条件を考慮した設計とする。

重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時
汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処
設備は，耐腐食性材料を使用する設計とする。使用時に汽水を
通水する可搬型重大事故等対処設備は，汽水の影響を考慮した

設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。

可搬型重大事故等対処設備の操作は、設置場所で可能な設計とする。

地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。また、外的事象を要因とする重大事故等に対する可搬型重大事故等対処設備は、「３．地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。

風（台風）及び竜巻による荷重に対して可搬型重大事故等対処設備は、風荷重を考慮すること又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により、機能を損なわない設計とする。

降水及び凍結に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防水対策及び凍結対策により機能を損なわない設計とする。

電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。

周辺機器等からの悪影響について、地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。想定する溢水量に対して可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない位置への設置、被水防護を行う。

火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「４．可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災

防護を行う。また，化学薬品漏えいに対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は，想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう，化学薬品漏えい量を考慮した位置への設置，被液防護を行う。

設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち，配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により機能を損なわない場所に保管する。

【補足説明資料 2-2, 2-20～2-22, 27】

【補足説明資料 3-1～3-3】

(2) 重大事故等対処設備の設置場所（第三十三条 第1項 第七号）

重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計，又は遮蔽設備を有する中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。

【補足説明資料 2-7】

(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所（第三十三条 第3項 第三号）

可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。

【補足説明資料 2-11】

1. 4 操作性及び試験・検査性【第三十三条第1項第三号，第四号，第五号，第3項第一号，第五号】

第三十三条 重大事故等対処設備は，次に掲げるものでなければならない。

三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。

四 健全性及び能力を確認するため，再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること。

五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては，通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。

3 可搬型重大事故等対処設備に関しては，第一項に定めるもののほか，次に掲げるものでなければならない。

一 常設設備（再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては，当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ，かつ，二以上の系統が相互に使用することができるよう，接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。

五 想定される重大事故等が発生した場合において，可搬型重大事故等対処設備を運搬し，又は他の設備の被害状況を把握するため，工場等内の道路及び通路が確保できるよう，適切な措置を講じたものであること。

(解釈)

2 第1項第4号の適用に当たっては、本規程第15条第4項及び第5項に準ずるものとする。

(1) 操作性の確実性（第三十三条 第1項 第三号）

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件を考慮し、操作が可能な設計とする。

操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。

現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。

現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。

現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。

現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又は

より簡便な接続方式等，接続方式を統一することにより，確実に接続が可能な設計とする。

現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する。

また，重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は，必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。

想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器については，その作動状態の確認が可能な設計とする。

【補足説明資料 2-3】

(2) 系統の切替性（第三十三条 第1項 第五号）

重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は，通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように，系統に必要な弁等を設ける設計とする。

【補足説明資料 2-5】

(3) 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性（第三十三条 第3項 第一号）

可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，ケーブルはボルト・ネジ接続又は

より簡便な接続方式を用い、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いるとともに、複数の系統に対して接続部の規格の統一を考慮する。

【補足説明資料 2-9】

(4) 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保（第三十三条 第3項 第五号）

想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理施設内の道路及び通路が確保できるよう以下の設計とする。

屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、外部人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。

屋外及び屋内アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む）、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。

屋外及び屋内アクセスルートに対する外部人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能

性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。

なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。

屋外のアクセスルートは、「第 31 条 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを 3 台使用する。

屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。

敷地外水源の取水場所及び当該場所への屋外アクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する又は非常時対策組織要員及び可搬型重大事

故等対処設備の一時的に退避する手順を整備する。

屋外アクセスルートは、「第 31 条 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダにより復旧する。

屋内アクセスルートは、自然現象及び外部人為事象として選定する風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。

【補足説明資料 2-13】

(5) 試験・検査性（第三十三条 第 1 項 第四号）

重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。また、接近性を考慮して必要な空間等を備え、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。

試験及び検査は、法令要求対象に対する法定検査に加え、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む）が実施可

能な設計とする。

再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。

構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。

【補足説明資料 2-4】

2. 重大事故等対処設備に関する基本方針

再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講じた設計とする。

重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで、経路を含む）で構成する。

重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する

重大事故等対処設備は、常設のものと可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。

(1) 常設重大事故等対処設備

重大事故等対処設備のうち常設のもの。

a. 常設耐震重要重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって，耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するもの。

b．常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって，a．以外のもの。

(2) 可搬型重大事故等対処設備

重大事故等対処設備のうち可搬型のもの。

主要な重大事故等対処設備の設備分類を第2－1表に示す。

また，主要な重大事故等対処設備の設置場所及び保管場所については，第34条から第47条の安全審査整理資料に示す。

2. 1 多様性，位置的分散，悪影響防止等（第三十三条第1項第六号，第2項，第3項第二号，第四号，第六号）

(1) 多様性，位置的分散（第三十三条第2項，第3項第二号，第四号，第六号）

共通要因としては，環境条件，自然現象，敷地又はその周辺において想定する再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれのある事象であって人為によるもの（以下「外部人為事象」という。），溢水，化学薬品漏えい，火災及び「第28条 重大事故等の拡大防止」の「3. 設計上定める条件より厳しい条件の設定及び重大事故の想定箇所の特定」に記載する設計基準より厳しい条件の要因となる事象を考慮する。

共通要因のうち環境条件については，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件を考慮する。

共通要因のうち自然現象については，地震，津波に加え，敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず，国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害等の事象を考慮する。その上で，これらの事象のうち，敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風（台風），積雪及び火

山の影響を考慮する。

共通要因のうち外部人為事象については、国内外の文献等から抽出し、さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下）、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その上で、これらの事象のうち、敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講じることとする。

共通要因のうち「第28条 重大事故等の拡大防止」の「3. 設計上定める条件より厳しい条件の設定及び重大事故の想定箇所の特定」に記載する設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象として地震、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下を考慮する。また、内的事象として動的機器の多重故障、長時間の全交流動力電源の喪失及び配管の全周破断を考慮する。

主要な重大事故等対処施設である前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源

建屋，主排気筒管理建屋，第 1 保管庫・貯水所，第 2 保管庫・貯水所，緊急時対策建屋及び洞道（以下「建屋等」という。）については，地震，津波，火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。

a．常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。

環境条件に対して常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については，「2.3 環境条件等」に記載する。

常設重大事故等対処設備は，事業指定基準規則第 30 条に基づく地盤に設置する。地震，津波及び火災に対して常設重大事故等対処設備は，「第 31 条 地震による損傷の防止」，事業指定基準規則第 32 条に基づく津波による損傷を防止した設計及び「第 29 条 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。外的事象を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は，「3．地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。火災，溢水及び化学薬品漏えいに対して「2.3 環境条件等」に記載する設計とする。地

震，津波，溢水，化学薬品漏えい及び火災に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可能な限り位置的分散を図る。

自然現象及び外部人為事象に対して常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して，外部からの衝撃による損傷の防止を図られた建屋等に設置する。ただし，安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，竜巻，落雷，火山の影響及び航空機落下に対して，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図った可搬型重大事故等対処設備により必要な機能を確保する。

落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は，直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。直撃雷に対して，当該設備は当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する。間接雷に対して，当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。

常設重大事故等対処設備は，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を考慮し，これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。

設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないようにするため、位置的分散を図った設計とする。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下に対して常設重大事故等対処設備は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰する手順を、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行う手順を、積雪に対しては除雪する手順を、干ばつ及び湖若しくは川の水位降下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行う手順を整備することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないことから、設計上の考慮は不要である。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないようにするため、可能な限り位置的分散を図る。設計基準より厳しい条件のうち動的機器の多重故障に対して常設重大事故等対処設備は、異なる安全機能における動的機器の故障を考慮しないことから、設計上の考慮は不要である。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち長時間の全交流動力電源の喪失については、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその

機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備と多様性及び位置的分散を図った可搬型重大事故等対処設備により必要な機能を確保する。ただし，臨界事故及びT B P等の錯体による急激な分解反応は，長時間の全交流動力電源の喪失が重大事故等の要因とならないことから，設計上の考慮は不要である。

【補足説明資料 2-8】

【補足説明資料 2-20～2-22】

b. 可搬型重大事故等対処設備

可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。

また，可搬型重大事故等対処設備は，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。

環境条件に対して可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については，

「2.3 環境条件等」に記載する。

可搬型重大事故等対処設備は、事業指定基準規則第30条に基づく地盤に設置する建屋等に保管する。屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、「第31条 地震による損傷の防止」の地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない複数の保管場所に分散して保管する設計とする。地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。外的事象を要因とする重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、「3. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、事業指定基準規則第32条に基づく津波による損傷を防止した設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「4. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。火災、溢水及び化学薬品漏えいに対して「2.3 環境条件等」に記載する設計とする。地震、津波、溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る。

自然現象及び外部人為事象に対して可搬型重大事故等対処

設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に保管する、若しくは設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。

可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。

故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。また、外部保管エリアに保管する可搬型重大事故等対処設備は、当該設備がその機能を代替する設計基準事故に対処するための設備及び常設重大事故等対処設備を設置する建屋等から 100m 以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。

設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備

の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれないようにするため、位置的分散を図った設計とする。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下に対して常設重大事故等対処設備は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰する手順を、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行う手順を、積雪に対しては除雪する手順を、干ばつ及び湖若しくは川の水位降下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行う手順を整備することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないことから、設計上の考慮は不要である。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれないようにするため、可能な限り位置的分散を図る。設計基準より厳しい条件のうち動的機器の多重故障に対して常設重大事故等対処設備は、異なる安全機能における動的機器の故障を考慮しないことから、設計上の考慮は不要である。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち長時間の全交流動力電源の喪失については、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない

よう，設計基準事故に対処するための設備と多様性及び位置的分散を図った設計とする。

【補足説明資料 2-12，補足説明資料 2-14】

【補足説明資料 2-20～2-22】

【補足説明資料 4-1】

c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口

建屋等の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。

環境条件に対して接続口は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能を確実に発揮できる設計とするとともに，建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置に複数箇所設置する。重大事故等時の環境条件における健全性については，「2.3 環境条件等」に記載する。

接続口は，事業指定基準規則第 30 条に基づく地盤に設置する建屋等内に複数箇所設置する。地震及び津波に対して接続口は，「第 31 条 地震による損傷の防止」及び事業指定基準規則第 32 条に基づく津波による損傷を防止した設計とする。外的事象を要因とする重大事故等の対処に用いる接続口は，「3. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。火災に対して接続口は，「第 29 条 火災等によ

る損傷の防止」に基づく設計とする。火災，溢水及び化学薬品漏えいに対して「2.3 環境条件等」に記載する設計とする。地震，津波，溢水，化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は，地震，津波，溢水，化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。

自然現象及び外部人為事象に対して接続口は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して，建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置に複数箇所設置する。

接続口は，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を考慮し，これら生物の侵入を防止又は抑制する設計を講じた建屋等に設置する。

設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち地震に対して接続口は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないようにするため，位置的分散を図った設計とする。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等），森林火災，草原火災，干ばつ，積雪及び湖若しくは川の水位降下に対して常設重大事故等対処設備は，火山の影響（降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換，清掃及び除灰する

手順を，森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消
火活動を行う手順を，積雪に対しては除雪する手順を，干ばつ
及び湖若しくは川の水位降下に対しては再処理工程を停止し
た上で必要に応じて外部からの給水を行う手順を整備するこ
とにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同
時にその機能が損なわれないことから，設計上の考慮は不要で
ある。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象の
うち長時間の全交流動力電源の喪失及び配管の全周破断に対
して接続口は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能
と同時にその機能が損なわれないようにするため，位置的分散
を図る。設計基準より厳しい条件のうち動的機器の多重故障に
対して常設重大事故等対処設備は，異なる安全機能における動
的機器の故障を考慮しないことから，設計上の考慮は不要であ
る。ただし，臨界事故及びT B P等の錯体による急激な分解反
応については，長時間の全交流動力電源の機能喪失によって重
大事故等に至らないことから，当該事象に対する設計上の考慮
は不要である。

また，一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。

【補足説明資料 2-10】

【補足説明資料 2-20～2-22】

(2) 悪影響防止（第三十三条第1項第六号）

重大事故等対処設備は，再処理施設内の他の設備（安全機能を

有する施設,当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備,MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。

他の設備への影響としては,重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電氣的な影響を含む。)並びに内部発生飛散物による影響を考慮し,他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。

系統的な影響について重大事故等対処設備は,弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること,重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること,他の設備から独立して単独で使用可能なこと,安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

また,可搬型放水砲については,前処理建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により,当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

内部発生飛散物による影響については,高速回転機器の破損を想定し,回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

風(台風)及び竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備

は,外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする,又は風荷重を考慮し,必要により当該設備の転倒防止,固縛の措置をとることで,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

【補足説明資料 2-6】

2. 2 個数及び容量等（第三十三条第1項第一号）

(1) 常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。

「容量等」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値とする。

常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量等と同仕様の設計とする。

常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とする。

常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な容量等を有する設計とする。

【補足説明資料 2-1】

(2) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。

「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンベ容量、計測器の計測範囲とする。

可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する。

可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量等を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。

可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数（必要数）に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する。また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋近傍で対処するものについては、複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。

可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆

発，有機溶媒等による火災又は爆発，使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は，当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。ただし，安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果，その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。また，安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。

可搬型重大事故等対処設備のうち，MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な容量等を有する設計とする。

【補足説明資料 2-1】

【補足説明資料 2-15】

2. 3 環境条件等（第三十三条第1項第二号，第七号，第3項第三号，第四号）

(1) 環境条件（第三十三条 第1項 第二号，第3項 第四号）

重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。

重大事故等時の環境条件については，重大事故等における温度（環境温度，使用温度），放射線，荷重に加えて，その他の使用条件として環境圧力，湿度による影響，重大事故等時に汽水を供給する系統への影響，自然現象による影響，外部人為事象の影響及び周辺機器等からの悪影響を考慮する。

荷重としては，重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて，環境温度，環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また，同時又は連鎖して発生を想定する重大事故等としては，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による環境温度及び環境圧力の影響を考慮する。なお，再処理施設において，重大事故等が連鎖して発生することはない。

自然現象の選定に当たっては，地震，津波に加え，敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず，国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火

災，塩害等の事象を考慮する。その上で，これらの事象のうち，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風（台風），積雪及び火山の影響を考慮する。

外部人為事象としては，国内外の文献等から抽出し，さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下），有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発，ダムの崩壊，船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その上で，これらの事象のうち，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として，電磁的障害を選定する。

重大事故等の要因となるおそれとなる「第28条 重大事故等の拡大防止」の「3. 設計上定める条件より厳しい条件の設定及び重大事故の想定箇所の特定」に記載する設計基準より厳しい条件の要因となる事象を環境条件として考慮する。具体的には，外的事象として，地震，火山の影響（降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等），森林火災，草原火災，干ば

つ、積雪及び湖若しくは川の水位降下を考慮する。また、内の事象として、動的機器の多重故障、長時間の全交流動力電源の喪失及び配管の全周破断を考慮する。

周辺機器等からの悪影響としては、地震、火災、溢水及び化学薬品漏えいによる波及的影響を考慮する。

【補足説明資料 2-2, 2-20～2-22, 27】

【補足説明資料 3-1～3-3】

a. 常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。放射線分解により発生する水素による爆発発生及びT B P等の錯体による急激な分解反応発生を想定する貯槽等については、瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止に係る対処の重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境条件を考慮した設計とする。同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して常設重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による環境温度及び環境圧力に対して、機能を損なわない設計とする。

重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した

設計とする。

常設重大事故等対処設備の操作は、制御建屋の中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は設置場所で可能な設計とする。

地震に対して常設重大事故等対処設備は、「第 31 条 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。常設重大事故等対処設備のうち外的事象を要因とする重大事故等に対する常設重大事故等対処設備は、「3. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。

降水及び凍結に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防水対策及び凍結対策により機能を損なわない設計とする。

自然現象に対して安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設を内的事象による重大事故等の対処に用いる常設重大事故等対処設備とするものについては、当該設備が地震、竜巻、落雷及び火山の影響により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。加えて、上記機能が確保できない場合に備え、再処理工程を停止するための手順を整備する。

電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。

周辺機器等からの悪影響について、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機

材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う。想定する溢水量に対して常設重大事故等対処設備は，機能を損なわない位置への設置，被水防護を行う。火災に対して常設重大事故等対処設備は，「第 29 条 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。また，化学薬品漏えいに対して屋内の常設重大事故等対処設備は，想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう，化学薬品漏えい量を考慮した位置への設置，被液防護を行う。ただし，安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，溢水，薬品漏えい及び火災に対して，これら事象による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修復の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより，その機能を確保する。加えて，上記機能が確保できない場合に備え，再処理工程を停止するための手順を整備する。

設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち，配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。

b．可搬型重大事故等対処設備

可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。

使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止に係る対処の重大事故等対処設備は，重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境条件を考慮した設計とする。

重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は，耐腐食性材料を使用する設計とする。使用時に汽水を通水する可搬型重大事故等対処設備は，汽水の影響を考慮した設計とする。また，尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。

可搬型重大事故等対処設備の操作は，設置場所で可能な設計とする。

地震に対して可搬型重大事故等対処設備は，必要により当該設備の落下防止，転倒防止，固縛の措置を講ずる。また，外的事象を要因とする重大事故等に対する可搬型重大事故等対処設備は，「３．地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。

風（台風）及び竜巻による荷重に対して可搬型重大事故等対処設備は，風荷重を考慮すること又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により，機能を損なわない設計とする。

降水及び凍結に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，防水対策及び凍結対策により機能を損なわない設計とする。

電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。

周辺機器等からの悪影響について，地震に対して可搬型重大事故等対処設備は，当該設備周辺の機器等からの波及的影響に

よって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。想定する溢水量に対して可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない位置への設置、被水防護を行う。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「4. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。また、化学薬品漏えいに対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した位置への設置、被液防護を行う。

設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない場所に保管する。

c. 重大事故等時における環境条件

重大事故等時の温度、圧力、湿度、放射線の影響として、以下の条件を考慮しても機能を喪失することはない、必要な機能を有効に発揮することができる設計とする。各重大事故等時の環境条件は以下の通り。重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度及び放射線を第2-2表に、重大事故等時における使用条件を第2-3表に示す。

1) 臨界事故の拡大を防止するための設備

臨界の発生による溶液の温度の上昇及び沸騰により発生す

る蒸気による圧力及びに湿度の上昇を考慮し，以下を使用条件とする。

- ・ 温度

拡大防止

可溶性中性子吸収材の供給系統

機器内：110℃

機器外：40℃

貯留対策

機器から廃ガス貯留槽までの系統：120℃

影響緩和

機器に空気を供給するための系統

機器内：110℃

機器外：40℃

- ・ 圧力

拡大防止

可溶性中性子吸収材の供給系統：3 k P a

貯留対策

機器から貯留設備の空気圧縮機までの系統：3 k P a

貯留設備の空気圧縮機から廃ガス貯留槽までの系統：

0.76M P a

影響緩和

機器に空気を供給するための系統：0.69M P a

- ・ 湿度

拡大防止

可溶性中性子吸収材の供給系統

機器内：接液又は気相部 100%

貯留対策

機器から廃ガス貯留槽までの系統：100%

影響緩和

機器に空気を供給するための系統

機器内：接液又は気相部 100%

・放射線：10 S v / h

2) 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

崩壊熱による溶液の温度の上昇，沸騰により発生する蒸気による圧力及び湿度の上昇，並びに外部からの水の供給圧力を考慮し，以下を使用条件とする。

・温度

発生防止

内部ループ通水の系統又はコイル・ジャケット通水の系統

機器内の冷却水配管：130℃

機器外（冷却水出口／入口系統）：60℃

拡大防止

機器注水の系統

機器内：130℃

機器外：60℃

セル導出

機器から導出先セルまでの系統

凝縮器上流：130℃

凝縮器下流：50℃

影響緩和

導出先セルから排気までの系統：50℃

・ 圧力

発生防止

内部ループ通水の系統又はコイル・ジャケット通水の

系統：0.98M P a

拡大防止

機器注水の系統：0.98M P a

セル導出

機器から導出先セルまでの系統：3 k P a

影響緩和

導出先セルから排気までの系統

：-4.7 k P a

・ 湿度

発生防止

内部ループ通水の系統又はコイル・ジャケット通水の

系統

機器内：接液

拡大防止

機器注水の系統

機器内：接液又は気相部 100%

セル導出

機器から導出先セルまでの系統

凝縮器上流：100%（沸騰蒸気）

凝縮器下流：0 %

影響緩和

導出先セルから排気までの系統

セル導出以降の排気：0 %

凝縮水回収系：接液

3)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備

水素の燃焼による温度及び圧力の上昇，並びに外部からの圧縮空気の供給圧力を考慮し，以下を使用条件とする。また，同時に発生するおそれのある「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の使用条件も考慮する。

・温度

放射線分解により発生する水素による爆発を想定する貯槽：110℃

発生防止

圧縮空気の供給系統

蒸発乾固と同時発生：130℃

単独事象：50℃

拡大防止

圧縮空気の供給系統

蒸発乾固と同時発生：130℃

単独事象：50℃

セル導出

機器から導出先セルまでの系統

凝縮器上流

蒸発乾固と同時発生：130℃

凝縮器下流

蒸発乾固と同時発生：50℃

影響緩和

導出先セルから排気までの系統

蒸発乾固と同時発生：50℃

・ 圧力

放射線分解により発生する水素による爆発を想定する貯槽：0.05MPa

発生防止，拡大防止

圧縮空気の供給系統

圧縮空気貯槽及び可搬型空気圧縮機の系統

：0.69MPa

圧縮空気ユニットの系統

：14MPa（減圧弁から供給先まで0.97MPa）

セル導出

機器から導出先セルまでの系統：3kPa

影響緩和

導出先セルから排気までの系統

：-4.7kPa

・ 湿度

発生防止，拡大防止

圧縮空気の供給系統

蒸発乾固との同時発生：100%

セル導出

機器から導出先セルまでの系統

凝縮器上流

蒸発乾固との同時発生：100%

凝縮器下流

蒸発乾固との同時発生：0%

影響緩和

導出先セルから排気までの系統：0%

4) 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備

T B P 等の錯体による急激な分解反応が発生した時の温度及び圧力、当該事象発生後の温度及び圧力を考慮し、以下を条件とする。

・温度

T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生時

プルトニウム濃縮缶気相部：370℃

拡大防止

プルトニウム濃縮缶の加熱の停止に使用する設備

：215℃

プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止に使用する

設備

：50℃

貯留対策

機器から廃ガス貯留槽までの系統：100℃

影響緩和

機器から排気までの系統：100℃

・ 圧力

T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生時

プルトニウム濃縮缶気相部：0.84M P a

拡大防止

プルトニウム濃縮缶の加熱の停止に使用する設備

：1.96M P a

プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止に使用する
設備

：0.97M P a

貯留対策

機器から貯留設備の空気圧縮機までの系統

：3 k P a 以下

貯留設備の空気圧縮機から廃ガス貯留槽までの系統

：0.76M P a

影響緩和

機器から排気までの系統

：30 k P a （系統内の最大圧力）

・ 湿度

拡大防止

プルトニウム濃縮缶の加熱の停止に使用する設備

：100%

プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止に使用する
設備

：100%

貯留対策

機器から廃ガス貯留槽までの系統：100%

影響緩和

機器から排気までの系統：100%

5) 使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のための設備

崩壊熱による燃料貯蔵プール水の温度の上昇及び沸騰による燃料貯蔵プール周辺の湿度の上昇を考慮し、以下を使用条件とする。

- ・ 温度

想定事故 1， 想定事故 2

： 100℃（燃料貯蔵プール水）

- ・ 圧力

想定事故 1， 想定事故 2

燃料貯蔵プール等へ注水するための系統：1.2MPa

d. 自然現象等による条件

自然現象等に対しては以下に示す条件において、機能を喪失することではなく、必要な機能を有効に発揮することができる設計とする。

- ・ 地震については、「第 31 条 地震による損傷の防止」に基づく地震力を考慮する。また、外的事象を要因とする重大事故等に対処する重大事故等対処設備に対しては、「3. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく地震力を考慮する。

- ・ 津波については，津波による影響を受けない標高約 50m から約 55m 及び海岸からの距離約 4 k m から約 5 k m の位置に設置，保管することから，設計上の考慮は不要である。
- ・ 風（台風）については，最大風速 41.7m / s を考慮する。
- ・ 竜巻については，最大風速 100m / s を考慮する。
- ・ 凍結及び高温については，最低気温（-15.7℃）及び最高気温（34.7℃）を考慮する。
- ・ 降水については，最大 1 時間降水量（67.0m m）を考慮する。
- ・ 積雪については，最深積雪量（190 c m）を考慮する。
- ・ 落雷については，最大雷撃電流 270 k A を考慮する。
- ・ 火山の影響については，降下火砕物の積載荷重として層厚 55 c m，密度 1.3 g / m³ を，また，降下火砕物の侵入による閉塞を考慮する。
- ・ 生物学的事象については，鳥類，昆虫類，小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮する。
- ・ 森林火災については，敷地周辺の植生を考慮する。
- ・ 塩害については，海塩粒子の飛来を考慮するが，再処理事業所の敷地は海岸から約 4 k m 離れており，また，短期的に影響を及ぼすものではなく，その影響は小さいと考えられる。

自然現象の組み合わせについては，風（台風）及び積雪，積雪及び竜巻，積雪及び火山の影響，積雪及び地震，風及び火山の影響，風（台風）及び地震を想定し，屋外に設置する常設重大事故等対処設備はその荷重を考慮する。

- ・有毒ガスについては，再処理施設周辺の固定施設で発生する可能性のある有毒ガスとしては，六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素を考慮するが，重大事故等対処設備が有毒ガスにより影響を受けることはない。
- ・化学物質の漏えいについては，再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいを考慮するが，重大事故等対処設備が化学物質により影響を受けることはない。
- ・電磁的障害については，電磁波の影響を考慮する。
- ・近隣工場の火災，爆発については，石油備蓄基地火災，M O X 燃料加工施設の高圧ガストレーラ庫の爆発を考慮するが，石油備蓄基地火災の影響は小さいこと，M O X 燃料加工施設の高圧ガストレーラ庫からの離隔距離が確保されていることから，重大事故等対処設備が影響を受けることはない。
- ・航空機落下については，三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定した防護設計の有無を踏まえた航空機落下確率評価の結果，再処理施設への航空機落下は考慮する必要がないことから，重大事故等対処設備が航空機落下により影響を受けることはない。

【補足説明資料 2-2, 2-20～2-22, 27】

【補足説明資料 3-1～3-3】

(2) 重大事故等対処設備の設置場所（第三十三条 第1項 第七号）

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。

【補足説明資料 2-7】

(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所（第三十三条 第3項 第三号）

可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。

【補足説明資料 2-11】

2. 4 操作性及び試験・検査性（第三十三条第1項第三号，第四号，第五号，第3項第一号，第五号）

(1) 操作性の確保

a. 操作の确实性（第三十三条第1項第三号）

重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作を确实なものとするため，重大事故等時の環境条件を考慮し，操作が可能な設計とする。

操作する全ての設備に対し，十分な操作空間を確保するとともに，确实な操作ができるよう，必要に応じて操作足場を設置する。また，防護具，可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。

現場操作において工具を必要とする場合は，一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて，确实に作業ができる設計とする。工具は，作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が确实に行えるよう，人力又は車両等による運搬，移動ができるとともに，必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。

現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また，電源操作が必要な設備は，感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。

現場において人力で操作を行う弁は，手動操作が可能な設計とする。

現場での接続操作は，ボルト・ネジ接続，フランジ接続又はより簡便な接続方式等，接続方式を統一することにより，确实に

接続が可能な設計とする。

現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する。

また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。

想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器については、その作動状態の確認が可能な設計とする。

【補足説明資料 2-3】

b．系統の切替性（第三十三条第1項第五号）

重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。

【補足説明資料 2-5】

c．可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性（第三十三条第3項第一号）

可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用い、配管・ダクト・ホースは口径並びに

内部流体の圧力及び温度に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いるとともに，複数の系統に対して接続部の規格の統一を考慮する。

【補足説明資料 2-9】

d．再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保（第三十三条第3項第五号）

想定される重大事故等が発生した場合において，可搬型重大事故等対処設備を運搬し，又は他の設備の被害状況を把握するため，再処理施設内の道路及び通路が確保できるよう以下の設計とする。

屋外及び屋内において，アクセスルートは，自然現象，外部人為事象，溢水，化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても，運搬，移動に支障をきたすことのないよう，迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。

屋外及び屋内アクセスルートに対する自然現象については，地震，津波（敷地に遡上する津波を含む）に加え，敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず，国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害等の事象を考慮する。その上で，これらの事象のうち，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，屋外アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波（敷地に遡上する津波を含

む)、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。

屋外及び屋内アクセスルートに対する外部人為事象については、国内外の文献等から抽出し、さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物(航空機落下)、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。

なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。

屋外のアクセスルートは、「第31条 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)を想

定し，複数のアクセスルートの中から状況を確認し，早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため，障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは，必要数として3台に加え，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台，合計7台を保有数とし，分散して保管する設計とする。

屋外のアクセスルートは，地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては，道路上への自然流下も考慮した上で，通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。

敷地外水源の取水場所及び当該場所への屋外アクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては，津波警報の解除後に対応を開始する又は非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備の一時的に退避する手順を整備する。

屋外アクセスルートは，「第31条 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で，ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する。また，不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては，段差緩和対策を行う設計とし，ホイールローダにより復旧する。

屋外アクセスルートは，考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して，道路については融雪剤を配備し，車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。敷地内における化学物質の漏えいに対しては，必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。なお，融雪剤の

配備等については、「使用済燃料の再処理の事業に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」の「1.0.1.1 重大事故等対処施設に係る事項」の「(2)アクセスルートの確保」に示す。

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる大規模損壊時の消火活動等については、安全審査整理資料「大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応における事項」に示す。

屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止対策（可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止対策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。

屋内アクセスルートは、自然現象及び外部人為事象として選定する風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。

屋内アクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を着用する。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。

屋外及び屋内アクセスルートにおいては、被ばくを考慮した

放射線防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用する。また，夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。

【補足説明資料 2-13】

(2) 試験・検査性（第三十三条第1項第四号）

重大事故等対処設備は，健全性及び能力を確認するため，再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守，試験又は検査を実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。また，接近性を考慮して必要な空間等を備え，構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。

試験及び検査は，法令要求対象に対する法定検査に加え，維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む）が実施可能な設計とする。

再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は，再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き，定期的な試験又は検査ができる設計とする。また，多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては，各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。

構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は，原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし，機能・性能確認，各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより，分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。

可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うものとする。

【補足説明資料 2-4】

第2－1表 主要な重大事故等対処設備の設備分類

主要な重大事故等対処設備の設備分類の記載について

1. 重大事故等対処設備について、以下の方針に基づき設備を分類する。

(1) 常設重大事故等対処設備

重大事故等対処設備のうち常設のもの。

a. 常設耐震重要重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するもの。

b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、a. 以外のもの。

(2) 可搬型重大事故等対処設備

重大事故等対処設備のうち可搬型のもの

2. 重大事故等対処設備の代替する機能を有する安全機能を有する施設の記載については、以下のとおり記載する。

(1) 代替する機能を有する安全機能を有する施設の名称を記載する。

(2) 代替する機能を有する安全機能を有する施設がない場合は「－」を記載する。

(3) 重大事故等対処設備のうち、重大事故等時に安全機能を有する施設としての機能を期待する、安全機能を有する施設であり、かつ重大事故等対処設備である設備については、() 内に当該設備を記載する。

第 2 － 1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第33条 重大事故等対処設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
アクセスルート確保	ホイール ロード	－	可搬型	○	○	屋外	－	－

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第34条 臨界事故の拡大を防止するための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
可溶性中性子吸収材の自動供給	代替安全保護回路	臨界検知用放射線検出器（溶解槽用）	常設	○	－	屋内	安重	安全保護系の可溶性中性子吸収材緊急供給回路
	代替制御室	緊急停止操作スイッチ（前処理施設用，電路含む）	常設	○	－	屋内	安重	せん断処理施設のせん断機のせん断停止回路
		安全系監視制御盤（前処理施設用）	常設	○	－	屋内	安重	
	代替安全保護回路	緊急停止系（前処理施設用，電路含む）	常設	○	－	屋内	安重	
	代替溶解設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給貯槽（溶解槽用）	常設	○	－	屋内	安重	溶解設備の可溶性吸収材緊急供給系
		重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（溶解槽用）	常設	○	－	屋内	安重	
		重大事故時可溶性中性子吸収材供給系主配管・弁（溶解槽用）〔流路〕	常設	○	－	屋内	安重	
	代替安全圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	常設	○	－	屋内	安重	安全保護系の可溶性中性子吸収材緊急供給回路 せん断処理施設のせん断機のせん断停止回路
	制御室	監視制御盤（前処理施設用）	常設	○	－	屋内	非安重	(制御室)
		監視制御盤（精製施設用）	常設	○	－	屋内	非安重	
	計測制御設備	臨界検知用放射線検出器（ハル洗浄槽用）	常設	○	－	屋内	－	－
		臨界検知用放射線検出器（エンドピース酸洗浄槽用）	常設	○	－	屋内		
	制御室	緊急停止操作スイッチ（前処理施設用，電路含む）	常設	○	－	屋内	－	－
		緊急停止操作スイッチ（精製施設用，電路含む）	常設	○	－	屋内		
	計測制御設備	緊急停止系（前処理施設用，電路含む）	常設	○	－	屋内	－	－
		緊急停止系（精製施設用，電路含む）	常設	○	－	屋内		
		ガンマ線用サーベイメータ	可搬型	○	－	屋内		
		中性子線用サーベイメータ	可搬型	○	－	屋内		
		臨界検知用放射線検出器（第5一時貯留処理槽用）	常設	○	－	屋内		
		臨界検知用放射線検出器（第7一時貯留処理槽用）	常設	○	－	屋内		

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第34条 臨界事故の拡大を防止するための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
可溶性中性子吸収 材の自動供給	溶解設備	重大事故時可溶性中性子吸収 材供給貯槽（ハル洗浄槽用）	常設	○	－	屋内	－	－
		重大事故時可溶性中性子吸収 材供給弁（ハル洗浄槽用）	常設	○	－	屋内		
		重大事故時可溶性中性子吸収 材供給系主配管・弁（ハル洗 浄槽用）〔流路〕	常設	○	－	屋内		
		重大事故時可溶性中性子吸収 材供給貯槽（エンドピース酸 洗浄槽用）	常設	○	－	屋内		
		重大事故時可溶性中性子吸収 材供給弁（エンドピース酸洗 浄槽用）	常設	○	－	屋内		
		重大事故時可溶性中性子吸収 材供給系主配管・弁（エンド ピース酸洗浄槽用）〔流路〕	常設	○	－	屋内		
	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可溶性中性子吸収 材供給貯槽（第 5 一時貯留処 理槽用）	常設	○	－	屋内	－	－
		重大事故時可溶性中性子吸収 材供給弁（第 5 一時貯留処理 槽用）	常設	○	－	屋内		
		重大事故時可溶性中性子吸収 材供給系主配管・弁（第 5 一 時貯留処理槽用）〔流路〕	常設	○	－	屋内		
		重大事故時可溶性中性子吸収 材供給貯槽（第 7 一時貯留処 理槽用）	常設	○	－	屋内		
		重大事故時可溶性中性子吸収 材供給弁（第 7 一時貯留処理 槽用）	常設	○	－	屋内		
		重大事故時可溶性中性子吸収 材供給系主配管・弁（第 7 一 時貯留処理槽用）〔流路〕	常設	○	－	屋内		
	圧縮空気設備	一般圧縮空気系	常設	○	－	屋内	非安重	（圧縮空気設備）

第 2 － 1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第34条 臨界事故の拡大を防止するための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
可溶性中性子吸収 材の自動供給	受電開閉設備・受電変圧器	受電開閉設備	常設	○	—	屋外	非安重	(受電開閉設備・受電変圧器)
		受電変圧器	常設	○	—	屋外	非安重	
	所内高圧系統	6.9 k V 非常用主母線	常設	○	—	屋内	安重	(所内高圧系統)
		6.9 k V 運転予備用主母線	常設	○	—	屋内	非安重	
		6.9 k V 非常用母線	常設	○	—	屋内	安重	
		6.9 k V 運転予備用母線	常設	○	—	屋内	非安重	
	所内低圧系統	460V非常用母線	常設	○	—	屋内	安重	(所内低圧系統)
		460 V 運転予備用母線	常設	○	—	屋内	非安重	
	直流電源設備	第 2 非常用直流電源設備	常設	○	—	屋内	安重	(直流電源設備)
		常用直流電源設備	常設	○	—	屋内	非安重	
	計測制御用交流電源設備	計測制御用交流電源設備	常設	○	—	屋内	安重	(計測制御用交流電源設備)

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第34条 臨界事故の拡大を防止するための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
臨界事故により発 生する放射線分解 水素の掃気	計測制御設備	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量 計（溶解槽用）	可搬型	○	－	屋内	－	－
		可搬型貯槽掃気圧縮空気流量 計（ハル洗浄槽用）	可搬型	○	－	屋内		
		可搬型貯槽掃気圧縮空気流量 計（第 5 一時貯留処理槽用）	可搬型	○	－	屋内		
		可搬型貯槽掃気圧縮空気流量 計（第 7 一時貯留処理槽用）	可搬型	○	－	屋内		
		可搬型貯槽掃気圧縮空気流量 計（エンドピース酸洗浄槽 用）	可搬型	○	－	屋内		
	圧縮空気設備	一般圧縮空気系	常設	○	－	屋内	非安重	（圧縮空気設備）
		可搬型建屋内ホース（溶解槽 用）〔流路〕	可搬型	○	－	屋内	－	－
		可搬型建屋内ホース（エンド ピース 酸洗浄槽用）〔流路〕	可搬型	○	－	屋内		
		可搬型建屋内ホース（ハル洗 浄槽用）〔流路〕	可搬型	○	－	屋内		
		可搬型建屋内ホース（第 5 一 時貯留処理槽用）〔流路〕	可搬型	○	－	屋内		
		可搬型建屋内ホース（第 7 一 時貯留処理槽用）〔流路〕	可搬型	○	－	屋内		
		機器圧縮空気供給配管・弁 〔流路〕	常設	○	－	屋内	非安重	（圧縮空気設備）
	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	常設	○	－	屋内	安重	（圧縮空気設備）

第 2 － 1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第34条 臨界事故の拡大を防止するための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
臨界事故により発 生する放射線分解 水素の掃気	受電開閉設備・受電変圧器	受電開閉設備	常設	○	－	屋外	非安重	(受電開閉設備・受電変圧器)
		受電変圧器	常設	○	－	屋外	非安重	
	所内高圧系統	6.9 k V 非常用主母線	常設	○	－	屋内	安重	(所内高圧系統)
		6.9 k V 運転予備用主母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		6.9 k V 非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	
		6.9 k V 運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
	所内低圧系統	460V 非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	(所内低圧系統)
		460 V 運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
	直流電源設備	第 2 非常用直流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	(直流電源設備)
		常用直流電源設備	常設	○	－	屋内	非安重	
	計測制御用交流電源設備	計測制御用交流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	(計測制御用交流電源設備)

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第34条 臨界事故の拡大を防止するための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
貯留設備による放 射性物質の貯留	制御室	監視制御盤（前処理施設用）	常設	○	－	屋内	非安重	（制御室）
		安全系監視制御盤（前処理施設用）	常設	○	－	屋内	安重	
	計測制御設備	溶解槽圧力計	常設	○	－	屋内	安重	（計測制御設備）
		監視制御盤（精製施設用）	常設	○	－	屋内	非安重	
		安全系監視制御盤（精製施設用）	常設	○	－	屋内	安重	
		廃ガス洗浄塔入口圧力計	常設	○	－	屋内	安重	
		貯留設備の圧力計（前処理施設用）	常設	○	－	屋内	－	－
		貯留設備の流量計（前処理施設用）	常設	○	－	屋内		
		貯留設備の放射線モニタ（前処理施設用）	常設	○	－	屋内		
		貯留設備の圧力計（精製施設用）	常設	○	－	屋内		
		貯留設備の流量計（精製施設用）	常設	○	－	屋内		
		貯留設備の放射線モニタ（精製施設用）	常設	○	－	屋内		
	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	貯留設備の隔離弁	常設	○	－	屋内	－	－
		貯留設備の空気圧縮機	常設	○	－	屋内		
		貯留設備の逆止弁	常設	○	－	屋内		
		貯留設備の廃ガス貯留槽	常設	○	－	屋内		
		貯留設備配管・弁〔流路〕	常設	○	－	屋内		

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第34条 臨界事故の拡大を防止するための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
貯留設備による放 射性物質の貯留	せん断処理・溶解廃ガス処 理設備	凝縮器	常設	○	－	屋内	安重	(せん断処理・溶解廃ガス処理設備)
		第 1 高性能粒子フィルタ	常設	○	－	屋内	安重	
		第 2 高性能粒子フィルタ	常設	○	－	屋内	安重	
		排風機	常設	○	－	屋内	安重	
		隔離弁	常設	○	－	屋内	安重	
		せん断処理・溶解廃ガス処理 設備主配管・弁〔流路〕	常設	○	－	屋内	安重	
	精製建屋塔槽類廃ガス処理 設備	貯留設備の隔離弁	常設	○	－	屋内	－	－
		貯留設備の空気圧縮機	常設	○	－	屋内		
		貯留設備の逆止弁	常設	○	－	屋内		
		貯留設備の廃ガス貯留槽	常設	○	－	屋内		
		貯留設備配管・弁〔流路〕	常設	○	－	屋内		
		凝縮器	常設	○	－	屋内	安重	(精製建屋塔槽類廃ガス処理設備)
		高性能粒子フィルタ	常設	○	－	屋内	安重	
		排風機	常設	○	－	屋内	安重	
		隔離弁	常設	○	－	屋内	安重	
		精製建屋塔槽類廃ガス処理設 備搭槽類廃ガス処理系（プ ルトニウム系）主配管・弁〔流 路〕	常設	○	－	屋内	安重	

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第34条 臨界事故の拡大を防止するための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
貯留設備による放 射性物質の貯留	前処理建屋塔槽類廃ガス処 理設備	前処理建屋塔槽類廃ガス処理 設備主配管〔流路〕	常設	○	－	屋内	安重	（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備）
	ウラン・プルトニウム混合 脱硝建屋塔槽類廃ガス処理 設備	ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 主配管〔流路〕	常設	○	－	屋内	安重	（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類 廃ガス処理設備）
	高レベル廃液ガラス固化建 屋塔槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋 塔槽類廃ガス処理設備高レベ ル濃縮廃液廃ガス処理系主配 管〔流路〕	常設	○	－	屋内	安重	（高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス 処理設備）
	主排気筒	主排気筒	常設	○	－	屋外	安重	（主排気筒）
	冷却水設備	一般冷却水系	常設	○	－	屋内	非安重	（冷却水設備）
	圧縮空気設備	一般圧縮空気系	常設	○	－	屋内	非安重	（圧縮空気設備）
		安全空気圧縮機	常設	○	－	屋内	安重	
	低レベル廃液処理設備	第 1 低レベル廃液処理系	常設	○	－	屋内	非安重	（低レベル廃液処理設備）
	放射線監視設備	主排気筒の排気モニタリング 設備	常設	○	－	屋内	安重	（放射線監視設備）
		環境モニタリング設備	常設	○	－	屋内	非安重	

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第34条 臨界事故の拡大を防止するための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
貯留設備による放 射性物質の貯留	試料分析関係設備	放出管理分析設備	常設	○	－	屋内	非安重	(試料分析関係設備)
		環境試料測定設備	常設	○	－	屋内	非安重	
	環境管理設備	放射能観測車	常設	○	－	屋内	非安重	(環境管理設備)
		気象観測設備	常設	○	－	屋内	非安重	
	受電開閉設備・受電変圧器	受電開閉設備	常設	○	－	屋外	非安重	(受電開閉設備・受電変圧器)
		受電変圧器	常設	○	－	屋外	非安重	
	所内高圧系統	6.9 k V 非常用主母線	常設	○	－	屋内	安重	(所内高圧系統)
		6.9 k V 運転予備用主母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		6.9 k V 常用主母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		6.9 k V 非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	
		6.9 k V 運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		6.9 k V 常用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
	所内低圧系統	460V 非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	(所内低圧系統)
		460 V 運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
	直流電源設備	第 1 非常用直流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	(直流電源設備)
		第 2 非常用直流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	
		常用直流電源設備	常設	○	－	屋内	非安重	
	計測交流電源設備	計測交流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	(計測交流電源設備)

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第35条 蒸発乾固の発生の防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
内部ループ通水に よる冷却	代替安全冷却水系	内部ループ配管・弁（流路）	常設	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系 から崩壊熱除去用冷却水が必要とする機器ま での配管
		冷却コイル配管・弁（流路）	常設	○	○	屋内	安重	
		冷却ジャケット配管・弁（流 路）	常設	○	○	屋内	安重	
		冷却水給排水系	常設	○	○	屋内	安重	
		可搬型建屋内ホース（流路）	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系
		可搬型建屋外ホース〔流路〕	可搬型	○	○	屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系
		可搬型排水受槽	可搬型	○	○	屋外	安重	
		可搬型中型移送ポンプ	可搬型	○	○	屋外	安重	
		ホース展張車	可搬型	○	○	屋外	－	－
		運搬車	可搬型	○	○	屋外	－	
		可搬型中型移送ポンプ運搬車	可搬型	○	○	屋外	－	
	重大事故等への対処に必要な となる水の供給設備 代替給水処理設備	第 1 貯水槽	常設	○	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設 給水処理設備
		第 2 貯水槽	常設	○	○	屋内		
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油用タンク ローリ	可搬型	○	○	屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油貯蔵タンク	常設	○	○	屋内		

第 2 － 1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第35条 蒸発乾固の拡大の防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
貯槽等への注水	代替安全冷却水系	機器注水配管・弁（流路）	常設	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系 から崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器ま での配管
		冷却水注水配管・弁（流路）	常設	○	○	屋内	安重	
		可搬型建屋内ホース（流路）	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系
		可搬型建屋外ホース〔流路〕	可搬型	○	○	屋外	安重	
		可搬型中型移送ポンプ	可搬型	○	○	屋外	安重	
		ホース展張車	可搬型	○	○	屋外	－	－
		運搬車	可搬型	○	○	屋外	－	－
		可搬型中型移送ポンプ運搬車	可搬型	○	○	屋外	－	－
	重大事故等への対処に必要 となる水の供給設備 代替給水処理設備	第 1 貯水槽	常設	○	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設 給水処理設備
		第 2 貯水槽	常設	○	○	屋内		
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油用 タンク ローリ	可搬型	○	○	屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油貯蔵タンク	常設	○	○	屋内		

第 2 － 1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第35条 蒸発乾固の拡大の防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
冷却コイル等への 通水による冷却	代替安全冷却水系	冷却コイル配管・弁（流路）	常設	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系 から崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器ま での配管
		冷却ジャケット配管・弁（流 路）	常設	○	○	屋内	安重	
		冷却水給排水系	常設	○	○	屋内	安重	
		可搬型建屋内ホース（流路）	可搬型	○	○	屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系
		可搬型建屋外ホース〔流路〕	可搬型	○	○	屋外	安重	
		可搬型排水受槽	可搬型	○	○	屋外	安重	
		可搬型中型移送ポンプ	可搬型	○	○	屋外	安重	
		ホース展張車	可搬型	○	○	屋外	－	－
		運搬車	可搬型	○	○	屋外	－	
		可搬型中型移送ポンプ運搬車	可搬型	○	○	屋外	－	
	重大事故等への対処に必要 となる水の供給設備 代替給水処理設備	第 1 貯水槽	常設	○	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設 給水処理設備
		第 2 貯水槽	常設	○	○	屋内		
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油用タンク ローリ	可搬型	○	○	屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油貯蔵タンク	常設	○	○	屋内		

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第35条 蒸発乾固の拡大の防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
セルへの導出経路 の構築及びセル排 気系を代替する排 気系による対応	セル導出設備	配管・弁（流路）	常設	○	○	屋内	安重	気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設 備
		隔離弁	常設	○	○	屋内	安重	
		安全水封器(廃ガス洗浄塔シー ル ポット)	常設	○	○	屋内	安重	
		安全水封器(廃ガスリリーフ ポット)	常設	○	○	屋内	安重	
		安全水封器(廃ガス ポット)	常設	○	○	屋内	安重	
		安全水封器(廃ガスシール ポット)	常設	○	○	屋内	安重	
		塔槽類廃ガス処理設備からセ ルに導出するユニット	常設	○	○	屋内	安重	
		塔槽類廃ガス処理設備からセ ルに導出するユニット（フィ ンクー）	常設	○	○	屋内	安重	
		凝縮器	常設	○	○	屋内	安重	
		予備凝縮器	常設	○	○	屋内	安重	
		高レベル廃液濃縮缶凝縮器	常設	○	○	屋内	安重	
		第 1 エジェクタ凝縮器	常設	○	○	屋内	安重	
		気液分離器	常設	○	○	屋内	安重	
		凝縮液回収系	常設	○	○	屋内	安重	

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第35条 蒸発乾固の拡大の防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
セルへの導出経路 の構築及びセル排 気系を代替する排 気系による対応	セル導出設備	可搬型ダクト（流路）	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設 備
		可搬型配管・弁（流路）	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
		可搬型建屋内ホース（流路）	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
	代替安全冷却水系	可搬型建屋内ホース（流路）	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系
		可搬型建屋外ホース〔流路〕	可搬型	○	○	屋内	安重	
		可搬型排水受槽	可搬型	○	○	屋内	安重	

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第35条 蒸発乾固の拡大の防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
セルへの導出経路 の構築及びセル排 気系を代替する排 気系による対応	代替安全冷却水系	可搬型中型移送ポンプ	可搬型	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系
		凝縮器冷却水給排水系	常設	○	○	屋内		
		冷却水配管・弁（凝縮器）〔流 路〕	常設	○	○	屋内		
		ホース展張車	可搬型	○	○	屋内	－	－
		運搬車	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型中型移送ポンプ運搬車	可搬型	○	○	屋内	－	－
	重大事故等への対処に必要 となる水の供給設備 代替給水処理設備	第 1 貯水槽	常設	○	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設 給水処理設備
		第 2 貯水槽	常設	○	○	屋内		
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油用タンク ローリ	可搬型	○	○	屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油貯蔵タンク	常設	○	○	屋内		
	建屋代替換気設備	ダクト・ダンパ（流路）	常設	○	○	屋内	安重	気体廃棄物の廃棄施設 建屋換気設備
		主排気筒へ排出するユニット	常設	○	○	屋内	安重	
		可搬型フィルタ	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
		可搬型デミスタ	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	

第 2 － 1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第35条 蒸発乾固の拡大の防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
セルへの導出経路 の構築及びセル排 気系を代替する排 気系による対応	建屋代替換気設備	可搬型ダクト（流路）	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	気体廃棄物の廃棄施設 建屋換気設備
		可搬型排風機	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
	電源設備 代替電源設備	可搬型発電機	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
	電源設備 代替所内電気設備	可搬型電源ケーブル(可搬型発 電機)	可搬型	○	○	屋内		
		可搬型分電盤	可搬型	○	○	屋内・屋外		
		重大事故対処用母線及び電路	常設	○	○	屋内		
	主排気筒	主排気筒	常設	○	○	屋外	安重	(主排気筒)
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油用タンクローリ	可搬型	○	○	屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油貯蔵タンク	常設	○	○	屋内		

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第36条 放射線分解により発生する水素による爆発の発生の防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
水素爆発を未然に 防止するための空 気の供給	代替安全圧縮空気系	水素掃気配管・弁（流路）	常設	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 安全圧縮空気 系から水素掃気を必要とする機器までの水素 掃気用の配管
		機器圧縮空気供給配管・弁 （流路）	常設	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 圧縮空気設備 安全圧縮空気系
		圧縮空気供給系（流路）	常設	○	○	屋内	安重	
		圧縮空気自動供給貯槽	常設	○	○	屋内	安重	
		圧縮空気自動供給ユニット	常設	○	○	屋内	安重	
		機器圧縮空気自動供給ユニッ ト	常設	○	○	屋内	安重	
		可搬型個別供給用建屋内ホー ス（流路）	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
		可搬型個別供給用建屋外ホー ス（流路）	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
		可搬型建屋内ホース（流路）	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
		可搬型建屋外ホース（流路）	可搬型	○	○	屋外	安重	
		可搬型空気圧縮機	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油タンクローリ	可搬型	○	○	屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油貯蔵タンク	常設	○	○	屋内		

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第36条 放射線分解により発生する水素による爆発の発生の防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
水素爆発を未然に 防止するための空 気の一括供給	代替安全圧縮空気系	水素掃気配管・弁（流路）	常設	○	－	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 安全圧縮空気 系から水素掃気を必要とする機器までの水素 掃気用の配管
		圧縮空気自動供給貯槽	常設	○	－	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 圧縮空気設備 安全圧縮空気系
		圧縮空気自動供給ユニット	常設	○	－	屋内	安重	
		機器圧縮空気自動供給ユニッ ト	常設	○	－	屋内	安重	
	代替安全圧縮空気系	可搬型一括供給用建屋内ホー ス（流路）	可搬型	○	－	屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 圧縮空気設備 安全圧縮空気系
		可搬型一括供給用建屋外ホー ス（流路）	可搬型	○	－	屋外	安重	
		可搬型空気圧縮機	可搬型	○	－	屋外	安重	
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油タンクローリ	可搬型	○	－	屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油貯蔵タンク	常設	○	－	屋内		

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第36条 放射線分解により発生する水素による爆発の拡大の防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
水素爆発の再発を 防止するための空 気の供給	代替安全圧縮空気系	機器圧縮空気供給配管・弁 （流路）	常設	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 圧縮空気設備 安全圧縮空気系
		圧縮空気供給系（流路）	常設	○	○	屋内	安重	
		圧縮空気手動供給ユニット	常設	○	○	屋内	安重	
		可搬型個別供給用建屋内ホー ス（流路）	可搬型	○	○	屋内・屋外	－	その他再処理設備の附属施設 圧縮空気設備 安全圧縮空気系
		可搬型個別供給用建屋外ホー ス（流路）	可搬型	○	○	屋内・屋外	－	
		可搬型建屋内ホース（流路）	可搬型	○	○	屋内・屋外	－	
		可搬型建屋外ホース（流路）	可搬型	○	○	屋内・屋外	－	
		可搬型空気圧縮機	可搬型	○	○	屋内・屋外	－	
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油タンクローリ	可搬型	○	○	屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油貯蔵タンク	常設	○	○	屋内		

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第36条 放射線分解により発生する水素による爆発の拡大の防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
セルへの導出経路 の構築及びセル排 気系を代替する排 気系による対応	代替塔槽類廃ガス処理設備	配管・弁（流路）	常設	○	○	屋内	安重	気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備
		隔離弁	常設	○	○	屋内	安重	
		廃ガス洗浄塔シールポット	常設	○	○	屋内	安重	
		廃ガスシールポット	常設	○	○	屋内	安重	
		廃ガスリリーフポット	常設	○	○	屋内	安重	
		廃ガスポット	常設	○	○	屋内	安重	
		塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット	常設	○	○	屋内	安重	
		塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット（ファイバースケール）	常設	○	○	屋内	安重	
		可搬型ダクト（流路）	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
	建屋代替換気設備	ダクト・ダンパ（流路）	常設	○	○	屋内	安重	
		主排気筒へ排出するユニット	常設	○	○	屋内	安重	
		可搬型フィルタ	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
		可搬型ダクト（流路）	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
		可搬型排風機	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
	電源設備 代替電源設備	可搬型発電機	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
	電源設備 代替所内電気設備	重大事故対処用母線及び電路	常設	○	○	屋内	安重	
		可搬型電源ケーブル	可搬型	○	○	屋内	安重	
		可搬型分電盤	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
	主排気筒	主排気筒	常設	○	○	屋外	安重	（主排気筒）
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油用タンクローリ	可搬型	○	○	屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油貯蔵タンク	常設	○	○	屋内		

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第37条 有機溶媒等による火災又は爆発の拡大防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
プルトニウム濃縮 缶への供給液の供 給停止	計測制御系統施設	監視制御盤（精製施設用）	常設	○	－	屋内	非安重	(計測制御系統施設)
		プルトニウム濃縮缶供給槽液位計	常設	○	－	屋内	非安重	
		プルトニウム濃縮缶圧力計	常設	○	－	屋内	非安重	
		プルトニウム濃縮缶気相部温度計	常設	○	－	屋内	非安重	
		プルトニウム濃縮缶液相部温度計	常設	○	－	屋内	非安重	
		供給槽ゲデオン流量計	常設	○	－	屋内	非安重	
		緊急停止操作スイッチ（精製施設用，電路含む）	常設	○	－	屋内	非安重	
		緊急停止系（精製施設用，電路含む）	常設	○	－	屋内	非安重	
	受電開閉設備・受電変圧器	受電開閉設備	常設	○	－	屋内	非安重	(受電開閉設備・受電変圧器)
		受電変圧器	常設	○	－	屋内	非安重	
	所内高圧系統	6.9 k V 非常用主母線	常設	○	－	屋内	安重	(所内高圧系統)
		6.9 k V 運転予備用主母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		6.9 k V 非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	
		6.9 k V 運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
	所内低圧系統	460 V 非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	(所内低圧系統)
		460 V 運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
	直流電源設備	第 2 非常用直流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	(直流電源設備)
		常用直流電源設備	常設	○	－	屋内	非安重	
	計測制御用交流電源設備	計測制御用交流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	(計測制御用交流電源設備)
	プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオン	常設	○	－	屋内	安重	(プルトニウム精製設備)
	圧縮空気設備	一般圧縮空気系	常設	○	－	屋内	非安重	(圧縮空気設備)

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第37条 有機溶媒等による火災又は爆発の拡大防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
プルトニウム濃縮 缶の加熱の停止	計測制御系統施設	監視制御盤（精製施設用）	常設	○	－	屋内	非安重	（計測制御系統施設）
		プルトニウム濃縮缶圧力計	常設	○	－	屋内	非安重	
		プルトニウム濃縮缶気相部温 度計	常設	○	－	屋内	非安重	
		プルトニウム濃縮缶液相部温 度計	常設	○	－	屋内	非安重	
		プルトニウム濃縮缶加熱蒸気 温度計	常設	○	－	屋内	安重	
		安全系監視制御盤（精製施設 用）	常設	○	－	屋内	安重	
	プルトニウム精製設備	蒸気発生器へ一次蒸気を供給 する系統の手動弁	常設	○	－	屋内	－	－
	受電開閉設備・受電変圧器	受電開閉設備	常設	○	－	屋内	非安重	（受電開閉設備・受電変圧器）
		受電変圧器	常設	○	－	屋内	非安重	
	所内高圧系統	6.9 k V 非常用主母線	常設	○	－	屋内	安重	（所内高圧系統）
		6.9 k V 運転予備用主母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		6.9 k V 非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	
		6.9 k V 運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
	所内低圧系統	460 V 非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	（所内低圧系統）
		460 V 運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
	直流電源設備	第 2 非常用直流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	（直流電源設備）
		常用直流電源設備	常設	○	－	屋内	非安重	
	計測制御用交流電源設備	計測制御用交流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	（計測制御用交流電源設備）
	圧縮空気設備	一般圧縮空気系	常設	○	－	屋内	非安重	（圧縮空気設備）

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第37条 有機溶媒等による火災又は爆発の拡大防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
貯留設備による 放射性物質の貯留	計測制御系統施設	監視制御盤（精製施設用）	常設	○	－	屋内	非安重	（計測制御系統施設）
		安全系監視制御盤（精製施設用）	常設	○	－	屋内	安重	
		廃ガス洗浄塔入口圧力計	常設	○	－	屋内	安重	
		プルトニウム濃縮缶圧力計	常設	○	－	屋内	非安重	
		プルトニウム濃縮缶気相部温度計	常設	○	－	屋内	非安重	
		プルトニウム濃縮缶液相部温度計	常設	○	－	屋内	非安重	
		貯留設備の圧力計	常設	○	－	屋内	－	－
		貯留設備の流量計	常設	○	－	屋内		
	プルトニウム精製設備	主配管・弁〔流路〕	常設	○	－	屋内	安重	（プルトニウム精製設備）
	精製建屋 塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）主配管・弁〔流路〕	常設	○	－	屋内	安重	（精製建屋 塔槽類廃ガス処理設備）
		高性能粒子フィルタ	常設	○	－	屋内	安重	
		隔離弁	常設	○	－	屋内	安重	
		排風機	常設	○	－	屋内	安重	
		貯留設備の配管・弁〔流路〕	常設	○	－	屋内	－	－
		貯留設備の隔離弁	常設	○	－	屋内		
		貯留設備の空気圧縮機	常設	○	－	屋内		
		貯留設備の逆止弁	常設	○	－	屋内		
		貯留設備の廃ガス貯留槽	常設	○	－	屋内		
	冷却水設備	一般冷却水系	常設	○	－	屋内	非安重	（冷却水設備）
	圧縮空気設備	一般圧縮空気系	常設	○	－	屋内	非安重	（圧縮空気設備）
		計測制御用空気貯槽	常設	○	－	屋内	安重	
		計測制御用安全圧縮空気系主配管・弁〔流路〕	常設	○	－	屋内	安重	
		水素掃気用安全圧縮空気系主配管・弁〔流路〕	常設	○	－	屋内	安重	
	低レベル廃液処理設備	第 1 低レベル廃液処理系	常設	○	－	屋内	非安重	（低レベル廃液処理設備）

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第37条 有機溶媒等による火災又は爆発の拡大防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
貯留設備による 放射性物質の貯留	電源設備 受電開閉設備・受電変圧器	受電開閉設備	常設	○	－	屋内	非安重	(受電開閉設備・受電変圧器)
		受電変圧器	常設	○	－	屋内	非安重	
	電源設備 所内高圧系統	6.9kV非常用主母線	常設	○	－	屋内	安重	(所内高圧系統)
		6.9kV運転予備用主母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		6.9kV常用主母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		6.9kV非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	
		6.9kV運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		6.9kV常用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
	電源設備 所内低圧系統	460V非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	(所内低圧系統)
		460V運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
	電源設備 直流電源設備	第1非常用直流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	(直流電源設備)
		第2非常用直流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	
		常用直流電源設備	常設	○	－	屋内	非安重	
	電源設備 計測制御用交流電源設備	計測制御用交流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	(計測制御用交流電源設備)
	監視測定設備 放射線監視設備	主排気筒の排気モニタリング設備	常設	○	－	屋内	安重	(放射線監視設備)
		環境モニタリング設備	常設	○	－	屋内	非安重	
	監視測定設備 試料分析関係設備	放出管理分析設備	常設	○	－	屋内	非安重	(試料分析関係設備)
		環境試料測定設備	常設	○	－	屋内	非安重	
	監視測定設備 環境管理設備	放射能観測車	常設	○	－	屋内	非安重	(環境管理設備)
		気象観測設備	常設	○	－	屋内	非安重	

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第37条 有機溶媒等による火災又は爆発の拡大防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
放出低減対策	プルトニウム精製設備	主配管・弁〔流路〕	常設	○	－	屋内	安重	(プルトニウム精製設備)
	精製建屋 塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系（プルト ニウム系）主配管・弁〔流 路〕	常設	○	－	屋内	安重	(精製建屋 塔槽類廃ガス処理設備)
		高性能粒子フィルタ	常設	○	－	屋内	安重	
		廃ガスポット	常設	○	－	屋内	非安重	
		排風機	常設	○	－	屋内	安重	
		貯留設備の配管・弁〔流路〕	常設	○	－	屋内	－	－
		貯留設備の隔離弁	常設	○	－	屋内		
		貯留設備の廃ガス貯留槽	常設	○	－	屋内		
	ウラン・プルトニウム混合 脱硝建屋塔槽類廃ガス処理 設備	主配管〔流路〕	常設	○	－	屋内	安重	(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類 廃ガス処理設備)
	高レベル廃液ガラス固化建 屋塔槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理 系主配管〔流路〕	常設	○	－	屋内	安重	(高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス 処理設備)
	精製建屋換気設備	ダクト・ダンパ〔流路〕	常設	○	－	屋内	安重	(精製建屋換気設備)
		グローブボックス・セル排風 機	常設	○	－	屋内	安重	
		セル排気フィルタユニット	常設	○	－	屋内	安重	
	ウラン・プルトニウム混合 脱硝建屋換気設備	ダクト・ダンパ〔流路〕	常設	○	－	屋内	安重	(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設 備)
	主排気筒	主排気筒	常設	○	－	屋内	安重	(主排気筒)

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第37条 有機溶媒等による火災又は爆発の拡大防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
放出低減対策	電源設備 受電開閉設備・受電変圧器	受電開閉設備	常設	○	－	屋内	非安重	(受電開閉設備・受電変圧器)
		受電変圧器	常設	○	－	屋内	非安重	
	電源設備 所内高圧系統	6.9 k V 非常用主母線	常設	○	－	屋内	安重	(所内高圧系統)
		6.9 k V 常用主母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		6.9 k V 非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	
		6.9 k V 常用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
	電源設備 所内低圧系統	460 V 非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	(所内低圧系統)
	電源設備 直流電源設備	第 1 非常用直流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	(直流電源設備)
		第 2 非常用直流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	
	電源設備 計測制御用交流電源設備	計測制御用交流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	(計測制御用交流電源設備)
	監視測定設備 放射線監視設備	主排気筒の排気モニタリング設備	常設	○	－	屋内	安重	(放射線監視設備)
		環境モニタリング設備	常設	○	－	屋内	非安重	
	監視測定設備 試料分析関係設備	放出管理分析設備	常設	○	－	屋内	非安重	(試料分析関係設備)
		環境試料測定設備	常設	○	－	屋内	非安重	
	監視測定設備 環境管理設備	放射能観測車	常設	○	－	屋内	非安重	(環境管理設備)
		気象観測設備	常設	○	－	屋内	非安重	

第 2 - 1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類 第38条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等の機能喪失の発生防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
燃料貯蔵プール等への注水	重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備 代替給水処理設備	第 1 貯水槽	常設	○	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設 給水処理設備
	代替補給水設備（注水）	可搬型中型移送ポンプ	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 補給水設備
		可搬型建屋外ホース〔流路〕	可搬型	○	○	屋内・屋外		
		可搬型建屋内ホース〔流路〕	可搬型	○	○	屋内・屋外		
		冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 可搬型中型移送ポンプ運搬車	可搬型	○	○	屋外	—	—
		冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 ホース展張車	可搬型	○	○	屋外	—	—
		冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 運搬車	可搬型	○	○	屋外	—	—
	代替計測制御設備	可搬型代替注水設備流量計	可搬型	○	○	屋内	—	—
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油貯蔵タンク	常設	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油用タンク ローリ	可搬型	○	○	屋外		
燃料貯蔵プール等へのスプレイ	重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備 代替給水処理設備	第 1 貯水槽	常設	—	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設 給水処理設備
	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 放水設備	大型移送ポンプ車	可搬型	—	○	屋外	—	—
		可搬型建屋外ホース〔流路〕	可搬型	—	○	屋内・屋外	—	—
	代替補給水設備（スプレイ）	可搬型建屋内ホース〔流路〕	可搬型	—	○	屋内・屋外	安重	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 補給水設備
		可搬型建屋内ホース〔流路〕	可搬型	—	○	屋内・屋外		
		可搬型スプレイヘッダ	可搬型	—	○	屋内・屋外		

第 2 - 1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第38条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等の機能喪失の発生防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
燃料貯蔵プール等 へのスプレイ	代替補給水設備（スプレ イ）	冷却機能の喪失による蒸発乾 固に対処するための設備 ホース展張車	可搬型	－	○	屋外	－	－
		冷却機能の喪失による蒸発乾 固に対処するための設備 運搬車	可搬型	－	○	屋外	－	－
	代替計測制御設備	可搬型スプレイ設備流量計	可搬型	－	○	屋内	－	－
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油貯蔵タンク	常設	－	○	屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油用タンク ローリ	可搬型	－	○	屋内		
燃料貯蔵プール等 の水の漏えい抑制	漏えい抑制設備	サイフォンブレーカ	常設	○	○	屋内	安重	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 プール水浄化・冷却設備 プール水冷却系（プール・ピットへの戻りの 配管の逆止弁）
		止水板及び蓋	常設	－	○	屋内	安重	（溢水防護設備）
燃料貯蔵プール等 における臨界防止	燃料取出し設備	燃焼度計測前燃料仮置きラッ ク	常設	○	○	屋内	安重	（燃料取出し設備）
		燃焼度計測後燃料仮置きラッ ク	常設	○	○	屋内	安重	
	燃料貯蔵設備	低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラッ ク	常設	○	○	屋内	安重	（燃料貯蔵設備）
		低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラッ ク	常設	○	○	屋内	安重	
		高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラッ ク	常設	○	○	屋内	安重	
		高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラッ ク	常設	○	○	屋内	安重	
		バスケット仮置き架台（実入 り用）	常設	○	○	屋内	安重	

第 2 - 1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第38条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等の機能喪失の拡大防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
燃料貯蔵プール等 の状態監視	計装設備 計測制御設備	燃料貯蔵プール等水位計	常設	○	－	屋内	非安重	(計測制御設備)
		燃料貯蔵プール等温度計	常設	○	－	屋内	非安重	(計測制御設備)
		燃料貯蔵プール等状態監視カ メラ	常設	○	－	屋内	非安重	(計測制御設備)
	放射線監視設備	ガンマ線エリアモニタ	常設	○	－	屋内	非安重	(放射線監視設備)
	計装設備 代替計測制御設備	可搬型燃料貯蔵プール等水位 計 (超音波式)	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型燃料貯蔵プール等水位 計 (メジャー)	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型燃料貯蔵プール等水位 計 (電波式)	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型燃料貯蔵プール等水位 計 (パージ式)	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型燃料貯蔵プール等温度 計 (サーミスタ式)	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型燃料貯蔵プール等温度 計 (測温抵抗体)	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型燃料貯蔵プール等状態 監視カメラ	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型燃料貯蔵プール等空間 線量率計 (サーベイメータ)	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型燃料貯蔵プール等空間 線量率計 (線量率計)	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型計測ユニット	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型監視ユニット	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型計測ユニット用空気圧 縮機	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型空冷ユニット用ホース	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型燃料貯蔵プール等状態 監視カメラ用冷却ケース	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型燃料貯蔵プール等空間 線量率計用冷却ケース	可搬型	○	○	屋内	－	－

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第38条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等の機能喪失の拡大防止のための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
燃料貯蔵プール等 の状態監視	計装設備 代替計測制御設備	可搬型空冷ユニットA	可搬型	○	○	屋内	-	-
		可搬型空冷ユニットB	可搬型	○	○	屋内	-	-
		可搬型空冷ユニットC	可搬型	○	○	屋内	-	-
		可搬型空冷ユニットD	可搬型	○	○	屋内	-	-
		可搬型空冷ユニットE	可搬型	○	○	屋内	-	-
		可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計（機器付）	可搬型	○	○	屋内	-	-
		可搬型空冷ユニット出口圧力計（機器付）	可搬型	○	○	屋内	-	-
		可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力計（機器付）	可搬型	○	○	屋内	-	-
		可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計（機器付）	可搬型	○	○	屋内	-	-
		可搬型監視カメラ入口空気流量計（機器付）	可搬型	○	○	屋内	-	-
		可搬型線量率計入口空気流量計（機器付）	可搬型	○	○	屋内	-	-
	電源設備 所内高圧系統	6.9 k V非常用母線	常設	○	—	屋内	安重	（その他再処理設備の附属施設 電気設備）
	電源設備 代替所内電源系統	使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機	可搬型	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		可搬型電源ケーブル（可搬型発電機）	可搬型	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油貯蔵タンク	常設	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油用タンク ローリ	可搬型	○	○	屋外		
	代替補給水設備	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 運搬車	可搬型	○	○	屋外	-	-
	重大事故等対処設備 ホイールローダ	-	可搬型	○	○	屋外	-	-

第2－1表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第40条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
燃料貯蔵プール等 への大容量注水	放水設備	大型移送ポンプ車	可搬型	－	○	屋外	－	－
		可搬型建屋外ホース〔流路〕	可搬型	－	○	屋外	－	－
		冷却機能の喪失による蒸発乾 固に対処するための設備 ホース展張車	可搬型	－	○	屋外	－	－
		冷却機能の喪失による蒸発乾 固に対処するための設備 運搬車	可搬型	－	○	屋外	－	－
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油貯蔵タンク	常設	－	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油用タンク ローリ	可搬型	－	○	屋外		
	計装設備 代替計測制御設備	可搬型放水砲流量計	可搬型	－	○	屋内	－	－
		可搬型貯水槽水位計（ロープ 式）	可搬型	－	○	屋内	－	－
		可搬型貯水槽水位計（電波 式）	可搬型	－	○	屋内	－	－
		貯水槽水位計	常設	－	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型燃料貯蔵プール等状態 監視カメラ	可搬型	－	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型燃料貯蔵プール等空間 線量率計（線量計）	可搬型	－	○	屋内	非安重	計測制御設備
	計装設備 計測制御設備	燃料貯蔵プール等状態監視カ メラ	常設	－	－	屋内	非安重	（計測制御設備）
	計装設備 放射線監視設備	燃料貯蔵プール等空間線量率 計	常設	－	－	屋内	非安重	（計測制御設備）

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第40条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
建屋放水	放水設備	大型移送ポンプ車	可搬型	○	○	屋外	－	－
		可搬型放水砲	可搬型	○	○	屋外	－	－
		可搬型建屋外ホース[流路]	可搬型	○	○	屋外	－	－
		冷却機能の喪失による蒸発乾 固に対処するための設備 ホース展張車	可搬型	○	○	屋外	－	－
		冷却機能の喪失による蒸発乾 固に対処するための設備 運搬車	可搬型	○	○	屋外	－	－
	重大事故等対処設備 ホイールローダ	－	可搬型	○	○	屋外	－	－
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油貯蔵タンク	常設	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油用タンク ローリ	可搬型	○	○	屋外		
	計装設備 代替計測制御設備	可搬型放水砲流量計	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型放水砲圧力計	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型貯水槽水位計（ロープ 式）	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型貯水槽水位計（電波 式）	可搬型	○	○	屋内	－	－
		貯水槽水位計	常設	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型建屋内線量率計	可搬型	○	○	屋内	非安重	放射線監視設備
	計装設備 放射線監視設備	建屋内線量率計	常設	○	－	屋内	非安重	（計測制御設備）

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第40条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
海洋，河川，湖沼 等への放射性物質 の流出抑制に係る 措置	抑制設備	可搬型汚濁水拡散防止フェン ス（雨水集水枡用）	可搬型	○	○	屋外	－	－
		可搬型汚濁水拡散防止フェン ス（尾駁沼用）	可搬型	○	○	屋外	－	－
		可搬型汚濁水拡散防止フェン ス（尾駁沼出口用）	可搬型	○	○	屋外	－	－
		放射性物質吸着材	可搬型	○	○	屋外	－	－
		小型船舶	可搬型	○	○	屋内	－	－
		冷却機能の喪失による蒸発乾 固に対処するための設備 可搬型中型移送ポンプ運搬車	可搬型	○	○	屋外	－	－
		冷却機能の喪失による蒸発乾 固に対処するための設備 ホース展張車	可搬型	○	○	屋外	－	－
		運搬車	可搬型	○	○	屋外	－	－
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油貯蔵タンク	常設	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
航空機衝突による 航空機燃料火災及 び化学火災に係る 措置	放水設備	大型移送ポンプ車	可搬型	－	○	屋外	－	－
		可搬型放水砲	可搬型	－	○	屋外	－	－
		可搬型建屋外ホース〔流路〕	可搬型	－	○	屋外	－	－
		冷却機能の喪失による蒸発乾 固に対処するための設備 ホース展張車	可搬型	－	○	屋外	－	－
		冷却機能の喪失による蒸発乾 固に対処するための設備 運搬車	可搬型	－	○	屋外	－	－
	重大事故等対処設備 ホイールローダ	－	可搬型	－	○	屋外	－	－
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油貯蔵タンク	常設	－	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備

第 2 - 1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第41条 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生防止に係る内部ループ通水による冷却のための水源確保	代替給水処理設備	第 1 貯水槽	常設	○	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設 給水処理設備
冷却機能の喪失による蒸発乾固の拡大の防止に係る貯水槽から機器への注水のための水源確保	代替給水処理設備	第 1 貯水槽	常設	○	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設 給水処理設備
冷却機能の喪失による蒸発乾固の拡大の防止に係る代替安全冷却水系による冷却コイル等への通水冷却のための水源確保	代替給水処理設備	第 1 貯水槽	常設	○	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設 給水処理設備
冷却機能の喪失による蒸発乾固の拡大の防止に係る放出低減のための水源確保	代替給水処理設備	第 1 貯水槽	常設	○	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設 給水処理設備
使用済燃料貯蔵槽の冷却等の機能喪失の発生防止に係る燃料貯蔵プール等への注水のための水源確保	代替給水処理設備	第 1 貯水槽	常設	○	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設 給水処理設備
使用済燃料貯蔵槽の冷却等の機能喪失の発生防止に係る燃料貯蔵プール等へのスプレイのための水源確保	代替給水処理設備	第 1 貯水槽	常設	—	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設 給水処理設備
工場等外への放射性物質等の放出を抑制に係る燃料貯蔵プール等への大容量注水のための水源確保	代替給水処理設備	第 1 貯水槽	常設	—	○	屋内	—	—
航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災	代替給水処理設備	第 1 貯水槽	常設	—	○	屋内	—	—
工場等外への放射性物質等の放出を抑制に係る建屋放水	代替給水処理設備	第 1 貯水槽	常設	○	○	屋内	—	—

第2－1表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第41条 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
第2貯水槽から第 1貯水槽への水の 供給	代替給水処理設備	第2貯水槽	常設	○	○	屋内	—	—
		大型移送ポンプ車	可搬型	○	○	屋外	—	—
		可搬型建屋外ホース〔流路〕	可搬型	○	○	屋外	—	—
		冷却機能の喪失による蒸発乾 固に対処するための設備 ホース展張車	可搬型	○	○	屋外	—	—
		冷却機能の喪失による蒸発乾 固に対処するための設備 運搬車	可搬型	○	○	屋外	—	—
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油貯蔵タンク	常設	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油用タンク ローリ	可搬型	○	○	屋外		
	計装設備 代替計測制御設備	可搬型貯水槽水位計（ロープ 式）	可搬型	○	○	屋内	—	—
		可搬型送水流量計	可搬型	○	○	屋外	—	—
		可搬型貯水槽水位計（電波 式）	可搬型	○	○	屋内	—	—
		貯水槽水位計	常設	○	—	屋内	非安重	計測制御設備
敷地外水源から第1 貯水槽への水の供 給	代替給水処理設備	大型移送ポンプ車	可搬型	○	○	屋外	—	—
		可搬型建屋外ホース〔流路〕	可搬型	○	○	屋外	—	—
		ホース展張車	可搬型	○	○	屋外	—	—
		運搬車	可搬型	○	○	屋外	—	—
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油貯蔵タンク	常設	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油用タンク ローリ	可搬型	○	○	屋外		
	計装設備 代替計測制御設備	可搬型貯水槽水位計（ロープ 式）	可搬型	○	○	屋内	—	—
		可搬型貯水槽水位計（電波 式）	可搬型	○	○	屋内	—	—
		貯水槽水位計	常設	○	—	屋内	非安重	計測制御設備

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第42条 電源設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
常設重大事故等対 処設備による給電	受電開閉設備 ・受電変圧器	受電開閉設備	常設	○	－	屋外	非安重	(受電開閉設備・受電変圧器)
		受電変圧器	常設	○	－	屋外	非安重	
	所内高圧系統	非常用電源建屋の6.9k V非常 用主母線	常設	○	－	屋内	安重	(所内高圧系統)
		前処理建屋の6.9k V非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	
		制御建屋の6.9k V非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	
		ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋の6.9k V非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	
		使用済燃料受入れ施設及び貯 蔵施設の6.9k V非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	
		ユーティリティ建屋の6.9k V 運転予備用主母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		ユーティリティ建屋の6.9k V 常用主母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		ユーティリティ建屋の6.9k V 運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		第2ユーティリティ建屋の6.9 k V運転予備用主母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		第2ユーティリティ建屋の6.9 k V常用主母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		前処理建屋の6.9k V運転予備 用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		分離建屋の6.9k V運転予備用 母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		精製建屋の6.9k V運転予備用 母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		制御建屋の6.9k V運転予備用 母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋の6.9k V運転予備用母 線	常設	○	－	屋内	非安重	
		高レベル廃液ガラス固化建屋 の6.9k V運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第42条 電源設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
常設重大事故等対 処設備による給電	所内高圧系統	低レベル廃棄物処理建屋の6.9k V運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	(所内高圧系統)
		使用済燃料受入れ施設及び貯 蔵施設の6.9kV常用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
	所内低圧系統	非常用電源建屋の460V非常用 母線	常設	○	－	屋内	安重	(所内低圧電源)
		前処理建屋の460V非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	
		分離建屋の460V非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	
		精製建屋の460V非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	
		制御建屋の460V非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建 屋の460V非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	
		高レベル廃液ガラス固化建屋の 460V非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	
		使用済燃料受入れ施設及び貯 蔵施設の460V非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	
		ユーティリティ建屋の460V運転 予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		第2ユーティリティ建屋の460V運 転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		前処理建屋の460V運転予備用 母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		分離建屋の460V運転予備用母 線	常設	○	－	屋内	非安重	
		精製建屋の460V運転予備用母 線	常設	○	－	屋内	非安重	
		制御建屋の460V運転予備用母 線	常設	○	－	屋内	非安重	

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第42条 電源設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
常設重大事故等対 処設備による給電	所内低圧系統	ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋の460V運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	(所内低圧電源)
		高レベル廃液ガラス固化建屋 の460V運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		低レベル廃棄物処理建屋の460 V運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		低レベル廃液処理建屋の460V 運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		ハル・エンドピース貯蔵建屋 の460V運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
		ウラン脱硝建屋の460V運転予 備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	
	直流電源設備	使用済燃料受入れ施設及び貯 蔵施設の第1非常用直流電源 設備	常設	○	－	屋内	安重	(直流電源設備)
		非常用電源建屋の第2非常用 直流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	
		前処理建屋の第2非常用直流 電源設備	常設	○	－	屋内	安重	
		分離建屋の第2非常用直流電 源設備	常設	○	－	屋内	安重	
		精製建屋の第2非常用直流電 源設備	常設	○	－	屋内	安重	
		制御建屋の第2非常用直流電 源設備	常設	○	－	屋内	安重	
		ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋の第2非常用直流電源 設備	常設	○	－	屋内	安重	
		高レベル廃液ガラス固化建屋 の第2非常用直流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	
		ユーティリティ建屋の直流電 源設備	常設	○	－	屋内	非安重	
		第2ユーティリティ建屋の直 流電源設備	常設	○	－	屋内	非安重	
		前処理建屋の直流電源設備	常設	○	－	屋内	非安重	
		制御建屋の直流電源設備	常設	○	－	屋内	非安重	

第 2 - 1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第42条 電源設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
常設重大事故等対処設備による給電	直流電源設備	低レベル廃棄物貯蔵建屋の直流電源設備	常設	○	-	屋内	非安重	(直流電源設備)
		低レベル廃液処理建屋の直流電源設備	常設	○	-	屋内	非安重	
		ハル・エンドピース貯蔵建屋の直流電源設備	常設	○	-	屋内	非安重	
		ウラン脱硝建屋の直流電源設備	常設	○	-	屋内	非安重	
	計測制御用交流電源設備	前処理建屋の非常用計測制御用交流電源設備	常設	○	-	屋内	安重	(計測制御用交流電源設備)
		分離建屋の非常用計測制御用交流電源設備	常設	○	-	屋内	安重	
		精製建屋の非常用計測制御用交流電源設備	常設	○	-	屋内	安重	
		制御建屋の非常用計測制御用交流電源設備	常設	○	-	屋内	安重	
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の非常用計測制御用交流電源設備	常設	○	-	屋内	安重	
		高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用計測制御用交流電源設備	常設	○	-	屋内	安重	
		使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の非常用計測制御用交流電源設備	常設	○	-	屋内	安重	
		ユーティリティ建屋の計測制御用交流電源設備	常設	○	-	屋内	非安重	
		第2ユーティリティ建屋の計測制御用交流電源設備	常設	○	-	屋内	非安重	
		前処理建屋の計測制御用交流電源設備	常設	○	-	屋内	非安重	
		分離建屋の計測制御用交流電源設備	常設	○	-	屋内	非安重	
		精製建屋の計測制御用交流電源設備	常設	○	-	屋内	非安重	
		制御建屋の計測制御用交流電源設備	常設	○	-	屋内	非安重	
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の計測制御用交流電源設備	常設	○	-	屋内	非安重	
		高レベル廃液ガラス固化建屋の計測制御用交流電源設備	常設	○	-	屋内	非安重	

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第42条 電源設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
常設重大事故等対 処設備による給電	計測制御用交流電源設備	使用済燃料受入れ施設及び貯 蔵施設の計測制御用交流電源 設備	常設	○	-	屋内	非安重	(計測制御用交流電源設備)
可搬型重大事故等 対処設備による給 電	代替電源設備	前処理建屋可搬型発電機	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		分離建屋可搬型発電機	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
		ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋可搬型発電機	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
		高レベル廃液ガラス固化建屋 可搬型発電機	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
		制御建屋可搬型発電機	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
		使用済燃料の受入れ施設及び 貯蔵施設可搬型発電機	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
	代替所内電気設備	前処理建屋の重大事故対処用 母線	常設	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		分離建屋の重大事故対処用母 線	常設	○	○	屋内	安重	
		精製建屋の重大事故対処用母 線	常設	○	○	屋内	安重	
		ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋の重大事故対処用母線	常設	○	○	屋内	安重	
		高レベル廃液ガラス固化建屋 の重大事故対処用母線	常設	○	○	屋内	安重	
		前処理建屋の可搬型電源ケー ブル	可搬型	○	○	屋内	安重	
		分離建屋の可搬型電源ケーブ ル	可搬型	○	○	屋内	安重	
		精製建屋の可搬型電源ケーブ ル	可搬型	○	○	屋内	安重	
		ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋の可搬型電源ケーブル	可搬型	○	○	屋内	安重	
		高レベル廃液ガラス固化建屋 の可搬型電源ケーブル	可搬型	○	○	屋内	安重	
		制御建屋の可搬型電源ケーブ ル	可搬型	○	○	屋内	安重	
		使用済燃料の受入れ施設及び 貯蔵施設の可搬型電源ケーブ ル	可搬型	○	○	屋内	安重	

第 2 － 1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第42条 電源設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
可搬型重大事故等 対処設備による給 電	代替所内電気設備	前処理建屋の可搬型分電盤	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		分離建屋の可搬型分電盤	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
		精製建屋の可搬型分電盤	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
		ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋の可搬型分電盤	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
		高レベル廃液ガラス固化建屋 の可搬型分電盤	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
		使用済燃料の受入れ施設及び 貯蔵施設の可搬型分電盤	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
		制御建屋の可搬型分電盤	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
	冷却機能の喪失による蒸発 乾固に対処するための設備 運搬車	—	可搬型	○	○	屋外	—	—
補機駆動用燃料補 給設備による給油	補機駆動用燃料補給設備	軽油貯蔵タンク	常設	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油用タンク ローリ	可搬型	○	○	屋外		

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第43条 計装設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
共通	計測制御設備	計装導圧配管	常設	○	○	屋内	安重	(計測制御設備)
		温度計ガイド管	常設	○	○	屋内	安重	(計測制御設備)
臨界事故の拡大を 防止するための設 備の監視パラメー タ	代替計測制御設備	貯留設備の放射線モニタ	常設	○	－	屋内	－	－
				○	－	屋内	－	－
		貯留設備の圧力計	常設	○	－	屋内	－	－
				○	－	屋内	－	－
		貯留設備の流量計	常設	○	－	屋内	－	－
				○	－	屋内	－	－
		貯留設備の放射線レベル計	常設	○	－	屋内	－	－
				○	－	屋内	－	－
		溶解槽圧力計	常設	○	－	屋内	－	(計測制御設備)
		廃ガス洗浄塔入口圧力計	常設	○	－	屋内	－	(計測制御設備)
		可搬型放射線レベル計（ γ 線）	可搬型	○	－	屋内	－	－
		可搬型放射線レベル計（n線）	可搬型	○	－	屋内	－	－
		可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計	可搬型	○	－	屋内	－	－
				○	－	屋内	－	－

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第43条 計装設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
冷却機能の喪失に よる蒸発乾固に対 処するための設備 の監視パラメータ	代替計測制御設備	可搬型貯槽温度計	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	計測制御設備	貯槽温度計	常設	○	－	屋内	非安重	(計測制御設備)
	代替計測制御設備	可搬型冷却水流量計	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	代替計測制御設備	可搬型冷却コイル通水流量計	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	代替計測制御設備	可搬型貯槽液位計	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	計測制御設備	貯槽液位計	常設	○	－	屋内	非安重	(計測制御設備)
	代替計測制御設備	可搬型機器注水流量計	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	代替計測制御設備	可搬型凝縮器出口排気温度計	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	代替計測制御設備	可搬型凝縮器通水流量計	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	代替計測制御設備	可搬型凝縮水回収先セル液位 計	可搬型	○	○	屋内	安重	計測制御設備
	計測制御設備	凝縮水回収先セル液位計	常設	○	－	屋内	安重	(計測制御設備)
	代替計測制御設備	可搬型凝縮水回収先貯槽液位 計	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	計測制御設備	凝縮水回収先貯槽液位計	常設	○	－	屋内	非安重	(計測制御設備)
	代替計測制御設備	可搬型セル導出ユニットフィ ルタ差圧計	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	代替計測制御設備	可搬型フィルタ差圧計	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	代替計測制御設備	可搬型膨張槽液位計	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	代替計測制御設備	可搬型冷却コイル圧力計	可搬型	○	○	屋内	－	－

第 2 － 1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第43条 計装設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
冷却機能の喪失に よる蒸発乾固に対 処するための設備 の監視パラメータ	代替計測制御設備	可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計	可搬型	○	○	屋内	安重	計測制御設備
	計測制御設備	廃ガス洗浄塔入口圧力計	常設	○	—	屋内	安重	(計測制御設備)
	代替計測制御設備	可搬型導出先セル圧力計	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	代替計測制御設備	可搬型漏えい液受皿液位計	可搬型	○	○	屋内	安重／非安重	計測制御設備
	代替計測制御設備	可搬型建屋供給冷却水流量計	可搬型	○	○	屋内	—	—
	代替計測制御設備	可搬型冷却水排水線量計	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
			可搬型				—	—

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第43条 計装設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の監視パラメータ	代替計測制御設備	可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計	可搬型	○	○	屋内	安重	計測制御設備
	計測制御設備	圧縮空気自動供給貯槽圧力計	常設	○	－	屋内	安重	(計測制御設備)
	代替計測制御設備	可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計	可搬型	○	○	屋内	安重	計測制御設備
	代替計測制御設備	可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計	可搬型	○	○	屋内	安重	計測制御設備
	代替計測制御設備	可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計	可搬型	○	○	屋内	安重	計測制御設備
	代替計測制御設備	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	計測制御設備	貯槽掃気圧縮空気流量計	常設	○	－	屋内	非安重	(計測制御設備)
	代替計測制御設備	可搬型水素濃度計	可搬型	○	○	屋内	－	－
	代替計測制御設備	可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	計測制御設備	水素掃気系統圧縮空気圧力計	常設	○	－	屋内	非安重	(計測制御設備)
	代替計測制御設備	可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	代替計測制御設備	可搬型セル導出ユニット流量計	可搬型	○	○	屋内	－	－
	代替計測制御設備	(可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計) ※蒸発乾固と同じ	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	代替計測制御設備	(可搬型フィルタ差圧計) ※蒸発乾固と同じ	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	代替計測制御設備	可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計	可搬型	○	○	屋内	安重	計測制御設備
	計測制御設備	廃ガス洗浄塔入口圧力計	常設	○	－	屋内	安重	(計測制御設備)
	代替計測制御設備	可搬型導出先セル圧力計	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	計測制御設備	貯槽温度計	常設	○	－	屋内	非安重	(計測制御設備)
	代替計測制御設備	可搬型貯槽温度計	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第43条 計装設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
有機溶媒等による 火災又は爆発に対 処するための設備 の監視パラメータ	計測制御設備	プルトニウム濃縮缶供給槽液 位計	常設	○	－	屋内	非安重	(計測制御設備)
		供給槽ゲデオン流量計	常設	○	－	屋内	非安重	(計測制御設備)
		プルトニウム濃縮缶圧力計	常設	○	－	屋内	非安重	(計測制御設備)
		プルトニウム濃縮缶気相部温 度計	常設	○	－	屋内	非安重	(計測制御設備)
		プルトニウム濃縮缶液相部温 度計	常設	○	－	屋内	非安重	(計測制御設備)
		プルトニウム濃縮缶加熱蒸気 温度計	常設	○	－	屋内	安重	(計測制御設備)
		貯留設備の圧力計	常設	○	－	屋内	－	－
		貯留設備の流量計	常設	○	－	屋内	－	－
		廃ガス洗浄塔入口圧力	常設	○	－	屋内	安重	(計測制御設備)

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第43条 計装設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
使用済燃料貯蔵槽 の冷却等のための 設備の監視パラ メータ	代替計測制御設備	可搬型燃料貯蔵プール等水位 計（超音波式）	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型燃料貯蔵プール等水位 計（メジャー）	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型燃料貯蔵プール等水位 計（電波式）	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型燃料貯蔵プール等水位 計（パージ式）	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	計測制御設備	燃料貯蔵プール等水位計	常設	○	－	屋内	非安重	（計測制御設備）
	代替計測制御設備	可搬型燃料貯蔵プール等水温 計（サーミスタ式）	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型燃料貯蔵プール等水温 計（測温抵抗体）	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
	計測制御設備	燃料貯蔵プール等水温計	常設	○	－	屋内	非安重	（計測制御設備）
	代替計測制御設備	可搬型代替注水設備流量計	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型スプレー設備流量計	可搬型	－	○	屋内	－	－
		可搬型空冷ユニットA	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型空冷ユニットB	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型空冷ユニットC	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型空冷ユニットD	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型空冷ユニットE	可搬型	○	○	屋内	－	－

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第43条 計装設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の監視パラメータ	代替計測制御設備	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）	可搬型	○	○	屋内	非安重	放射線監視設備
		可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）	可搬型	○	○	屋内	非安重	放射線監視設備
		可搬型空冷ユニット用ホース	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型計測ユニット	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型監視ユニット	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型計測ユニット用空気圧縮機	可搬型	○	○	屋内	－	－
	代替計測制御設備	可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計（機器付）	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型空冷ユニット出口圧力計（機器付）	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力計（機器付）	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計（機器付）	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型監視カメラ入口空気流量計（機器付）	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型線量率計入口空気流量計（機器付）	可搬型	○	○	屋内	－	－
	計測制御設備	燃料貯蔵プール等状態監視カメラ	常設	○	－	屋内	非安重	（計測制御設備）
	放射線監視設備	燃料貯蔵プール等空間線量率計	常設	○	－	屋内	非安重	（放射線監視設備）
	けん引車	－	可搬型	－	○	屋外	－	－

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第43条 計装設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
工場等外への放射 性物質等の放出を 抑制するための設 備の監視パラメー タ	代替計測制御設備	可搬型放水砲流量計	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型放水砲圧力計	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型貯水槽水位計（ロープ 式）	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型貯水槽水位計（電波 式）	可搬型	○	○	屋内	－	－
		貯水槽水位計	常設	○	○	屋内	非安重	（計測制御設備）
		可搬型燃料貯蔵プール等状態 監視カメラ	可搬型	－	○	屋内	非安重	計測制御設備
	計測制御設備	燃料貯蔵プール等状態監視カ メラ	常設	○	－	屋内	非安重	（計測制御設備）
	代替計測制御設備	可搬型燃料貯蔵プール等空間 線量率計（線量率計）	可搬型	○	○	屋内	非安重	放射線監視設備
	放射線監視設備	燃料貯蔵プール等空間線量率 計	常設	○	－	屋内	非安重	（放射線監視設備）
	代替計測制御設備	可搬型建屋内線量率計	可搬型	○	○	屋内	非安重	放射線監視設備
	放射線監視設備	建屋内線量率計	常設	○	－	屋内	非安重	（放射線監視設備）

第2－1表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第43条 計装設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
重大事故等への対 処に必要なとなる水 の供給設備の監視 パラメータ	代替計測制御設備	可搬型貯水槽水位計（ロープ 式）	可搬型	○	○	屋内	－	－
	代替計測制御設備	可搬型貯水槽水位計（電波 式）	可搬型	○	○	屋内	－	－
	計測制御設備	貯水槽水位計	常設	○	－	屋内	非安重	（計測制御設備）
	代替計測制御設備	可搬型送水流量計	可搬型	○	○	屋外	－	－
電源設備の監視パ ラメータ	代替計測制御設備	前処理建屋可搬型発電機電圧計	可搬型	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		前処理建屋可搬型発電機燃料油計	可搬型	○	○	屋内	安重	
		分離建屋可搬型発電機電圧計	可搬型	○	○	屋内	安重	
		分離建屋可搬型発電機燃料油計	可搬型	○	○	屋内	安重	
		制御建屋可搬型発電機電圧計	可搬型	○	○	屋内	安重	
		制御建屋可搬型発電機燃料油計	可搬型	○	○	屋内	安重	
		ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋可搬型発電機電圧計	可搬型	○	○	屋内	安重	
		ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋可搬型発電機燃料油計	可搬型	○	○	屋内	安重	
		高レベル廃液ガラス固化建屋 可搬型発電機電圧計	可搬型	○	○	屋内	安重	
		高レベル廃液ガラス固化建屋 可搬型発電機燃料油計	可搬型	○	○	屋内	安重	
		使用済燃料の受入れ施設及び 貯蔵施設可搬型発電機電圧計	可搬型	○	○	屋内	安重	
		使用済燃料の受入れ施設及び 貯蔵施設可搬型発電機燃料油計	可搬型	○	○	屋内	安重	

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第43条 計装設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
電源設備の監視パ ラメータ	電気設備 受電開閉設備・受電変圧器	受電開閉設備154 k V受電電圧計	常設	○	－	屋内	非安重	(電気設備の受電開閉設備・受電変圧器)
	電気設備の所内高圧系統	ユーティリティ建屋6.9 k V運転予備用主母線電圧計	常設	○	－	屋内	非安重	(電気設備の所内高圧系統)
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9 k V非常用母線A電圧計	常設	○	－	屋内	安重	
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9 k V非常用母線B電圧計	常設	○	－	屋内	安重	
		非常用電源建屋6.9 k V非常用主母線A電圧計	常設	○	－	屋内	安重	
		非常用電源建屋6.9 k V非常用主母線B電圧計	常設	○	－	屋内	安重	
		制御建屋6.9 k V非常用母線A電圧計	常設	○	－	屋内	安重	
		制御建屋6.9 k V非常用母線B電圧計	常設	○	－	屋内	安重	
		制御建屋6.9 k V運転予備用母線電圧計	常設	○	－	屋内	非安重	
	電気設備の所内低圧系統	制御建屋460 V非常用母線A電圧計	常設	○	－	屋内	安重	(電気設備の所内低圧系統)
		制御建屋460 V非常用母線B電圧計	常設	○	－	屋内	安重	
	電気設備の所内低圧系統	前処理建屋460 V非常用母線A電圧計	常設	○	－	屋内	安重	(電気設備の所内低圧系統)
		前処理建屋460 V非常用母線B電圧計	常設	○	－	屋内	安重	
	電気設備の所内高圧系統	前処理建屋6.9 k V運転予備用母線電圧計	常設	○	－	屋内	非安重	(電気設備の所内高圧系統)
	電気設備の所内高圧系統	前処理建屋6.9 k V非常用母線A電圧計	常設	○	－	屋内	安重	(電気設備の所内高圧系統)
		前処理建屋6.9 k V非常用母線B電圧計	常設	○	－	屋内	安重	
	電気設備の所内低圧系統	分離建屋460 V非常用母線A電圧計	常設	○	－	屋内	安重	(電気設備の所内低圧系統)
		分離建屋460 V非常用母線B電圧計	常設	○	－	屋内	安重	
	電気設備の所内高圧系統	分離建屋6.9 k V運転予備用母線電圧計	常設	○	－	屋内	非安重	(電気設備の所内高圧系統)

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第43条 計装設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
電源設備の監視パ ラメータ	電気設備の所内低圧系統	精製建屋460 V非常用母線A 電 圧計	常設	○	－	屋内	安重	(電気設備の所内低圧系統)
		精製建屋460 V非常用母線B 電 圧計	常設	○	－	屋内	安重	
	電気設備の所内高圧系統	精製建屋6.9 k V 運転予備用母 線電圧計	常設	○	－	屋内	非安重	(電気設備の所内高圧系統)
		ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋6.9 k V 非常用母線A 電 圧計	常設	○	－	屋内	安重	
		ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋6.9 k V 非常用母線B 電 圧計	常設	○	－	屋内	安重	
		ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋6.9 k V 運転予備用母線 電圧計	常設	○	－	屋内	非安重	
	電気設備の所内低圧系統	ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋460 V 非常用母線A 電圧 計	常設	○	－	屋内	安重	(電気設備の所内低圧系統)
		ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋460 V 非常用母線B 電圧 計	常設	○	－	屋内	安重	
	電気設備の所内低圧系統	高レベル廃液ガラス固化建屋 460 V 非常用母線A 電圧計	常設	○	－	屋内	安重	(電気設備の所内低圧系統)
		高レベル廃液ガラス固化建屋 460 V 非常用母線B 電圧計	常設	○	－	屋内	安重	
	電気設備の所内高圧系統	高レベル廃液ガラス固化建屋 6.9 k V 運転予備用母線 電圧 計	常設	○	－	屋内	非安重	(電気設備の所内高圧系統)
	燃料補給設備	軽油貯蔵タンク液位計	常設	○	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
	代替計測制御設備	軽油用タンク ローリ液位計	可搬型	○	○	屋内		

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第43条 計装設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
制御室における監視設備	制御室	監視制御盤	常設	○	－	屋内	非安重	(監視制御盤)
情報把握計装設備	情報把握計装設備	可搬型情報収集装置（前処理建屋用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型情報収集装置（分離建屋用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型情報収集装置（精製建屋用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型情報収集装置（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型情報収集装置（高レベル廃液ガラス固化建屋用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型情報収集装置（制御建屋用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型情報収集装置（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型情報表示装置（制御建屋用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	中央制御室
		可搬型情報表示装置（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室
		可搬型情報収集装置（第 1 保管庫・貯水所用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		可搬型情報収集装置（第 2 保管庫・貯水所用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		情報把握計装設備用発電機	可搬型	○	○	屋内	非安重	電気設備
		情報把握計装設備用発電機電圧計	可搬型	○	○	屋内	非安重	電気設備
		情報把握計装設備用発電機燃料油計	可搬型	○	○	屋内	非安重	電気設備
		情報把握計装設備用屋内ケーブル	常設	○	○	屋内	非安重	計測制御設備
		建屋間伝送用無線装置	常設	○	○	屋内	非安重	計測制御設備

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第44条 制御室								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
中央制御室の居住性を確保するための設備	代替制御建屋中央制御室換気設備	代替中央制御室送風機	可搬型	○	○	屋内	安重	制御建屋中央制御室換気設備
		可搬型ダクト	可搬型	○	○	屋内	安重	
	電源設備 代替電源設備	制御建屋可搬型発電機	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
	電源設備 代替所内電気設備	制御建屋の可搬型分電盤	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
		制御建屋の可搬型電源ケーブル	可搬型	○	○	屋内	安重	
	電源設備 所内高圧系統	6.9 kV非常用母線（制御建屋）	常設	○	－	屋内	安重	（所内高圧系統）
	制御建屋中央制御室換気設備	中央制御室送風機	常設	○	－	屋内	安重	（制御建屋中央制御室換気設備）
中央制御室の照明を確保する設備	照明設備	運転保安灯	常設	○	－	屋内	非安重	（照明設備）
		直流非常灯	常設	○	－	屋内	非安重	（照明設備）
		蓄電池内蔵型照明	常設	○	－	屋内	非安重	（照明設備）
	代替照明設備	可搬型照明（SA）	可搬型	○	○	屋内	非安重	照明設備
中央制御室遮蔽	中央制御室遮蔽	中央制御室遮蔽	常設	○	○	屋内	非安重	（中央制御室遮蔽）
環境測定設備	環境測定設備	可搬型酸素濃度計	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型二酸化炭素濃度計	可搬型	○	○	屋内	－	
		可搬型窒素酸化物濃度計	可搬型	○	○	屋内	－	

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第44条 制御室								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
中央制御室のそ 他設備・資機材	制御室放射線計測設備	ガンマ線用サーバイメータ	可搬型	○	○	屋内	－	－
		アルファ・ベータ線用サーベ イメータ	可搬型	○	○	屋内	－	
		可搬型ダストサンプラ	可搬型	○	○	屋内	－	
通信連絡設備及び 情報把握計装設備	代替通信連絡設備	可搬型通話装置	可搬型	○	○	屋内	非安重	通信連絡設備
		可搬型衛星電話（屋内用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	
		可搬型衛星電話（屋外用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	
		可搬型トランシーバ	可搬型	○	○	屋内	非安重	
	情報把握計装設備	可搬型情報収集装置	可搬型	○	○	屋内	非安重	—
		可搬型情報表示装置	可搬型	○	○	屋内	非安重	
中央制御室に係る 汚染の持ち込みを 防止するための設 備	代替照明設備	可搬型照明（SA）	可搬型	○	○	屋内	非安重	照明設備
使用済燃料受入れ 施設及び貯蔵施設 の制御室の居住性 を確保するための 設備	代替使用済燃料受入れ・貯 蔵建屋制御室換気設備	代替制御室送風機	可搬型	○	○	屋内	非安重	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備
		可搬型ダクト	可搬型	○	○	屋内	非安重	
	使用済燃料受入れ・貯蔵建 屋制御室換気設備	制御室送風機	常設	○	－	屋内	非安重	（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設 備）
	電源設備 代替電源設備	使用済燃料の受入れ施設及び 貯蔵施設可搬型発電機	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
	電源設備 代替所内電気設備	使用済燃料の受入れ施設及び 貯蔵施設の可搬型分電盤	可搬型	○	○	屋内・屋外	安重	
		使用済燃料の受入れ施設及び 貯蔵施設の可搬型電源ケーブ ル	可搬型	○	○	屋内	安重	
	電源設備 所内高圧系統	6.9kV非常用母線（使用済燃 料受入れ・貯蔵建屋）	常設	○	－	屋内	安重	（所内高圧系統）

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第44条 制御室								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明を確保するための設備	照明設備	運転保安灯	常設	○	－	屋内	非安重	(照明設備)
		直流非常灯	常設	○	－	屋内	非安重	(照明設備)
		蓄電池内蔵型照明	常設	○	－	屋内	非安重	(照明設備)
	代替照明設備	可搬型照明 (SA)	可搬型	○	○	屋内	非安重	照明設備
制御室遮蔽	制御室遮蔽	制御室遮蔽	常設	○	○	屋内	非安重	(制御室遮蔽)
環境測定設備	環境測定設備	可搬型酸素濃度計	可搬型	○	○	屋内	－	－
		可搬型二酸化炭素濃度計	可搬型	○	○	屋内	－	
		可搬型窒素酸化物濃度計	可搬型	○	○	屋内	－	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のその他設備・資機材	制御室放射線計測設備	ガンマ線用サーベイメータ	可搬型	○	○	屋内	－	－
		アルファ・ベータ線用サーベイメータ	可搬型	○	○	屋内	－	
		可搬型ダストサンプラ	可搬型	○	○	屋内	－	
通信連絡設備及び情報把握計装設備	代替通信連絡設備	可搬型衛星電話 (屋内用)	可搬型	○	○	屋内	非安重	通信連絡設備
		可搬型衛星電話 (屋外用)	可搬型	○	○	屋内	非安重	
		可搬型トランシーバ	可搬型	○	○	屋内	非安重	
	情報把握計装設備	可搬型情報収集装置	可搬型	○	○	屋内	非安重	－
		可搬型情報表示装置	可搬型	○	○	屋内	非安重	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に係る汚染の持ち込みを防止するための設備	代替照明設備	可搬型照明 (SA)	可搬型	○	○	屋内	非安重	照明設備

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第45条 監視測定設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
放射性物質の濃度 及び線量の測定	放射線監視設備	主排気筒の排気モニタリング 設備 排気筒モニタ	常設	○	－	屋内	安重	(放射線監視設備)
		主排気筒の排気モニタリング 設備 排気サンプリング設備	常設	○	－	屋内	非安重	
		主排気筒の排気モニタリング 設備 排気筒モニタ（配管の一部） 〔流路〕	常設	○	○	屋内	安重	
		主排気筒の排気モニタリング 設備 排気サンプリング設備（配管 の一部）〔流路〕	常設	○	○	屋内	非安重	
		北換気筒（使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋換気筒）の排気 モニタリング設備 排気筒モニタ	常設	○	－	屋内	非安重	
		北換気筒（使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋換気筒）の排気 モニタリング設備 排気サンプリング設備	常設	○	－	屋内	非安重	
		環境モニタリング設備 モニタリング ポスト	常設	○	－	屋内	非安重	
		環境モニタリング設備 ダスト モニタ	常設	○	－	屋内	非安重	
	電源設備 受電開閉設備・受電変圧器	受電開閉設備	常設	○	－	屋外	非安重	(受電開閉設備・受電変圧器)
		受電変圧器	常設	○	－	屋外	非安重	
	電源設備 所内高圧系統	6.9 k V 非常用主母線	常設	○	－	屋内	安重	(所内高圧系統)
	電源設備 所内低圧系統	460 V 非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	(所内低圧系統)
	電源設備 計測制御用交流電源設備	計測制御用交流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	(計測制御用交流電源設備)

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第45条 監視測定設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
放射性物質の濃度 及び線量の測定	代替排気モニタリング設備	可搬型排気モニタリング設備 可搬型ガス モニタ	可搬型	－	○	屋内	安重	主排気筒の排気モニタリング設備 排気筒モニタ
				－	○	屋内	非安重	北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備 排気筒モニタ
		可搬型排気モニタリング設備 可搬型排気サンプリング設備	可搬型	－	○	屋内	非安重	主排気筒の排気モニタリング設備 排気サンプリング設備 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備 排気サンプリング設備
		可搬型データ伝送装置	可搬型	－	○	屋外・屋内	安重	主排気筒の排気モニタリング設備 排気筒モニタ
				－	○	屋外・屋内	非安重	北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備 排気筒モニタ
		可搬型データ表示装置	可搬型	－	○	屋内	安重	主排気筒の排気モニタリング設備 排気筒モニタ
				－	○	屋内	非安重	北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備 排気筒モニタ
	代替電源設備	可搬型発電機	可搬型	－	○	屋外・屋内	安重	所内低圧系統 460V非常用母線
	運搬車	－	可搬型	－	○	屋外	－	－
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油貯蔵タンク	常設	－	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油用タンク ローリ	可搬型	－	○	屋外		

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第45条 監視測定設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
放射性物質の濃度 及び線量の測定	代替環境モニタリング設備	可搬型環境モニタリング設備 可搬型線量率計	可搬型	－	○	屋外・屋内	非安重	放射線管理施設 放射線監視設備 屋外モニタリング設備 環境モニタリング設備 モニタリング ポスト、ダスト モニタ
		可搬型環境モニタリング設備 可搬型ダスト モニタ	可搬型	－	○	屋外・屋内	非安重	
		可搬型データ伝送装置	可搬型	－	○	屋外・屋内	非安重	
		可搬型データ表示装置	可搬型	－	○	屋内	非安重	
		可搬型建屋周辺モニタリング 設備 ガンマ線用サーベイ メータ	可搬型	－	○	屋外・屋内	非安重	放射線管理施設 放射線監視設備 屋外モニタリング設備 環境モニタリング設備 モニタリング ポスト
				－	○	屋外・屋内	非安重	
		可搬型建屋周辺モニタリング 設備 中性子線用サーベイ メータ	可搬型	－	○	屋外・屋内	非安重	放射線管理施設 放射線監視設備 屋外モニタリング設備 環境モニタリング設備
		可搬型建屋周辺モニタリング 設備 アルファ・ベータ線用サーベ イ メータ	可搬型	－	○	屋外・屋内	非安重	放射線管理施設 放射線監視設備 屋外モニタリング設備 環境モニタリング設備 ダスト モニタ
				－	○	屋外・屋内	非安重	
		可搬型建屋周辺モニタリング 設備 可搬型ダスト サンプラ	可搬型	－	○	屋外・屋内	非安重	
				－	○	屋外・屋内	非安重	
	代替電源設備	可搬型発電機	可搬型	－	○	屋外・屋内	非安重	所内低圧系統 460V非常用母線 計測制御用交流電源設備 計測制御用交流電源設備
	運搬車	－	可搬型	－	○	屋外	－	－

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第45条 監視測定設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
放射性物質の濃度 及び線量の測定	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油貯蔵タンク	常設	－	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油用タンク ローリ	可搬型	－	○	屋外		
	試料分析関係設備	放出管理分析設備 放射能測定装置（ガスフロー カウンタ）	常設	○	－	屋内	非安重	（試料分析関係設備）
		放出管理分析設備 放射能測定装置（液体シンチ レーション カウンタ）	常設	○	－	屋内	非安重	
		放出管理分析設備 核種分析装置	常設	○	－	屋内	非安重	
		環境試料測定設備 核種分析装置	常設	○	－	屋内	非安重	
	電源設備 受電開閉設備・受電変圧器	受電開閉設備	常設	○	－	屋外	非安重	（受電開閉設備・受電変圧器）
		受電変圧器	常設	○	－	屋外	非安重	
	電源設備 所内高圧系統	6.9 k V 運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	（所内高圧系統）
	電源設備 所内低圧系統	460 V 運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	（所内低圧系統）
	代替試料分析関係設備	可搬型試料分析設備 可搬型放射能測定装置	可搬型	－	○	屋内	非安重	放射線管理施設 試料分析関係設備 放出管理分析設備、環境試料測定設備
		可搬型試料分析設備 可搬型核種分析装置	可搬型	－	○	屋内	非安重	
		可搬型試料分析設備 可搬型トリチウム測定装置	可搬型	－	○	屋内	非安重	
		可搬型発電機	可搬型	－	○	屋外・屋内	非安重	所内高圧系統 6.9 k V 運転予備用母線 所内低圧系統 460 V 運転予備用母線

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第45条 監視測定設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
放射性物質の濃度 及び線量の測定	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油貯蔵タンク	常設	－	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油用タンク ローリ	可搬型	－	○	屋外		
	環境管理設備	放射能観測車	可搬型	○	－	屋外	非安重	(環境管理設備)
	代替放射能観測設備	可搬型放射能観測設備 ガンマ線用サーベイ メータ (N a I (T l) シンチレー ション)	可搬型	－	○	屋内	非安重	放射線管理施設 環境管理設備 放射能観測車
		可搬型放射能観測設備 ガンマ線用サーベイ メータ (電離箱)	可搬型	－	○	屋内	非安重	
		可搬型放射能観測設備 中性子線用サーベイ メータ	可搬型	－	○	屋内	非安重	
		可搬型放射能観測設備 アルファ・ベータ線用サーベ イ メータ	可搬型	－	○	屋内	非安重	
		可搬型放射能観測設備 可搬型ダスト・よう素サンプ ラ	可搬型	－	○	屋内	非安重	
風向， 風速その他 の気象条件の測定	環境管理設備	気象観測設備	常設	○	－	屋外	非安重	(環境管理設備)
	電源設備 受電開閉設備・受電変圧器	受電開閉設備	常設	○	－	屋外	非安重	(受電開閉設備・受電変圧器)
		受電変圧器	常設	○	－	屋外	非安重	
	電源設備 所内高圧系統	6.9 k V 運転予備用母線	常設	○	－	屋内	非安重	(所内高圧系統)
	電源設備 計測制御用交流電源設備	計測制御用交流電源設備	常設	○	－	屋内	安重	(計測制御用交流電源設備)

第 2 － 1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第45条 監視測定設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
風向， 風速その他 の気象条件の測定	代替気象観測設備	可搬型気象観測設備（風向風 速計、日射計、放射収支計、 雨量計）	可搬型	－	○	屋内	非安重	放射線管理施設 環境管理設備 気象観測設備
		可搬型データ伝送装置	可搬型	－	○	屋内	非安重	
		可搬型データ表示装置	可搬型	－	○	屋内	非安重	放射線管理施設 環境管理設備 気象観測設備（気象盤）
		可搬型風向風速計	可搬型	－	○	屋内	非安重	放射線管理施設 環境管理設備 気象観測設備
		可搬型発電機	可搬型	－	○	屋内	非安重	所内高圧系統 6.9k V 運転予備用母線 計測制御用交流電源設備 計測制御用交流電源設備
	運搬車	－	可搬型	－	○	屋外	—	－
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油貯蔵タンク	常設	－	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油用タンク ローリ	可搬型	－	○	屋外		

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第45条 監視測定設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
モニタリング ポス ト等の電源回復又 は機能回復	放射線監視設備	無停電電源装置	常設	○	－	屋外	安重	(放射線監視設備)
	電源設備 受電開閉設備・受電変圧器	受電開閉設備	常設	○	－	屋外	非安重	(受電開閉設備)
		受電変圧器	常設	○	－	屋外	非安重	(受電変圧器)
	電源設備 所内高圧系統	6.9kV非常用主母線	常設	○	－	屋内	安重	(所内高圧系統)
	電源設備 所内低圧系統	460V非常用母線	常設	○	－	屋内	安重	(所内低圧系統)
	代替電源設備	環境モニタリング設備用可搬 型発電機	可搬型	－	○	屋内	安重	所内低圧系統 460V非常用母線
	運搬車	－	可搬型	－	○	屋外	－	－
	電源設備 補機駆動用燃料補給設備	軽油貯蔵タンク	常設	－	○	屋内	安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		軽油用タンク ローリ	可搬型	－	○	屋外		

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第46条 緊急時対策所								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
居住性を確保する ための設備	緊急時対策建屋	緊急時対策所	常設	○	○	屋内	—	—
		緊急時対策建屋の遮蔽	常設	○	○	屋内	—	—
	緊急時対策建屋 換気設備	緊急時対策建屋送風機	常設	○	○	屋内	—	—
		緊急時対策建屋排風機	常設	○	○	屋内	—	
		緊急時対策建屋フィルタユ ニット	常設	○	○	屋内	—	
		緊急時対策建屋加圧ユニット	常設	○	○	屋内	—	
		ダクト・ダンパ〔流路〕	常設	○	○	屋内	—	
		配管・弁〔流路〕	常設	○	○	屋内	—	
		対策本部室差圧計	常設	○	○	屋内	—	
		待機室差圧計	常設	○	○	屋内	—	
		制御盤（監視制御盤）	常設	○	○	屋内	—	
	緊急時対策建屋 環境測定設備	可搬型酸素濃度計	可搬型	○	○	屋内	—	—
		可搬型二酸化炭素濃度計	可搬型	○	○	屋内	—	
		可搬型窒素酸化物濃度計	可搬型	○	○	屋内	—	
	緊急時対策建屋 放射線計測設備	可搬型エリアモニタ	可搬型	○	○	屋内	—	—
		可搬型ダストサンプラ	可搬型	○	○	屋内	—	
		アルファ・ベータ線用サーベ イメータ	可搬型	○	○	屋内	—	
		可搬型線量率計	可搬型	○	○	屋内	—	
		可搬型ダストモニタ	可搬型	○	○	屋内	—	
		可搬型データ伝送装置	可搬型	○	○	屋内	—	
		可搬型発電機	可搬型	○	○	屋内	—	

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第46条 緊急時対策所								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
必要な指示及び通 信連絡に関わる設 備	緊急時対策建屋 情報把握設備	情報収集装置	常設	○	○	屋内	非安重	データ収集装置
		情報表示装置	常設	○	○	屋内	非安重	データ表示装置
		データ収集装置	常設	○	－	屋内	非安重	(データ収集装置)
		データ表示装置	常設	○	－	屋内	非安重	(データ表示装置)
必要な指示及び通 信連絡に関わる設 備	再処理事業所外への通信連 絡設備	統合原子力防災ネットワーク I P 電話	常設	○	○	屋内	非安重	(統合原子力防災ネットワーク I P 電話)
		統合原子力防災ネットワーク I P－F A X	常設	○	○	屋内	非安重	(統合原子力防災ネットワーク I P－F A X)
		統合原子力防災ネットワーク TV会議システム	常設	○	○	屋内	非安重	(統合原子力防災ネットワーク TV会議システム)
		データ伝送設備	常設	○	○	屋内	非安重	(データ伝送設備)
		可搬型衛星電話（屋内用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	通信連絡設備
		可搬型衛星電話（屋外用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	
	再処理事業所内への通信連 絡設備	可搬型衛星電話（屋内用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	通信連絡設備
		可搬型衛星電話（屋外用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	
		可搬型トランシーバ（屋内 用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	
		可搬型トランシーバ（屋外 用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第46条 緊急時対策所								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
緊急時対策建屋の 電源設備	緊急時対策建屋 代替電源設備	緊急時対策建屋用発電機	常設	○	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設 電気設備
		緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV緊急時対策所用母線（M /C）～電路	常設	○	○	屋内		
		緊急時対策建屋低圧系統 460V緊急時対策所用母線（P/ C、M C C）～電路	常設	○	○	屋内		
		燃料油移送ポンプ	常設	○	○	屋内		
		燃料油配管・弁〔流路〕	常設	○	○	屋内		
		重油貯蔵タンク	常設	○	○	屋内		

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第47条 通信連絡を行うために必要な設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
再処理事業所内の 通信連絡	通信連絡設備	ページング装置	常設	○	－	屋内	非安重	(通信連絡設備)
		所内携帯電話	常設	○	－	屋内	非安重	
		専用回線電話	常設	○	－	屋内	非安重	
		一般加入電話	常設	○	－	屋内	非安重	
		ファクシミリ	常設	○	－	屋内	非安重	
		プロセスデータ伝送サーバ	常設	○	－	屋内	非安重	

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類								
第47条 通信連絡を行うために必要な設備								
系統機能	設備		重大事故等 対処設備の 分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
再処理事業所内の 通信連絡	通信連絡設備	放射線管理用計算機	常設	○	－	屋内	非安重	(通信連絡設備)
		環境中継サーバ	常設	○	－	屋内	非安重	
		総合防災盤	常設	○	－	屋内	非安重	
	代替通信連絡設備	代替通話系統	常設	○	○	屋内	非安重	通信連絡設備 (ページング装置、所内携帯電話、専用回線 電話)
		可搬型通話装置	可搬型	○	○	屋内	非安重	
		可搬型衛星電話（屋内用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	
		可搬型トランシーバ（屋内 用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	
		可搬型衛星電話（屋外用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	
		可搬型トランシーバ（屋外 用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	
再処理事業所外へ の通信連絡	通信連絡設備	一般加入電話	常設	○	－	屋内	非安重	(通信連絡設備)
		一般携帯電話	常設	○	－	屋内	非安重	
		衛星携帯電話	常設	○	－	屋内	非安重	
		ファクシミリ	常設	○	－	屋内	非安重	
		統合原子力防災ネットワーク I P 電話	常設	○	○	屋内	非安重	
		統合原子力防災ネットワーク I P－F A X	常設	○	○	屋内	非安重	
		統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム	常設	○	○	屋内	非安重	
		データ伝送設備	常設	○	○	屋内	非安重	
	代替通信連絡設備	可搬型衛星電話（屋内用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	通信連絡設備 (一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電 話、ファクシミリ)
		可搬型衛星電話（屋外用）	可搬型	○	○	屋内	非安重	

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類										
その他の設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）										
系統機能	設備	重大事故等対処設備の分類	重大事故等					重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	常設／可搬型	臨界事故	冷却機能の喪失による蒸発乾固	放射性分解により発生する水素による爆発	有機溶媒等による火災又は爆発	使用済燃料貯蔵槽の冷却等の機能の喪失	屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
重大事故等に対処するための流路，通水先，注水先，供給先，排出元等	使用済燃料貯蔵プール等	常設	－	－	－	－	○	屋内	安重	（使用済燃料貯蔵プール等）

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類										
その他の設備（前処理建屋）										
系統機能	設備							重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	常設／可搬型	臨界事故	冷却機能の 喪失による 蒸発乾固	放射性分解 により発生 する水素に よる爆発	有機溶媒等 による火災 又は爆発	使用済燃料 貯蔵槽の冷 却等の機能 の喪失	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
重大事故等に対 処するための流 路，通水先，注 水先，供給先， 排出元等	中間ポット	常設	－	○	－	－	－	屋内	安重	（中間ポット）
	中継槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（中継槽）
	リサイクル槽	常設	－	○	－	－	－	屋内	安重	（リサイクル槽）
	計量前中間貯槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（計量前中間貯槽）
	計量・調整槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（計量・調整槽）
	計量補助槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（計量補助槽）
	計量後中間貯槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（計量後中間貯槽）
	溶解槽	常設	○	－	－	－	－	屋内	安重	（溶解槽）
	ハル洗浄槽	常設	○	－	－	－	－	屋内	非安重	（ハル洗浄槽）
	エンドピース酸洗浄槽	常設	○	－	－	－	－	屋内	非安重	（エンドピース酸洗浄槽）

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類										
その他の設備（分離建屋）										
系統機能	設備							重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	常設／可搬型	臨界事故	冷却機能の 喪失による 蒸発乾固	放射性分解 により発生 する水素に よる爆発	有機溶媒等 による火災 又は爆発	使用済燃料 貯蔵槽の冷 却等の機能 の喪失	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
重大事故等に対 処するための流 路，通水先，注 水先，供給先， 排出元等	溶解液中間貯槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（溶解液中間貯槽）
	溶解液供給槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（溶解液供給槽）
	抽出廃液受槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（抽出廃液受槽）
	抽出廃液中間貯槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（抽出廃液中間貯槽）
	抽出廃液供給槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（抽出廃液供給槽）
	プルトニウム溶液受槽	常設	－	－	○	－	－	屋内	安重	（プルトニウム溶液受槽）
	プルトニウム溶液中間貯槽	常設	－	－	○	－	－	屋内	安重	（プルトニウム溶液中間貯槽）
	第 1 一時貯留貯槽	常設	－	○	－	－	－	屋内	安重	（第 1 一時貯留貯槽）
	第 2 一時貯留貯槽	常設	－	－	○	－	－	屋内	安重	（第 2 一時貯留貯槽）
	第 3 一時貯留貯槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（第 3 一時貯留貯槽）
	第 4 一時貯留貯槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（第 4 一時貯留貯槽）
	第 6 一時貯留貯槽	常設	－	○	－	－	－	屋内	安重	（第 6 一時貯留貯槽）

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類										
その他の設備（分離建屋）										
系統機能	設備							重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	常設／可搬型	臨界事故	冷却機能の 喪失による 蒸発乾固	放射性分解 により発生 する水素に よる爆発	有機溶媒等 による火災 又は爆発	使用済燃料 貯蔵槽の冷 却等の機能 の喪失	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
重大事故等に対 処するための流 路，通水先，注 水先，供給先， 排出元等	第 7 一時貯留貯槽	常設	－	○	－	－	－	屋内	安重	（第 7 一時貯留貯槽）
	第 8 一時貯留貯槽	常設	－	○	－	－	－	屋内	安重	（第 8 一時貯留貯槽）
	高レベル廃液供給槽	常設	－	○	－	－	－	屋内	安重	（高レベル廃液供給槽）
	高レベル廃液濃縮缶	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（高レベル廃液濃縮缶）

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類										
その他の設備（精製建屋）										
系統機能	設備							重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	常設／可搬型	臨界事故	冷却機能の 喪失による 蒸発乾固	放射性分解 により発生 する水素に よる爆発	有機溶媒等 による火災 又は爆発	使用済燃料 貯蔵槽の冷 却等の機能 の喪失	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
重大事故等に対 処するための流 路，通水先，注 水先，供給先， 排出元等	プルトニウム溶液供給槽	常設	－	－	○	－	－	屋内	安重	（プルトニウム溶液供給槽）
	プルトニウム溶液受槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（プルトニウム溶液受槽）
	油水分離槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（油水分離槽）
	プルトニウム溶液一時貯槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（プルトニウム溶液一時貯槽）
	プルトニウム濃縮缶供給槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（プルトニウム濃縮缶供給槽）
	プルトニウム濃縮缶	常設	－	－	○	○	－	屋内	安重	（プルトニウム濃縮缶）
	プルトニウム濃縮液受槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（プルトニウム濃縮液受槽）
	プルトニウム濃縮液一時貯槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（プルトニウム濃縮液一時貯槽）
	プルトニウム濃縮液計量槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（プルトニウム濃縮液計量槽）
	プルトニウム濃縮液中間貯槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（プルトニウム濃縮液中間貯槽）
	リサイクル槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（リサイクル槽）
	希釈槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（希釈槽）

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類										
その他の設備（精製建屋）										
系統機能	設備							重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	常設／可搬型	臨界事故	冷却機能の 喪失による 蒸発乾固	放射性分解 により発生 する水素に よる爆発	有機溶媒等 による火災 又は爆発	使用済燃料 貯蔵槽の冷 却等の機能 の喪失	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
重大事故等に対 処するための流 路，通水先，注 水先，供給先， 排出元等	第 1 一時貯留貯槽	常設	－	○	－	－	－	屋内	安重	（第 1 一時貯留貯槽）
	第 2 一時貯留貯槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（第 2 一時貯留貯槽）
	第 3 一時貯留貯槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（第 3 一時貯留貯槽）
	第 5 一時貯留貯槽	常設	○	－	－	－	－	屋内	非安重	（第 5 一時貯留貯槽）
	第 7 一時貯留貯槽	常設	○	－	○	－	－	屋内	安重	（第 7 一時貯留貯槽）

第2－1表 主要な重大事故等対処設備の設備分類 その他の設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋）										
系統機能	設備							重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	常設／可搬型	臨界事故	冷却機能の 喪失による 蒸発乾固	放射性分解 により発生 する水素に よる爆発	有機溶媒等 による火災 又は爆発	使用済燃料 貯蔵槽の冷 却等の機能 の喪失	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
重大事故等に対 処するための流 路，通水先，注 水先，供給先， 排出元等	硝酸プルトニウム貯槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（硝酸プルトニウム貯槽）
	混合槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（混合槽）
	一時貯槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（一時貯槽）

第 2－1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類										
その他の設備（高レベル廃液ガラス固化建屋）										
系統機能	設備							重大事故等対処設備の設置， 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	重大事故等対処設備の分類 常設／可搬型	臨界事故	冷却機能の喪失による 蒸発乾固	放射性分解により発生 する水素による爆発	有機溶媒等による火災 又は爆発	使用済燃料貯蔵槽の冷却等の機能の喪失	屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
重大事故等に対処するための流路，通水先，注水先，供給先，排出元等	不溶解残渣廃液貯槽	常設	－	－	－	－	－	屋内	安重	（不溶解残渣廃液貯槽）
	高レベル廃液混合槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（高レベル廃液混合槽）
	高レベル廃液共用貯槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（高レベル廃液共用貯槽）
	高レベル濃縮廃液貯槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（高レベル濃縮廃液貯槽）
	高レベル濃縮液一時貯槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（高レベル濃縮液一時貯槽）
	供給槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（供給槽）
	供給液槽	常設	－	○	○	－	－	屋内	安重	（供給液槽）

第 2 - 2 表 重大事故等時における環境温度，環境圧力，湿度及び放射線

重大事故等	重大事故等の発生を想定する建屋内							
	(前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内，高レベル廃液ガラス固化建屋内，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)							
	環境温度		環境圧力		湿度		放射線	
	通常	事故時	通常	事故時	通常	事故時	通常	事故時
臨界事故	W/G/Y： 10～40℃	作業場所は通常温度	W：大気圧 G/Y：-20Pa[gage] （通常状態）	W：大気圧 G/Y：-20Pa[gage] （通常状態）	外気と運転状態により変化	外気と運転状態により変化 （通常状態）	W： ≤ 1.7 μ Sv/h G/Y： ≤ 500 μ Sv/h	作業場所は ～100mSv/h ※ 1
冷却機能喪失による蒸発乾固		約 28℃ ～約 80℃ ※ 2		W：大気圧 G/Y：-20Pa[gage] （通常状態） 建屋換気停止時は大気圧		外気と運転状態により変化 （通常状態） 建屋換気設備停止時は外気の湿度となる。		作業場所は ～10mSv/h ※ 1
放射線分解により発生する水素による爆発				W：大気圧 G/Y：-20Pa[gage] （通常状態）		外気と運転状態により変化 （通常状態）		作業場所は通常時と同程度
有機溶媒等による火災又は爆発		作業場所は通常温度		W：大気圧 G/Y：-20Pa[gage] （通常状態）		100%		～50 μ Sv/h
使用済み燃料の著しい損傷 （想定事故 1，想定事故 2）		80℃		W：大気圧 G/Y：-20Pa[gage] （通常状態） 建屋換気停止時は大気圧				

* ：本表は，有効性評価範囲（拡大防止対策成功時の事態収束まで）における環境条件を示す。

※ 1：10mSv/hを超えるときは，操作時間の制限や遮蔽材を設置する等の措置を講ずる。

※ 2：環境温度が上昇する前に，設置・接続等の作業を完了させる。

第 2 - 2 表 重大事故等時における環境温度，環境圧力，湿度及び放射線

(つづき)

重大事故等	重大事故等の発生を想定する建屋以外の建屋				屋 外			
	(制 御 建 屋 ， 緊 急 時 対 策 建 屋 ， 主 排 気 筒 管 理 建 屋)							
	環 境 温 度	環 境 圧 力	湿 度	放 射 線	環 境 温 度	環 境 圧 力	湿 度	放 射 線
臨 界 事 故	W/G/Y：10～40℃ (通常状態)	W：大気圧 G/Y：-20Pa[gage] (通常状態)	外気と運転状態により変化 (通常状態)	W： ≤1.7μSv/h G/Y： ≤500μSv/h (通常状態)	-16～35℃ (通常の外気状態)	大気圧 (通常の外気状態)	最高湿度 90% (通常の外気状態)	—
冷却機能喪失による蒸発乾固								
放射線分解により発生する水素による爆発								
有機溶媒等による火災又は爆発								
使用済み燃料の著しい損傷 (想定事故1，想定事故2)								

* ：本表は，有効性評価範囲（拡大防止対策成功時の事態収束まで）における環境条件を示す。

第 2 - 3 表 重大事故等時の使用条件

対象設備		設備の範囲	温度	圧力	湿度	放射線
臨界事故に拡大を防止するための設備	拡大防止	可溶性中性子吸収材の供給系統	110℃ (機器内) ----- 40℃ (機器外)	3kPa	100% (接液又は気相部)	10Sv/h 注 1
	貯留対策	機器から空気圧縮機までの系統	110℃	3kPa	100%	
		空気圧縮機から <u>廃ガス貯留槽</u> までの系統		0.76MPa		
	影響緩和	機器に空気を供給するための系統	110℃ (機器内) ----- 40℃ (機器外)	0.69kPa	100% (接液又は気相部)	
冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	発生防止	内部ループ通水の系統又はコイル・ジャケット通水の系統	130℃ (機器内の冷却水配管)	0.98MPa	接液 (機器内)	—
			60℃ (機器外 (冷却水出口系統))		— (冷却水出口系統)	
			60℃ (機器外 (冷却水入口系統))		— (冷却水入口系統)	
	拡大防止	機器注水の系統	130℃ (機器内)	0.98MPa	100% (接液又は気相部)	
			60℃ (機器注水系統)		— (機器注水系統)	
	セル導出	機器から導出先セルまでの系統	130℃ (凝縮器上流)	3kPa	100% (凝縮器上流)	
			50℃ (凝縮器下流)		0% (凝縮器下流)	
	影響緩和	導出先セルから排気までの系統	50℃ (セル導出以降の排気)	-4.7kPa (セル導出以降の排気)	0% 注 2 (セル導出以降の排気)	
50℃ (凝縮水回収系)			水頭圧 (凝縮水回収系)		接液 (凝縮水回収系)	
放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	発生防止	圧縮空気供給系統	130℃ (蒸発乾固との同時発生を考慮。単独事象では 50℃)	0.69MPa (圧縮空気貯槽及び可搬型空気圧縮機の系統) 14MPa (減圧弁から供給先まで 0.97MPa)	100% (蒸発乾固と同時発生を想定する機器)	—

第 2 - 3 表 重大事故等時の使用条件

対象設備		設備の範囲	温度	圧力	湿度	放射線
放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	拡大防止	圧縮空気供給系統	130℃ （蒸発乾固との同時発生を考慮。単独事象では 50℃）	0.69MPa （圧縮空気貯槽及び可搬型空気圧縮機の系統） 14MPa （減圧弁から供給先まで 0.97MPa）	100％ （蒸発乾固と同時発生を想定する機器）	
	セル導出	機器から導出先セルまでの系統	130℃（凝縮器上流。蒸発乾固との同時発生を考慮。） ----- 50℃（凝縮器下流。蒸発乾固との同時発生を考慮。）	3kPa	100％（凝縮器上流。蒸発乾固との同時発生を考慮。） ----- 0％（凝縮器下流。蒸発乾固との同時発生を考慮。）	
	影響緩和	導出先セルから排気までの系統	50℃ （セル導出以降の排気）	-4.7kPa （セル導出以降の排気）	0％ 注 2 （セル導出以降の排気）	
有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	発生時	濃縮缶気相部	370℃	0.84MPa	—	—
	拡大防止	濃縮缶の加熱停止設備	215℃	1.96MPa	100％	
		濃縮缶の供給停止設備	50℃	0.97MPa	100％	
	貯留対策	機器から空気圧縮機までの系統	100℃	3kPa	100％	
		空気圧縮機から塵ガス貯留槽までの系統		0.76MPa		
	影響緩和	導出先セルから排気までの系統	100℃	30kPa	100％	
使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のための設備	想定事故 1	燃料貯蔵プール等へ注水するための系統	100℃ （プール水温度）	1.2MPa	—	—
	想定事故 2	燃料貯蔵プール等へ注水するための系統	100℃ （プール水温度）	1.2MPa	—	

注 1：臨界事故の発生を想定する機器近傍に設置する臨界検知用放射線検出器の測定範囲の上限を示す。

注 2：凝縮器出口排気温度を 50℃とし、凝縮器出口の廃ガスを可搬型排風機の排気風量 2400m³/h で希釈することで有意なミストの発生を抑制することから、可搬型フィルタに与える影響はない。なお、凝縮器が機能していない場合においては、ミストがフィルタの除去効率を低下させる傾向を有することを考慮して設計上の除去効率 99.9%に対し、除去効率 99%と設定している。



第 2 - 1 図 再処理事業所内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所

3. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計

3. 1 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針

基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。

(1) 選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれることによって重大事故等の発生のおそれがないように設計する。

(2) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。

3. 2 地震力の算定方法

耐震設計に用いる地震力の算定方法は、以下のとおり適用する。

3. 2. 1 動的地震力

地震を要因とする重大事故等に対する施設は、「第31条：地震による損傷の防止」の動的地震力に示す基準地震動を1.2倍とした地震力を適用する。

3. 3 荷重の組合せと許容限界

荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。

3. 3. 1 耐震設計上考慮する状態

地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。

(1) 建物・構築物

a. 運転時の状態

再処理施設が運転している状態。

b. 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）。

(2) 機器・配管系

a. 運転時の状態

再処理施設の運転が計画的に行われた場合であって，インターロック又は警報が設置されている場合は，圧力及び温度がインターロック又は警報の設定値以内にある状態。

3. 3. 2 荷重の種類

(1) 建物・構築物

a. 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している

荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧，水压及び水圧

b. 運転時の状態で施設に作用する荷重

c. 積雪荷重及び風荷重

ただし，運転時の荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，地震時水压及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。

(2) 機器・配管系

a. 運転時の状態で施設に作用する荷重

ただし，運転時の状態で施設に作用する荷重には，常時作用してい

る荷重，すなわち自荷重が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設については，建物・構築物に準じる。

3. 3. 3 荷重の組合せ

地震力と他の荷重との組合せは以下による。

(1) 建物・構築物

- a. 選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と基準地震動を1.2倍した地震力を組み合わせる。
- b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と基準地震動を1.2倍した地震力を組み合わせる。

(2) 機器・配管系

- a. 選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備に係る機器・配管系については，運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動を1.2倍した地震力を組み合わせる。
- b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備に係る機器・配管系については，運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動を1.2倍した地震力を組み合わせる。ただし，運転時の状態で施設に作用する荷重には，常時作用している荷重，すなわち自荷重が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設については，建物・

構築物に準じる。

(3) 荷重の組合せ上の留意事項

- a. ある荷重の組合せ状態での評価が、その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。
- b. 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。
- c. 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。
- d. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。
- e. 重大事故等の状態で施設に作用する荷重は、第2－2表及び第2－3表に示す。

【補足説明資料3-1】

3. 3. 4 許容限界

地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとする。

(1) 選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備

放射性物質の保持機能を維持する設備の機能の確保にあたっては、内包する放射性物質（液体、気体、固体）の閉じ込めバウンダリを構成する部材のき裂や破損により漏えいしないこと。

核的制限値（寸法）を維持する設備の機能の確保にあたっては、地

震による変形等により臨界に至らないこと。

落下・転倒防止機能を維持する設備の機能の確保にあたっては、放射性物質（固体）を内包する容器等を搬送する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しないこと。

ガラス固化体の崩壊熱除去機能の確保にあたっては、収納管及び通風管の破損により冷却空気流路が閉塞しないこと。

上記の各機能の維持にあたっては、基準地震動の1.2倍の地震力に対し、「第31条：地震による損傷の防止」の許容限界にて確認した上で、それ以外を適用する場合は各機能が維持できることを個別に示す。

地震に対し保持する安全機能の詳細を第3－1表及び第3－2表に示す。

(2) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備

地震を要因として発生する重大事故等の対処に必要な常設重大事故等対処設備は、基準地震動の1.2倍の地震力に対し、「第31条：地震による損傷の防止」の許容限界にて確認した上で、それ以外を適用する場合は、設備のき裂や破損等により水及び空気の供給や放出経路の維持等、重大事故等の対処に必要な機能が維持できることを個別に示す。

地震に対し保持する安全機能の詳細を第3－3表に示す。

【補足説明資料3-2】

(3) (1)及び(2)に示す設備を設置する建物・構築物

(1)及び(2)に示す設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対する建物・構築物全体としての変形能力について、「第31条：地震による損傷の防止」の許容限界を適用する。

3. 4 可搬型重大事故等対処設備

可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと。

可搬型重大事故等対処設備の各保管場所及び設備に適用される地震力について第3-3表に示す。

【補足説明資料3-3】

表 3－1 安全機能に対する耐震設計

重大事故	重大事故に至る可能性がある機能喪失（又はその組合せ）※ ¹			基準地震動の 1.2 倍の地震力に対する設計	
	安全機能 1	安全機能 2	安全機能 3	確保する機能等	機能確保に係る評価対象
臨界事故（機器内）	核的制限値の維持機能			核的制限値の維持	寸法
	火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能（非安重）	熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能		※ 2	
	ソースターム制限機能（溶解槽における臨界発生時）			※ 2	
臨界事故（機器外）	火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能			※ 2	
	落下・転倒防止機能			落下・転倒防止	ボルト
	放射性物質の保持機能	核的制限値の維持機能		放射性物質の漏えい防止（放射性物質の保持機能）	閉じ込めバウンダリ
	火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能（非安重）	熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能		※ 2	
蒸発乾固（機器内）	崩壊熱等の除去機能			※ 2，※ 3	
蒸発乾固（機器外）	放射性物質の保持機能	ソースターム制限機能（回収系）		放射性物質の漏えい防止（放射性物質の保持機能）	閉じ込めバウンダリ
水素爆発（機器内）	掃気機能			※ 2，※ 3	
水素爆発（機器外）	放射性物質の保持機能	ソースターム制限機能（回収系）	放射性物質の排気機能	放射性物質の漏えい防止（放射性物質の保持機能）	閉じ込めバウンダリ
有機溶媒火災（機器内）	火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能（非安重）	熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能		※ 2	
有機溶媒火災（機器外）	放射性物質の保持機能	ソースターム制限機能（回収系）		放射性物質の漏えい防止（放射性物質の保持機能）	閉じ込めバウンダリ
プロセス水素による爆発	火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能（非安重）	熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能		※ 2	
TBP 等の錯体の急激な分解反応	火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能（非安重）	熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能		※ 2	
想定事故 1	崩壊熱等の除去機能			※ 2	
想定事故 2	プール水の保持機能			※ 3	

(つづき)

重大事故	重大事故に至る可能性がある機能喪失（又はその組合せ）※ ¹			基準地震動の 1.2 倍の地震力に対する設計	
	安全機能 1	安全機能 2	安全機能 3	確保する機能等	機能確保に係る評価対象
液体放射性物質の機器外への漏えい	放射性物質の保持機能			放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
固体放射性物質の機器外への漏えい	放射性物質の保持機能			放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	落下・転倒防止機能			※ 2	
	火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能（非安重）	熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能		※ 2	
	ソースターム制限機能（熔融ガラスの誤流下発生時）			※ 2	
気体放射性物質の漏えい	放射性物質の放出経路の維持機能			※ 2	
	放射性物質の捕集機能			※ 2	
	放射性物質の浄化機能			※ 2	
	放射性物質の排気機能			※ 2	
温度上昇による閉じ込め機能喪失	崩壊熱等の除去機能			ガラス固化体の崩壊熱除去	冷却空気流路
	火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能（非安重）	熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能		※ 2	

※ 1：安全機能 1～3 が全て同時に機能喪失した場合に重大事故に至る可能性がある（安全機能 1 だけの場合は、当該機能の喪失により重大事故に至る可能性がある）。

※ 2：機能喪失しても重大事故に至らない。詳細は「第 28 条 重大事故等の拡大防止等」「3. 4 重大事故の想定箇所の特定結果」及び「補足説明資料 3-17」に示す。

※ 3：機能喪失により重大事故に至る可能性がある。詳細は「第 28 条 重大事故等の拡大防止等」「3. 4 重大事故の想定箇所の特定結果」及び「補足説明資料 3-17」に示す。

第3-2表 安全機能に対する設備毎の耐震設計

建屋	対象設備	重大事故（＊）	安全機能	確保する機能等	評価対象
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	使用済燃料受入れ設備 燃料取出し設備 燃料仮置きラック	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
	使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備 燃料貯蔵ラック	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
	使用済燃料貯蔵設備 燃料送出し設備 バスケット仮置き架台	臨（内）	落下・転倒防止機能	落下・転倒防止	ボルト
前処理建屋	溶解設備				
	・溶解槽	臨（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・第1よう素追出し槽	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・第2よう素追出し槽	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・中間ポット	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・ハル洗浄槽	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・水パッファ槽	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	清澄・計量設備				
	・中継槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・清澄機	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・リサイクル槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・計量前中間貯槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・計量・調整槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・計量補助槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・計量後中間貯槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・不溶解残渣回収槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
分離建屋	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	分離設備				
	・溶解液中間貯槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・溶解液供給槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・抽出塔	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・第1洗浄塔	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・第2洗浄塔	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・T B P 洗浄塔	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・抽出廃液受槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・抽出廃液中間貯槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・抽出廃液供給槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	分配設備				
	・プルトニウム分配塔	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・ウラン洗浄塔	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・プルトニウム溶液T B P 洗浄器	臨（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・プルトニウム溶液受槽	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・プルトニウム溶液中間貯槽	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・プルトニウム洗浄器	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	分離建屋一時貯留処理設備				
	・第1一時貯留処理槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・第2一時貯留処理槽	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・第3一時貯留処理槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・第7一時貯留処理槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・第8一時貯留処理槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・第4一時貯留処理槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・第6一時貯留処理槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・第5一時貯留処理槽	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・第9一時貯留処理槽	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・第10一時貯留処理槽	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ

第3-2表 安全機能に対する設備毎の耐震設計

建屋	対象設備	重大事故（＊）	安全機能	確保する機能等	評価対象
分離建屋	高レベル廃液濃縮設備 高レベル廃液濃縮系				
	・高レベル廃液供給槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・高レベル廃液濃縮缶	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類 廃ガス処理系	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	溶媒回収設備 溶媒再生系 分離・分配 系 配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	溶媒回収設備 溶媒再生系 プルトニウ ム精製系 配管系	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	清澄・計量設備 配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
精製建屋	プルトニウム精製設備				
	・プルトニウム溶液供給槽	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・抽出塔	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・核分裂生成物洗浄塔	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・逆抽出塔	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・ウラン洗浄塔	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・補助油水分離槽	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・T B P 洗浄器	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・第2酸化塔	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・第2脱ガスタ	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・プルトニウム溶液受槽	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・油水分離槽	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・プルトニウム濃縮缶供給槽	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・プルトニウム濃縮缶	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・プルトニウム溶液一時貯槽	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・プルトニウム濃縮液受槽	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・プルトニウム濃縮液計量槽	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・プルトニウム濃縮液中間貯槽	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・プルトニウム濃縮液一時貯槽	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・リサイクル槽	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・希釈槽	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法
		蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・プルトニウム洗浄器	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ

第3-2表 安全機能に対する設備毎の耐震設計

建屋	対象設備	重大事故（＊）	安全機能	確保する機能等	評価対象
精製建屋	精製建屋一時貯留処理設備				
	・第1一時貯留処理槽	臨（内） 蒸（外）、水（外）、液体漏えい	核的制限値（寸法）の維持機能 放射性物質の保持機能	核的制限値（寸法） 放射性物質の漏えい防止	寸法 閉じ込めバウンダリ
	・第2一時貯留処理槽	臨（内） 蒸（外）、水（外）、液体漏えい	核的制限値（寸法）の維持機能 放射性物質の保持機能	核的制限値（寸法） 放射性物質の漏えい防止	寸法 閉じ込めバウンダリ
	・第3一時貯留処理槽	臨（内） 蒸（外）、水（外）、液体漏えい	核的制限値（寸法）の維持機能 放射性物質の保持機能	核的制限値（寸法） 放射性物質の漏えい防止	寸法 閉じ込めバウンダリ
	・第7一時貯留処理槽	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・第4一時貯留処理槽	水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	溶媒回収設備 溶媒再生系 プルトニウム精製系 配管系	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	溶媒回収設備 溶媒再生系 ウラン精製系 配管系	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	溶媒回収設備 溶媒処理系 配管系	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	ウラン精製設備 配管系	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	酸回収設備 第2酸回収系 配管系	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	低レベル廃液処理設備 第1低レベル廃液処理系 配管系	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	分析設備 配管系	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	分配設備 配管系	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 溶液系 配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝系 配管系	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 溶液系				
	・硝酸プルトニウム貯槽	臨（内） 蒸（外）、水（外）、液体漏えい	核的制限値（寸法）の維持機能 放射性物質の保持機能	核的制限値（寸法） 放射性物質の漏えい防止	寸法 閉じ込めバウンダリ
	・混合槽	臨（内） 蒸（外）、水（外）、液体漏えい	核的制限値（寸法）の維持機能 放射性物質の保持機能	核的制限値（寸法） 放射性物質の漏えい防止	寸法 閉じ込めバウンダリ
	・一時貯槽	臨（内） 蒸（外）、水（外）、液体漏えい	核的制限値（寸法）の維持機能 放射性物質の保持機能	核的制限値（寸法） 放射性物質の漏えい防止	寸法 閉じ込めバウンダリ
	・定量ポット	臨（内） 蒸（外）、水（外）、液体漏えい	核的制限値（寸法）の維持機能 放射性物質の保持機能	核的制限値（寸法） 放射性物質の漏えい防止	寸法 閉じ込めバウンダリ
	・配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝系				
	・中間ポット	臨（外）、蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・脱硝装置	臨（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	化学薬品貯蔵供給設備 化学薬品貯蔵供給系 配管系	液体漏えい	液体の保持機能	液体の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	冷却水設備 一般冷却水系 配管系	液体漏えい	液体の保持機能	液体の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	低レベル廃液処理設備 海洋放出管理系 配管系	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	プルトニウム精製設備 配管系	液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	溢水防護設備 堰	臨（外）	液体の保持機能	液体の漏えい防止	建屋として評価
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 貯蔵ホール	臨（内）	核的制限値（寸法）の維持機能	核的制限値（寸法）	寸法

第3-2表 安全機能に対する設備毎の耐震設計

建屋	対象設備	重大事故（※）	安全機能	確保する機能等	評価対象
高レベル廃液 ガラス固化建屋	高レベル廃液貯蔵設備 高レベル濃縮廃液貯蔵系				
	・高レベル濃縮廃液貯槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・高レベル濃縮廃液一時貯槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	高レベル廃液貯蔵設備 不溶解残渣廃液貯蔵系				
	・不溶解残渣廃液貯槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・不溶解残渣廃液一時貯槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	高レベル廃液貯蔵設備 共用貯蔵系				
	・高レベル廃液共用貯槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	高レベル廃液貯蔵設備 アルカリ濃縮廃液貯蔵系				
	・アルカリ濃縮廃液貯槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	高レベル廃液ガラス固化設備				
	・高レベル廃液混合槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・供給液槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・供給槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・アルカリ濃縮廃液中和槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備				
	・廃ガス洗浄液槽	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	・廃ガス洗浄器	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	清澄・計量設備 配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 不溶解残渣廃液廃ガス処理系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	分離建屋一時貯留処理設備 配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	高レベル廃液濃縮設備 高レベル廃液濃縮系 配管系	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
分離建屋と精製建屋を接続する洞道	分配設備 配管	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道	プルトニウム精製設備 配管	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 溶液系 配管	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道	高レベル廃液貯蔵設備 高レベル濃縮廃液貯蔵系 配管	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ
	分離建屋一時貯留処理設備 配管	蒸（外）、水（外）、液体漏えい	放射性物質の保持機能	放射性物質の漏えい防止	閉じ込めバウンダリ

- （※）以下の重大事故を示す。
- ・臨（外）：臨界事故（機器内）
 - ・臨（内）：臨界事故（機器外）
 - ・蒸（外）：蒸発乾固（機器外）
 - ・水（外）：水素爆発（機器外）
 - ・液体漏えい：（液体放射性物質の機器外への漏えい）

第3－3表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類											
第33条 重大事故等対処設備											
系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物 (可搬型重大事故等対処設備については保管場所及び当該設備に適用される地震力を示す)		建物・構築物	基準地震動の1.2倍の地震力に対する考慮
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類						
アクセスルート確保	ホイール ロータ	－	－	－	可搬型重大事故等対処設備	－	－	屋外エリア	1.2Ss	－	○

第3－3表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類													
第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の拡大の防止のための設備													
系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物 （可搬型重大事故等対処設備については保管場所及び当該設備に適用される地震力を示す）		建物・構築物	基準地震動の1.2倍の地震力に対する考慮		
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類								
内部ループ通水による冷却	代替安全冷却水系	内部ループ配管・弁（流路）	その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水が必要とする機器までの配管	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋	1. 2Ss	－	○		
		冷却コイル配管・弁（流路）			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○		
		冷却ジャケット配管・弁（流路）			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○		
		冷却水給排水系			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○		
		可搬型建屋内ホース（流路）	その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系	S	可搬型重大事故等対処設備	－	－	各建屋内／屋外エリア	－	－			
		可搬型建屋外ホース〔流路〕	その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系		可搬型重大事故等対処設備					－			
		可搬型排水受槽	可搬型重大事故等対処設備		－								
		可搬型中型移送ポンプ	可搬型重大事故等対処設備		屋外エリア					1. 2Ss	－	○	
		ホース展振車	－	－	可搬型重大事故等対処設備	－	－	屋外エリア	1. 2Ss	－	○		
		運搬車	可搬型重大事故等対処設備		－					○			
		可搬型中型移送ポンプ運搬車	可搬型重大事故等対処設備		－					○			
		貯槽等への注水	代替安全冷却水系	機器注水配管・弁（流路）	その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水が必要とする機器までの配管	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋	1. 2Ss	－	○
				冷却水注水配管・弁（流路）			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○
可搬型建屋内ホース（流路）	その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系			S	可搬型重大事故等対処設備	－	－	各建屋内／屋外エリア	－	－	－		
可搬型建屋外ホース〔流路〕	可搬型重大事故等対処設備				屋外エリア					－	－		
冷却コイル等への通水による冷却	代替安全冷却水系	冷却コイル配管・弁（流路）	その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水が必要とする機器までの配管	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋	1. 2Ss	－	○		
		冷却ジャケット配管・弁（流路）			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○		
		冷却水給排水系			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○		
		可搬型建屋内ホース（流路）	その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系	S	可搬型重大事故等対処設備	－	－	各建屋内／屋外エリア	－	－	－		
		可搬型建屋外ホース〔流路〕	可搬型重大事故等対処設備		屋外エリア					－	－		

第3－3表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類												
第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の拡大の防止のための設備												
系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設		設備分類		直接支持構造物		間接支持構造物 （可搬型重大事故等対処設備については保管場所及び当該設備に適用される地震力を示す）		建物・構築物	基準地震動の1.2倍の地震力に対する考慮
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類							
セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応	セル導出設備	配管・弁（流路）	気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋	1.2Ss	－	○	
		隔離弁			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○	
		安全水封器（廃ガス洗浄塔シール・ポット）			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○	
		安全水封器（廃ガスリーフポット）			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○	
		安全水封器（廃ガス ポット）			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○	
		安全水封器（廃ガスシールポット）			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○	
		塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○	
		塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット（フィルタ）			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○	
		凝縮器			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○	
		予備凝縮器			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○	
		高レベル廃液濃縮缶凝縮器			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○	
		第1エジェクタ凝縮器			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○	
		気液分離器			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○	
		凝縮液回収系			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○	
セル導出設備	可搬型ダクト（流路）	気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備	S	可搬型重大事故等対処設備	－	－	各建屋内／屋外エリア	－	－	－		
	可搬型配管・弁（流路）			可搬型重大事故等対処設備					－	－		
	可搬型建屋内ホース（流路）			可搬型重大事故等対処設備					－	－		
代替安全冷却水系	可搬型建屋内ホース（流路）	その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系	S	可搬型重大事故等対処設備	－	－	各建屋内／屋外エリア	－	－	－		
	可搬型建屋外ホース〔流路〕			可搬型重大事故等対処設備					－	－		
	凝縮器冷却水給排水系			常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋	1.2Ss	－	○		
	冷却水配管・弁（凝縮器）〔流路〕			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○		
建屋代替換気設備	ダクト・ダンパ（流路）	気体廃棄物の廃棄施設 建屋換気設備	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋	1.2Ss	－	○		
	主排気筒へ排出するユニット			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○		
	可搬型フィルタ			可搬型重大事故等対処設備	－	－	各建屋内／屋外エリア	－	－	－		
	可搬型デミスタ			可搬型重大事故等対処設備					－	－		
建屋代替換気設備	可搬型ダクト（流路）	気体廃棄物の廃棄施設 建屋換気設備	S	可搬型重大事故等対処設備	－	－	各建屋内／屋外エリア	－	－	－		
	可搬型排風機			可搬型重大事故等対処設備					各建屋内／屋外エリア	1.2Ss	－	○
主排気筒	主排気筒	（主排気筒）	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	－	－	基礎	1.2Ss	－	○		

第3－3表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類												
第36条 放射線分解により発生する水素による爆発の発生の防止のための設備												
系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物 (可搬型重大事故等対処設備については保管場所及び当該設備に適用される地震力を示す)		建物・構築物	基準地震動の1.2倍の地震力に対する考慮	
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類							
水素爆発を未然に防止するための空気の供給	代替安全圧縮空気系	水素排気配管・弁（流路）	その他再処理設備の附属施設 安全圧縮空気系から水素排気を必要とする機器までの水素排気用の配管	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋	1. 2Ss	－	○	
		機器圧縮空気供給配管・弁（流路）	その他再処理設備の附属施設 圧縮空気設備 安全圧縮空気系	S	常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○	
		圧縮空気供給系（流路）			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○	
		圧縮空気自動供給貯槽			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○	
		圧縮空気自動供給ユニット			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○	
		機器圧縮空気自動供給ユニット			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○	
		可搬型個別供給用建屋内ホース（流路）	その他再処理設備の附属施設 圧縮空気設備 安全圧縮空気系	S	可搬型重大事故等対処設備	－	－	各建屋内／屋外エリア	－	－	－	
		可搬型個別供給用建屋外ホース（流路）			可搬型重大事故等対処設備					－	－	
		可搬型建屋内ホース（流路）			可搬型重大事故等対処設備					－	－	
		可搬型建屋外ホース（流路）			可搬型重大事故等対処設備					－	－	
	可搬型空気圧縮機			可搬型重大事故等対処設備			建屋近傍／保管庫	1. 2Ss	－	○		
	水素爆発の再発を防止するための空気の供給	代替安全圧縮空気系	機器圧縮空気供給配管・弁（流路）	その他再処理設備の附属施設 圧縮空気設備 安全圧縮空気系	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋	1. 2Ss	－	○
			圧縮空気供給系（流路）			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○
			圧縮空気手動供給ユニット			常設耐震重要重大事故等対処設備					－	○
			可搬型個別供給用建屋内ホース（流路）	その他再処理設備の附属施設 圧縮空気設備 安全圧縮空気系	S	可搬型重大事故等対処設備	－	－	各建屋内／屋外エリア	－	－	－
			可搬型個別供給用建屋外ホース（流路）			可搬型重大事故等対処設備					－	－
可搬型建屋内ホース（流路）			可搬型重大事故等対処設備			－					－	
可搬型建屋外ホース（流路）			可搬型重大事故等対処設備			－					－	
可搬型空気圧縮機			可搬型重大事故等対処設備									建屋近傍／保管庫

第3～3表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 第38条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等の機能喪失の発生防止のための設備											
系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物 (可搬型重大事故等対処設備については保管場所及び当該設備に適用される地震力を示す)		建物・構築物	基準地震動の1.2倍の地震力に対する考慮
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類						
燃料貯蔵プール等への注水	代替補給水設備（注水）	可搬型中型移送ポンプ	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 補給水設備	S	可搬型重大事故等対処設備	—	—	屋外エリア	1.2Ss	—	○
		可搬型建屋外ホース〔流路〕			可搬型重大事故等対処設備					—	—
		可搬型建屋内ホース〔流路〕			可搬型重大事故等対処設備			屋外エリア	—	—	—
	代替補給水設備（スプレイ）	可搬型建屋内ホース〔流路〕	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 補給水設備	S	可搬型重大事故等対処設備	—	—	屋外エリア	—	—	—
		可搬型建屋内ホース〔流路〕			可搬型重大事故等対処設備					—	—
		可搬型スプレイヘッダ			可搬型重大事故等対処設備					—	—
燃料貯蔵プール等への水の漏えい抑制	漏えい抑制設備	サイフォンブレーカ	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 プール水浄化・冷却設備 プール水冷却系（プール・ピットへの戻りの配管の逆止弁）	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1.2Ss	—	○
		止水板及び蓋	（溢水防護設備）	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備					—	○
燃料貯蔵プール等における臨界防止	燃料取出し設備	燃焼度計測前燃料仮置きラック	（燃料取出し設備）	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1.2Ss	—	○
		燃焼度計測後燃料仮置きラック		(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備					—	○
	燃料貯蔵設備	低残留濃縮度DWR燃料貯蔵ラック	（使用済燃料貯蔵設備）	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1.2Ss	—	○
		低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック			常設耐震重要重大事故等対処設備					—	○
		高残留濃縮度DWR燃料貯蔵ラック			常設耐震重要重大事故等対処設備					—	○
		高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック			常設耐震重要重大事故等対処設備					—	○
		バスケット仮置き架台（実入り用）			常設耐震重要重大事故等対処設備					—	○

第3－3表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類

第40条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物 (可搬型重大事故等対処設備については保管場所及び当該設備に適用される地震力を示す)		建物・構築物	基準地震動の1.2倍の地震力に対する考慮
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類						
建屋放水	放水設備	大型移送ポンプ車	－	－	可搬型重大事故等対処設備	－	－	屋外エリア	1.2Ss	－	○
		可搬型放水砲	－	－	可搬型重大事故等対処設備			屋外エリア	－	－	－
		可搬型建屋外ホース〔流路〕	－	－	可搬型重大事故等対処設備					－	－
海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出抑制に係る措置	抑制設備	可搬型汚濁水拡散防止フェンス（雨水集水橋用）	－	－	可搬型重大事故等対処設備	－	－	屋外エリア	－	－	－
		可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駁沼用）	－	－	可搬型重大事故等対処設備					－	－
		可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駁沼出口用）	－	－	可搬型重大事故等対処設備					－	－
		放射性物質吸着材	－	－	可搬型重大事故等対処設備					－	－
		小型船舶	－	－	可搬型重大事故等対処設備			保管庫	1.2Ss	－	○

第3－3表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類												
第41条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備												
系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物 （可搬型重大事故等対処設備については保管場所及び当該設備に適用される地震力を示す）		建物・構築物	基準地震動の1.2倍の地震力に対する考慮	
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類							
冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生防止に係る内部ループ通水による冷却のための水源確保	代替給水処理設備	第1貯水槽	その他再処理設備の附属施設 給水処理設備	C	常設耐震重要重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	—	—	第1貯水所・保管庫	1.2Ss	○	○	
第2貯水槽から第1貯水槽への水の供給	代替給水処理設備	第2貯水槽	—	C	常設耐震重要重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	—	—	第2貯水所・保管庫	1.2Ss	○	○	
		大型移送ポンプ車	—	—	可搬型重大事故等対処設備	—	—	屋外エリア	1.2Ss	—	○	
		可搬型建屋外ホース〔流路〕	—	—	可搬型重大事故等対処設備			屋外エリア	—	—	—	
敷地外水源から第1貯水槽への水の供給	代替給水処理設備	可搬型建屋外ホース〔流路〕	—	—	可搬型重大事故等対処設備	—	—			—	—	—
		ホース展張車								—	—	○
		運搬車						—	—	○		

第3－3表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類

第42条 電源設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物 (可搬型重大事故等対処設備については保管場所及び当該設備に適用される地震力を示す)		建物・構築物	基準地震動の1.2倍の地震力に対する考慮
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類						
可搬型重大事故等 対処設備による給電	代替電源設備	前処理建屋可搬型発電機	その他再処理設備の附属施設 電気設備	S	可搬型重大事故等対処設備	—	—	建屋近傍／保管庫	1.2Ss	—	○
		分離建屋可搬型発電機			可搬型重大事故等対処設備					—	○
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機			可搬型重大事故等対処設備					—	○
		高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機			可搬型重大事故等対処設備					—	○
		制御建屋可搬型発電機			可搬型重大事故等対処設備					—	○
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機			可搬型重大事故等対処設備					—	○
					可搬型重大事故等対処設備					—	○
					可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替所内電気設備	前処理建屋の重大事故対処用母線	その他再処理設備の附属施設 電気設備	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋	1.2Ss	—	○
		分離建屋の重大事故対処用母線			常設耐震重要重大事故等対処設備					—	○
		精製建屋の重大事故対処用母線			常設耐震重要重大事故等対処設備					—	○
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線			常設耐震重要重大事故等対処設備					—	○
		高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線			常設耐震重要重大事故等対処設備	—	—	各建屋内／保管庫	—	—	—
		前処理建屋の可搬型電源ケーブル			可搬型重大事故等対処設備					—	—
		分離建屋の可搬型電源ケーブル			可搬型重大事故等対処設備					—	—
		精製建屋の可搬型電源ケーブル			可搬型重大事故等対処設備					—	—
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型電源ケーブル			可搬型重大事故等対処設備					—	—
		高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型電源ケーブル			可搬型重大事故等対処設備					—	—
		制御建屋の可搬型電源ケーブル			可搬型重大事故等対処設備					—	—
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル			可搬型重大事故等対処設備					—	—
					可搬型重大事故等対処設備					—	—
					可搬型重大事故等対処設備					—	—
					可搬型重大事故等対処設備					—	—
可搬型重大事故等 対処設備による給電	代替所内電気設備	前処理建屋の可搬型分電盤	その他再処理設備の附属施設 電気設備	S/C	可搬型重大事故等対処設備	—	—	各建屋内／屋外エリア	1.2Ss	—	○
		分離建屋の可搬型分電盤			可搬型重大事故等対処設備					—	○
		精製建屋の可搬型分電盤			可搬型重大事故等対処設備					—	○
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型分電盤			可搬型重大事故等対処設備					—	○
		高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤			可搬型重大事故等対処設備					—	○
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤			可搬型重大事故等対処設備					—	○
		制御建屋の可搬型分電盤			可搬型重大事故等対処設備					—	○
					可搬型重大事故等対処設備					—	○
補機駆動用燃料補給設備による給油	補機駆動用燃料補給設備	軽油貯蔵タンク	その他再処理設備の附属施設 電気設備	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	—	—	基礎	1.2Ss	—	○
		軽油用タンク ローリ			可搬型重大事故等対処設備	—	—	屋外エリア	1.2Ss	—	○

第3－3表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類

第43条 計装設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物 (可搬型重大事故等対処設備については保管場所及び当該設備に適用される地震力を示す)		建物・構築物	基準地震動の1.2倍の地震力に対する考慮
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類						
共通	計測制御設備	計装導圧配管	(計測制御設備)	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	各建屋	1.2Ss	—	○
		温度計ガイド管	(計測制御設備)	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備					—	○
冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の監視パラメータ	代替計測制御設備	可搬型貯槽温度計	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備	—	—	各建屋内／保管庫	1.2Ss	—	○
	代替計測制御設備	可搬型冷却水流量計	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型冷却コイル通水流量計	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型貯槽液位計	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型機器注水流量計	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型凝縮器出口排気温度計	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型凝縮器通水流量計	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型凝縮水回収先セル液位計	計測制御設備	S	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型凝縮水回収先貯槽液位計	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型フィルタ差圧計	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型膨張槽液位計	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型冷却コイル圧力計	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計	計測制御設備	S	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型導出先セル圧力計	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型漏えい液受皿液位計	計測制御設備	S/C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型建屋供給冷却水流量計	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型冷却水排水線量計	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
			—	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○

第3－3表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類

第43条 計装設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物 (可搬型重大事故等対処設備については保管場所及び当該設備に適用される地震力を示す)		建物・構築物	基準地震動の1.2倍の地震力に対する考慮
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類						
放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の監視パラメータ	代替計測制御設備	可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計	計測制御設備	S	可搬型重大事故等対処設備	—	—	各建屋内／保管庫	1.2Ss	—	○
	代替計測制御設備	可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計	計測制御設備	S	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計	計測制御設備	S	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計	計測制御設備	S	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型水素濃度計	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型セル導出ユニット流量計	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計	計測制御設備	S	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型導出先セル圧力計	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型貯槽温度計	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の監視パラメータ	代替計測制御設備	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型燃料貯蔵プール等水位計（バージ式）	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型燃料貯蔵プール等水温計（サーミスタ式）	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型燃料貯蔵プール等水温計（測温抵抗体）	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替計測制御設備	可搬型代替注水設備流量計	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型スプレー設備流量計	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型空冷ユニットA	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型空冷ユニットB	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型空冷ユニットC	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型空冷ユニットD	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型空冷ユニットE	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
										—	○

第3－3表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類

第43条 計装設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物 (可搬型重大事故等対処設備については保管場所及び当該設備に適用される地震力を示す)	建物・構築物	基準地震動の1.2倍の地震力に対する考慮	
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類						
使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の監視パラメータ	代替計測制御設備	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備	—	—	各建屋内／保管庫	1.2Ss	—	○
		可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）	放射線監視設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）	放射線監視設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型空冷ユニット用ホース	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型計測ユニット	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型監視ユニット	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型計測ユニット用空気圧縮機	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計（機器付）	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型空冷ユニット出口圧力計（機器付）	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力計（機器付）	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計（機器付）	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型監視カメラ入口空気流量計（機器付）	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型線量率計入口空気流量計（機器付）	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○
	けん引車	—	—	—	可搬型重大事故等対処設備	—	○				

第3－3表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類												
第43条 計装設備												
系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物 （可搬型重大事故等対処設備については保管場所及び当該設備に適用される地震力を示す）	建物・構築物	基準地震動の1.2倍の地震力に対する考慮		
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類							
工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備の監視パラメータ	代替計測制御設備	可搬型放水砲流量計	—	—	可搬型重大事故等対処設備	—	—	各建屋内／保管庫	1.2Ss	—	○	
		可搬型放水砲圧力計	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○	
		可搬型貯水槽水位計（ロープ式）	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○	
		可搬型貯水槽水位計（電波式）	—	—	可搬型重大事故等対処設備					—	○	
		可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○	
	代替計測制御設備	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）	放射線監視設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○	
	代替計測制御設備	可搬型建屋内線量率計	放射線監視設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○	
			放射線監視設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○	
			放射線監視設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○	
			放射線監視設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○	
			放射線監視設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○	
			放射線監視設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○	
			放射線監視設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○	
	重大事故等への対処に必要な水の供給設備の監視パラメータ	代替計測制御設備	可搬型貯水槽水位計（ロープ式）	—	—					可搬型重大事故等対処設備	—	○
		代替計測制御設備	可搬型貯水槽水位計（電波式）	—	—					可搬型重大事故等対処設備	—	○
		代替計測制御設備	可搬型送水流量計	—	—					可搬型重大事故等対処設備	—	○
	電源設備の監視パラメータ	代替計測制御設備	前処理建屋可搬型発電機電圧計	その他再処理設備の附属施設 電気設備	S					可搬型重大事故等対処設備	—	○
前処理建屋可搬型発電機燃料油計			S		可搬型重大事故等対処設備	—	○					
分離建屋可搬型発電機電圧計			S		可搬型重大事故等対処設備	—	○					
分離建屋可搬型発電機燃料油計			S		可搬型重大事故等対処設備	—	○					
制御建屋可搬型発電機電圧計			S		可搬型重大事故等対処設備	—	○					
制御建屋可搬型発電機燃料油計			S		可搬型重大事故等対処設備	—	○					
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機電圧計			S		可搬型重大事故等対処設備	—	○					
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機燃料油計			S		可搬型重大事故等対処設備	—	○					
高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機電圧計			S		可搬型重大事故等対処設備	—	○					
高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油計			S		可搬型重大事故等対処設備	—	○					
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機電圧計			S		可搬型重大事故等対処設備	—	○					
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機燃料油計			S		可搬型重大事故等対処設備	—	○					

第3－3表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類

第43条 計装設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物 (可搬型重大事故等対処設備については保管場所及び当該設備に適用される地震力を示す)	建物・構築物	基準地震動の1.2倍の地震力に対する考慮	
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類						
情報把握計装設備	情報把握計装設備	可搬型情報収集装置（前処理建屋用）	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備	—	—	各建屋内／保管庫	1.2Ss	—	○
		可搬型情報収集装置（分離建屋用）	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型情報収集装置（精製建屋用）	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型情報収集装置（クラ ン・ブルトニウム混合脱硝建 屋用）	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型情報収集装置（高レベ ル廃液ガラス固化建屋用）	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型情報収集装置（制御建 屋用）	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型情報収集装置（使用済 燃料受入れ・貯蔵建屋用）	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型情報表示装置（制御建 屋用）	中央制御室	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型情報表示装置（使用済 燃料受入れ・貯蔵建屋用）	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御 室	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型情報収集装置（第1保 管庫・貯水所用）	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型情報収集装置（第2保 管庫・貯水所用）	計測制御設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		情報把握計装設備用発電機	電気設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		情報把握計装設備用発電機電 圧計	電気設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○
		情報把握計装設備用発電機燃 料油計	電気設備	C	可搬型重大事故等対処設備					—	○

第3－3表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類											
第44条 制御室											
系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物 （可搬型重大事故等対処設備については保管場所及び当該設備に適用される地震力を示す）		建物・構築物	基準地震動の1.2倍の地震力に対する考慮
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類						
中央制御室の居住性を確保するための設備	代替制御建屋中央制御室換気設備	代替中央制御室送風機	制御建屋中央制御室換気設備	S	可搬型重大事故等対処設備	－	－	制御建屋／保管庫	1.2Ss	－	○
		可搬型ダクト			可搬型重大事故等対処設備			制御建屋／屋外エリア	－	－	－
中央制御室の照明を確保する設備	代替照明設備	可搬型照明（SA）	照明設備	C	可搬型重大事故等対処設備			制御建屋／保管庫	1.2Ss	－	○
環境測定設備	環境測定設備	可搬型酸素濃度計	－	－	可搬型重大事故等対処設備					－	○
		可搬型二酸化炭素濃度計			可搬型重大事故等対処設備					－	○
		可搬型窒素酸化物濃度計			可搬型重大事故等対処設備					－	○
中央制御室のその他設備・資機材	制御室放射線計測設備	ガンマ線用サーバイメータ	－	－	可搬型重大事故等対処設備					－	○
		アルファ・ベータ線用サーバイメータ			可搬型重大事故等対処設備					－	○
		可搬型ダストサンプラ			可搬型重大事故等対処設備					－	○
使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性を確保するための設備	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	代替制御室送風機	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	C	可搬型重大事故等対処設備	－	－	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／保管庫	1.2Ss	－	○
		可搬型ダクト			可搬型重大事故等対処設備			使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／屋外エリア	－	－	－
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明を確保するための設備	代替照明設備	可搬型照明（SA）	照明設備	C	可搬型重大事故等対処設備			使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／保管庫	1.2Ss	－	○
環境測定設備	環境測定設備	可搬型酸素濃度計	－	－	可搬型重大事故等対処設備					－	○
		可搬型二酸化炭素濃度計			可搬型重大事故等対処設備					－	○
		可搬型窒素酸化物濃度計			可搬型重大事故等対処設備					－	○
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のその他設備・資機材	制御室放射線計測設備	ガンマ線用サーバイメータ	－	－	可搬型重大事故等対処設備					－	○
		アルファ・ベータ線用サーバイメータ			可搬型重大事故等対処設備					－	○
		可搬型ダストサンプラ			可搬型重大事故等対処設備					－	○

第3－3表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類															
第45条 監視測定設備															
系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物 （可搬型重大事故等対処設備については保管場所及び当該設備に適用される地震力を示す）		建物・構築物	基準地震動の1.2倍の地震力に対する考慮				
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類										
放射性物質の濃度及び線量の測定	放射線監視設備	主排気筒の排気モニタリング設備 排気筒モニタ（配管の一部） 〔流路〕	（放射線監視設備）	（S）	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	主排気筒管理建屋	1.2Ss	－	○				
		主排気筒の排気モニタリング設備 排気サンプリング設備（配管の一部） 〔流路〕		（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備					－	○				
放射性物質の濃度及び線量の測定	代替排気モニタリング設備	可搬型排気モニタリング設備 可搬型ガス モニタ	主排気筒の排気モニタリング設備 排気筒モニタ	S	可搬型重大事故等対処設備	－	－	主排気筒管理建屋／保管庫	1.2Ss	－	○				
			北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備 排気筒モニタ	C	可搬型重大事故等対処設備			保管庫		－	○				
		可搬型排気モニタリング設備 可搬型排気サンプリング設備	主排気筒の排気モニタリング設備 排気サンプリング設備 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備 排気サンプリング設備	C	可搬型重大事故等対処設備			保管庫		－	○				
			可搬型データ伝送装置	主排気筒の排気モニタリング設備 排気筒モニタ	S			可搬型重大事故等対処設備		主排気筒管理建屋／保管庫	－	○			
		可搬型データ伝送装置	北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備 排気筒モニタ	C	可搬型重大事故等対処設備			保管庫		－	○				
			可搬型データ表示装置	主排気筒の排気モニタリング設備 排気筒モニタ	S			可搬型重大事故等対処設備		主排気筒管理建屋／保管庫	－	○			
		可搬型データ表示装置		北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備 排気筒モニタ	C			可搬型重大事故等対処設備		保管庫	－	○			
			代替電源設備	可搬型発電機	所内低圧系統 460V 非常用母線			S		可搬型重大事故等対処設備	－	－	主排気筒管理建屋／保管庫	1.2Ss	－

第3－3表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類

第45条 監視測定設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物 (可搬型重大事故等対処設備については保管場所及び当該設備に適用される地震力を示す)		建物・構築物	基準地震動の1.2倍の地震力に対する考慮
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類						
放射性物質の濃度及び線量の測定	代替環境モニタリング設備	可搬型環境モニタリング設備 可搬型線量率計	放射線管理施設 放射線監視設備 屋外モニタリング設備	C	可搬型重大事故等対処設備	－	－	保管庫	1.2Ss	－	○
		可搬型環境モニタリング設備 可搬型ダスト モニタ	環境モニタリング設備 モニタリング ポスト、ダスト モニタ		可搬型重大事故等対処設備					－	○
		可搬型データ伝送装置			可搬型重大事故等対処設備					－	○
		可搬型建屋周辺モニタリング設備 ガンマ線用サーベイ メータ	放射線管理施設 放射線監視設備 屋外モニタリング設備 環境モニタリング設備 モニタリング ポスト	C	可搬型重大事故等対処設備	－	－	制御建屋／使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／保管庫	1.2Ss	－	○
		可搬型建屋周辺モニタリング設備 中性子線用サーベイ メータ	放射線管理施設 放射線監視設備 屋外モニタリング設備 環境モニタリング設備	C	可搬型重大事故等対処設備	－	－	制御建屋／保管庫	1.2Ss	－	○
		可搬型建屋周辺モニタリング設備 アルファ・ベータ線用サーベイ メータ	放射線管理施設 放射線監視設備 屋外モニタリング設備 環境モニタリング設備	C	可搬型重大事故等対処設備	－	－	制御建屋／使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／保管庫	1.2Ss	－	○
		可搬型建屋周辺モニタリング設備 ダスト モニタ	ダスト モニタ		可搬型重大事故等対処設備					－	○
		可搬型ダスト サンブラ			可搬型重大事故等対処設備					－	○
	代替電源設備	可搬型発電機	所内低圧系統 460V非常用母線 計測制御用交流電源設備 計測制御用交流電源設備	C	可搬型重大事故等対処設備	－	－	保管庫	1.2Ss	－	○
	運搬車	－	－	－	可搬型重大事故等対処設備	－	－	屋外エリア	1.2Ss	－	○

第3－3表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類

第45条 監視測定設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物 (可搬型重大事故等対処設備については保管場所及び当該設備に適用される地震力を示す)	建物・構築物	基準地震動の1.2倍の地震力に対する考慮	
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類						
放射性物質の濃度及び線量の測定	代替試料分析関係設備	可搬型試料分析設備 可搬型放射能測定装置	放射線管理施設 試料分析関係設備 放出管理分析設備、環境試料測定設備	C	可搬型重大事故等対処設備	—	—	主排気筒管理建屋／保管庫	1.2Ss	—	○
		可搬型試料分析設備 可搬型核種分析装置			可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型試料分析設備 可搬型トリチウム測定装置			可搬型重大事故等対処設備					—	○
	代替放射能観測設備	可搬型放射能観測設備 ガンマ線用サーベイメータ (NaI(Tl)シンチレーション)	放射線管理施設 環境管理設備 放射能観測車	—	可搬型重大事故等対処設備	—	—	保管庫	1.2Ss	—	○
		可搬型放射能観測設備 ガンマ線用サーベイメータ (電離箱)			可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型放射能観測設備 中性子線用サーベイメータ			可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型放射能観測設備 アルファ・ベータ線用サーベイメータ			可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型放射能観測設備 可搬型ダスト・よう素サンブラ			可搬型重大事故等対処設備					—	○
風向、風速その他の気象条件の測定	代替気象観測設備	可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	放射線管理施設 環境管理設備 気象観測設備	C	可搬型重大事故等対処設備	—	—	保管庫	1.2Ss	—	○
		可搬型データ伝送装置			可搬型重大事故等対処設備					—	○
		可搬型風向風速計	放射線管理施設 環境管理設備 気象観測設備	C	可搬型重大事故等対処設備	—	—	主排気筒管理建屋／保管庫	1.2Ss	—	○
		可搬型発電機	所内高圧系統 6.9kV運転予備用母線 計測制御用交流電源設備 計測制御用交流電源設備	C	可搬型重大事故等対処設備	—	—	保管庫	1.2Ss	—	○
モニタリングポスト等の電源回復又は機能回復	代替電源設備	環境モニタリング設備用可搬型発電機	所内低圧系統 460V非常用母線	S	可搬型重大事故等対処設備	—	—	保管庫	1.2Ss	—	○
	運搬車	—	—	—	可搬型重大事故等対処設備	—	—	屋外エリア	1.2Ss	—	○

第3－3表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物 (可搬型重大事故等対処設備については保管場所及び当該設備に適用される地震力を示す)		建物・構築物	基準地震動の1.2倍の地震力に対する考慮
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類						
再処理事業所内の通信連絡	代替通信連絡設備	代替通話系統	通信連絡設備 (ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話)	C	常設耐震重要重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	各建屋内	1.2Ss	－	○
		可搬型通話装置			可搬型重大事故等対処設備	－	－	制御建屋	1.2Ss	－	○
		可搬型衛星電話（屋内用）			可搬型重大事故等対処設備			使用済燃料受入れ・貯蔵建屋		－	○
		可搬型トランシーバ（屋内用）			可搬型重大事故等対処設備			使用済燃料受入れ・貯蔵建屋		－	○
		可搬型衛星電話（屋外用）			可搬型重大事故等対処設備			制御建屋／保管庫		－	○
		可搬型トランシーバ（屋外用）			可搬型重大事故等対処設備			制御建屋／保管庫		－	○
再処理事業所外への通信連絡	通信連絡設備	統合原子力防災ネットワーク I P 電話	(通信連絡設備)	(C)	常設耐震重要重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	－	－	緊急時対策建屋	1.2Ss	－	○
		統合原子力防災ネットワーク I P－F A X		(C)	常設耐震重要重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備					－	○
		統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム		(C)	常設耐震重要重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備					－	○
		データ伝送設備		(C)	常設耐震重要重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備					－	○
	代替通信連絡設備	可搬型衛星電話（屋内用）	通信連絡設備 (一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ)	C	可搬型重大事故等対処設備	－	－	制御建屋、緊急時対策建屋	1.2Ss	－	○
		可搬型衛星電話（屋外用）		C	可搬型重大事故等対処設備					－	○

4. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針

可搬型重大事故等対処設備は、事業許可基準規則の第33条第3項第6号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。

再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。

4. 1 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止

可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。

重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。

4. 2 不燃性又は難燃性材料の使用

可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以

上の性能を有するもの（以下、「代替材料」という。）を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。

4. 3 落雷，地震等の自然現象による火災の発生防止

再処理事業所敷地及びその周辺での発生の可能性，可搬型重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。

風（台風），竜巻及び森林火災は，それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように，自然現象から防護する設計とすることで，火災の発生を防止する。

生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については，侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。

津波，凍結，高温，降水，積雪，生物学的事象及び塩害は，発火源となり得る自然現象ではなく，火山の影響についても，火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると，発火源となり得る自然現象ではない。

したがって，再処理施設で火災が発生させるおそれのある自然現象として，落雷及び地震について，これらの自然現象

によって火災が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。

4. 4 早期の火災感知及び消火

火災の感知及び消火については，可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。

可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに，火災の発生場所を特定するために，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。

消火設備のうち消火栓，消火器等は，火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。

消火設備は，可燃性物質の性状を踏まえ，想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。

火災時の消火活動のため，大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。

重大事故等への対処を行う建屋内のアクセスルートには，重大事故が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し，初期消火活動ができる手順を整備する。

可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち，当該機器が火災の影響を受けるおそれがあることから消火活動を行うにあたり，煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所につ

いて，固定式消火設備を設置することにより，消火活動が可能な設計とする。

屋内消火栓，消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。

4. 5 火災感知設備及び消火設備対する自然現象の考慮

火災感知設備及び消火設備は，地震等の自然現象によっても，火災感知及び消火の機能，性能が維持されるよう，凍結，風水害，地震時の地盤変位を考慮した設計とする。

【補足説明資料 4-1】

2 章 補足説明資料

第33条: 重大事故等対処設備

注)10/11付で提出した資料は8月付で提出した資料と同一のものであるが、資料No.を変更したことからRev.0とした。

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考(8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1-1	重大事故等対処設備の設備分類等について	44/28	4	削除 別紙-0-1 重大事故等対処施設の設備分類等について
補足説明資料2-1	重大事故等対処設備の容量等について	12/12	3	別紙-7 重大事故等対処施設の個数及び容量について (精査中)
補足説明資料2-2	重大事故等時の環境条件における健全性について	1/28	7	別紙-2 重大事故等時の環境条件における健全性について (精査中)
補足説明資料2-3	操作の確実性について	12/12	2	別紙-3 操作の確実性について (精査中)
補足説明資料2-4	試験又は検査性について	12/12	2	別紙-1 試験又は検査性について (精査中)
補足説明資料2-5	系統の切替性について	12/12	2	別紙-4 系統の切替性について (精査中)
補足説明資料2-6	重大事故等対処設備の悪影響の防止について	12/12	2	別紙-5 重大事故等対処施設の悪影響の防止について (精査中)
補足説明資料2-7	重大事故等対処設備の設置場所について	12/12	2	別紙-6 重大事故等対処施設の設置場所について (精査中)
補足説明資料2-8	常設重大事故等対処設備の共通要因故障について	1/28	3	別紙-8 常設重大事故等対処設備の共通要因故障について (精査中)
補足説明資料2-9	可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について	12/12	2	別紙-9 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について (精査中)
補足説明資料2-10	異なる複数の接続箇所の確保について	1/28	3	別紙-10 異なる複数の接続箇所の確保について (精査中)
補足説明資料2-11	可搬型重大事故等対処設備の設置場所について	12/12	2	別紙-11 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について (精査中)
補足説明資料2-12	可搬型重大事故等対処設備の保管場所について	1/28	6	別紙-12 保管場所について (精査中)
補足説明資料2-13	アクセスルートについて	1/10	3	別紙-13 アクセスルートについて (精査中)
補足説明資料2-14	可搬型重大事故等対処設備の共通要因故障について	1/28	4	別紙-14 可搬型重大事故等対処設備の共通要因故障について (精査中)
補足説明資料2-15	可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について	1/16	3	別紙-7-1 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について (精査中)
補足説明資料2-16	重大事故等対処設備の環境条件について	40/44	0	削除 別紙-2-1 重大事故等対処施設の環境条件について
補足説明資料2-17	設計基準事故に対処するための設備に対する多様性及び位置的分散の整理について	40/44	0	削除 別紙-15 設計基準事故に対処するための設備に対する多様性及び位置的分散の整理について

第33条: 重大事故等対処設備

注) 10/11付で提出した資料は8月付で提出した資料と同一のものであるが、資料No.を変更したことからRev.0とした。

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考(8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料2-18	可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について	10/11	0	削除 別紙-9-1 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について
補足説明資料2-19	重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について	10/11	0	削除 別紙-12-1 重大事故等対処施設の外部事象に対する防護方針について
補足説明資料2-20	常設重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について	12/20	2	別紙-12-2 重大事故等対処施設の内部火災に対する防護方針について (精査中)
補足説明資料2-21	重大事故等対処設備の溢水に対する防護方針について	12/12	1	別紙-12-3 重大事故等対処施設の内部溢水に対する防護方針について (精査中)
補足説明資料2-22	重大事故等対処設備の化学薬品の漏えいに対する防護方針について	12/12	1	別紙-12-4 重大事故等対処施設の化学薬品の漏えいに対する防護方針について (精査中)
補足説明資料2-23	可搬型重大事故等対処設備の加振試験について	11/18	1	補足説明資料3-3に移動 別紙-12-5 可搬型重大事故等対処設備の保管について
補足説明資料2-24	可搬型重大事故等対処設備の具体的な個数及び保管場所	11/28	0	補足説明資料2-15に統合
補足説明資料2-25	重大事故等対処施設の地盤について	12/12	0	削除
補足説明資料2-26	津波による損傷の防止について	12/12	0	削除
補足説明資料2-27	重大事故等対処設備の環境条件について	1/28	3	新規作成(精査中)
補足説明資料3-1	重大事故等対処施設の耐震設計における重大事故と地震の組合せについて	1/28	4	新規作成 第31条 地震による損傷の防止 補足説明資料2-5 (11/22提出)(精査中)
補足説明資料3-2	基準地震動を1.2倍にした地震力に対して機能維持させる設備の確認方法	12/17	1	新規作成 第31条 地震による損傷の防止 補足資料4 (8/23提出)
補足説明資料3-3	可搬型重大事故等対処設備の加振試験について	12/12	2	補足説明資料2-23を移動
補足説明資料4-1	可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する火災防護方針について	1/16	2	新規作成(精査中)